

平成 22 年度
事業報告書

平成 23 年 5 月 20 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

目 次

I 法人の概況

1. 設立年月日
2. 主たる事務所の状況
3. 定款に定める目的
4. 定款に定める事業内容
 - (1) 公益目的事業
 - (2) 収益事業等
5. 所管官庁に関する事項
6. 会員の状況
7. 役員等に関する事項
 - (1) 任期
 - (2) 役員数
 - (3) 役員等名簿（平成 23 年 3 月 31 日現在）
8. 職員に関する事項
9. 許可、認可、承認、証明等に関する事項
10. 寄附金に関する事項

II 平成 22 年度事業報告

1. 役員会・組織運営等に関する事項
 - (1) 総会の開催状況
 - (2) 理事会の開催状況
 - (3) 業務執行会議の開催状況
 - (4) 正副会長・委員長会議の開催状況
 - (5) 総務委員会の開催状況
 - (6) 選挙管理委員会の開催状況
 - (7) 公益認定等委員会による立入検査の実施状況

2. 老人福祉及び介護に関する調査研究の実施状況（老施協総研 他）
 - (1) 「高齢者福祉・介護グランドデザイン」に基づく政策提言の作成
 - (2) 老施協総研における調査・研究事業
 - (3) その他の調査・研究事業
 - (4) 報告書等の作成・配布

3. 老人福祉及び介護に関する研修等の実施状況（研修委員会 他）

- (1) 認知症専門ケア力の向上に資する研修
- (2) 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修事業
- (3) 特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（基本研修、実地研修等の実施）
- (4) 専門性の向上に資する研修
- (5) 事業の円滑な運営、戦略構築に向けた情報の共有に資する研修
- (6) カントリーミーティングの開催（21世紀委員会）
- (7) 全国大会の開催（全国大会運営委員会）

4. 老人福祉及び介護に関する普及啓発活動の実施状況

- (1) 継続的な普及啓発活動（広報委員会）
- (2) 施設・事業所における広報活動の活性化への取り組み（広報委員会）
- (3) 老人福祉及び介護に係る普及啓発活動（広報委員会）
- (4) 資料等の作成、配布
- (5) 平成22年度における普及啓発事業の取り組み・成果等

5. 老人福祉及び介護に関する相談支援活動の実施状況

- (1) 都道府県・指定都市老施協（デイ協）等との連絡調整
- (2) 人材確保対策のための相談支援活動
- (3) 求人情報サイト「JS-JOB」の運営（広報委員会）
- (4) 「JS-WEB110」の運営（広報委員会）
- (5) 「高齢消費者見守りネットワーク」への参画及び積極的推進（在宅委員会）
- (6) 「東日本大震災」に対する支援活動の推進（災害対策本部）

6. 関係機関及び団体等との連絡調整の状況

- (1) 厚生労働省等との連携
- (2) 社会福祉法人全国社会福祉協議会との連携
- (3) 特定非営利活動法人日本介護支援協会、介護関係団体との連携
- (4) 外国人介護従事者の受入れに関する連絡調整

7. 後援、協賛等

- (1) 後援、協賛

8. その他の事業の実施状況

- (1) 表彰規程に基づく表彰事業
- (2) 災害見舞金規程に基づく災害見舞金の支給

9. 委員会・部会等の開催状況

- (1) 総務委員会
- (2) 経営・制度委員会
- (3) 介護保険委員会
- (4) 施設推進委員会
- (5) 在宅委員会
- (6) 研修委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 全国大会運営委員会
- (9) 21世紀委員会
- (10) 女性委員会
- (11) 福祉人材確保対策推進委員会
- (12) 老施協総研運営委員会

10. 参考資料

- 研修等の実施状況：開催日程、内容・カリキュラム等
- 高齢者の福祉と尊厳をまもる 2011 「行動宣言」
- 「意見書・要望書」

平成 22 年度 事業報告

I 法人の概況

1. 設立年月日

平成 21 年 4 月 1 日

2. 主たる事務所の状況

住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル

TEL 03-5211-7700(全国老施協) 03-5211-7703 (老施協総研) Fax 03-5211-7705

3. 定款に定める目的

本会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

4. 定款に定める事業内容

(1) 公益目的事業

- ① 高齢者の福祉の増進に関する調査研究
- ② 高齢者の福祉の増進に関する研修等の実施
- ③ 高齢者の福祉の増進に関する普及啓発活動
- ④ 高齢者の福祉の増進に関する相談支援

(2) 収益事業等

- ① 出版事業
- ② その他、公益目的事業に関連する事業

5. 所管官庁に関する事項

所管官庁：内閣総理大臣

6. 会員の状況

	正会員	準会員	賛助会員	合計
平成 22 年度末①	11,322	24	0	11,346
平成 21 年度末②	11,428	7	0	11,435
増減①-②	△106	17	0	△89
うち、特別養護老人ホーム				(△ 7)
養護老人ホーム				(△13)
軽費老人ホーム・ケアハウス				(△ 6)
老人デイサービスセンター他				(△63)

7. 役員等に関する事項

(1) 役員任期

平成 21 年 5 月 15 日定時総会における選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時まで

(2) 役員数（定款第 24 条）

理事 25 人以上 30 人以内、監事 3 人以内（平成 22 年 1 月 13 日定款変更による。）

(3) 役員等名簿（敬称略）

平成 23 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	所属先	常勤・非常勤
1. 常任顧問	中村 博彦	特別養護老人ホーム水明荘	非常勤
1. 代表理事（会長）	中田 清	特別養護老人ホーム静苑ホーム	非常勤
2. 理事（副会長）	伊藤 輝男	特別養護老人ホーム美山荘	非常勤
3. 理事（副会長）	林 正彦	養護老人ホーム長生共楽園	非常勤
4. 理事（副会長）	井上 悟	特別養護老人ホーム椿野苑	非常勤
5. 理事（副会長）	鴻江 圭子	特別養護老人ホーム白寿園	非常勤
6. 理事（副会長）	西澤 優李子	特別養護老人ホームいなほの里	非常勤
7. 業務執行理事	中村 博彦	特別養護老人ホーム水明荘	非常勤
8. 業務執行理事	石川 憲	特別養護老人ホーム岡本荘	非常勤
9. 業務執行理事	熊谷 和正	特別養護老人ホーム光風園	非常勤
10. 理事	麻生 孝行	特別養護老人ホームアスワン山荘	非常勤
11. 理事	井形 昭弘	名古屋学芸大学	非常勤
12. 理事	石野 清治	社会福祉法人同愛記念病院財団	非常勤
13. 理事	遠藤 容弘	財団法人日本ゲートボール連合	非常勤
14. 理事	川井 一心	社会福祉法人全国社会福祉協議会	非常勤
15. 理事	河内 孝	東京福祉大学	非常勤
16. 理事	久藤 妙子	特別養護老人ホーム慈妙院加賀	非常勤
17. 理事	黒木 隆之	特別養護老人ホーム賀寿園	非常勤
18. 理事	小林 敏隆	特別養護老人ホーム鶯園	非常勤
19. 理事	鈴木 利治	鈴木法律事務所	非常勤
20. 理事	高瀬 純一	特別養護老人ホームシルバースターうなまの里	非常勤
21. 理事	高橋 治	ケアハウス大宮	非常勤
22. 理事	竹内 孝仁	国際医療福祉大学大学院	非常勤
23. 理事	田中 一昭	財団法人大学基準協会	非常勤
24. 理事	田中 亨	特別養護老人ホーム春緑苑	非常勤
25. 理事	田邊 信行	特別養護老人ホームやすらぎ園	非常勤

26. 理事	原 成充	特別養護老人ホーム清流園	非常勤
27. 理事	鷺尾 悦也	学校法人日本社会事業大学	非常勤
1. 監事	石田 勇三	社会福祉法人南魚沼福祉会	非常勤
2. 監事	碓井 法明	特別養護老人ホーム光明	非常勤
3. 監事	宮内 眞木子	宮内会計事務所	非常勤

8. 職員に関する事項

職員	当期末① (平成 22 年度末)		前期末② (平成 21 年度末)		前期末比増減 ①-②
男性	9 名		10 名		△1 名
女性	12 名		12 名		0 名
合計	21 名	・プロパー 9 人 ・出向職員 4 人 ・派遣職員 8 人 (うち短時間派遣 1 人)	22 名	・プロパー 9 人 ・出向職員 5 人 ・派遣職員 8 人 (うち短時間派遣 1 人)	△1 名

9. 許可、認可、承認、証明等に関する事項

申請・届出年月日	申請・届出事項	提出先
平成 22 年 3 月 31 日	〔届出〕 事業計画書等の提出	内閣総理大臣
平成 22 年 6 月 29 日	〔届出〕 事業報告等の提出	内閣総理大臣
平成 23 年 1 月 7 日	〔届出〕 定款変更の届出	内閣総理大臣
平成 23 年 3 月 30 日	〔届出〕 事業計画書等の提出	内閣総理大臣

10. 寄附金・寄贈物品に関する事項

相手先	寄贈物品	備考
株式会社アルボース	・感染症対策製品（手指消毒剤） （10×12 本）/1 施設・事業所×3,147 件 ・上記の発送に係る費用	申込のあった施設・事業所に配布

II 平成 22 年度事業報告

平成 22 年度【重点目標】

- ▶ 特養待機者 45 万人の解消……20 万床緊急施設整備を働きかける。
- ▶ 低所得高齢者、社会的弱者の生活権擁護に取り組む。
- ▶ 介護保険制度改革に取り組む。
- ▶ 高品質介護サービスの具体化案を示す。
- ▶ 介護保険制度内事業体としてガバナンスの確立を図る。

1. 役員会・組織運営等に関する事項

(1) 総会の開催状況：3 回

第 4 回 (定時総会)	平成 22 年 5 月 27 日 (木) 開催 第 1 号議案：平成 21 年度事業報告 (案) について 第 2 号議案：平成 21 年度決算報告 (案) について 第 3 号議案：平成 22 年度事業計画 (案) <追加>について	可決 可決 可決
第 5 回	平成 22 年 12 月 16 日 (木) 開催 第 1 号議案：代議員及び予備代議員の選任について 第 2 号議案：定款及び会員規程の一部変更について 第 3 号議案：役員の変動 (案) について	可決 可決 可決
第 6 回 ※東日本大震 災発生のため 中止	平成 23 年 3 月 18 日 (金) 開催 第 1 号議案：資金運用計画 (案) について 第 2 号議案：平成 22 年度補正予算 (案) について 第 3 号議案：平成 23 年度事業計画 (案) について 第 4 号議案：平成 23 年度当初予算 (案) について 第 5 号議案：定款の一部変更について	— — — — —

(2) 理事会の開催状況：5 回

第 7 回	平成 22 年 5 月 11 日 (火) 第 1 号議案：平成 21 年度事業報告 (案) について 第 2 号議案：平成 21 年度決算報告 (案) について 第 3 号議案：平成 22 年度事業計画 (案) <追加>について 第 4 号議案：入退会の承認について 第 5 号議案：第 4 回総会の招集について	可決 可決 可決 可決 可決
第 8 回	平成 22 年 10 月 19 日 (火) 第 1 号議案：入退会の承認について 第 2 号議案：第 5 回総会の招集について	可決 可決
第 9 回	平成 22 年 12 月 8 日 (水) 第 1 号議案：平成 23-24 年度代議員選挙について ・代議員選挙に係る諸事項について ・定款及び代議員等選任規程の一部変更について	可決

	第2号議案：諸規程（案）について ・役員選任規程の一部変更について	可決
	第3号議案：入退会の承認について	可決
	第4号議案：介護保険制度改正への対応について ・介護保険制度の見直しについて	可決
第10回 (書面表決)	平成23年1月31日（月） 第1号議案：平成23-24年度代議員定数について	可決
第11回	平成23年3月8日（火） 第1号議案：資産運用計画（案）について 第2号議案：平成22年度収支補正予算（案）について 第3号議案：平成23年度事業計画（案）について 第4号議案：平成23年度当初予算（案）について 第5号議案：定款の一部変更及び諸規程の制定について 第6号議案：入退会の承認について 第7号議案：第6回総会の招集について	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決

(3) 業務執行会議の開催状況：7回

業務執行理事による事業推進に向けた方針確認のため随時開催した。

第1回	平成22年7月29日	(木)
第2回	平成22年9月15日	(水)
第3回	平成22年10月8日	(金)
第4回	平成22年11月8日	(月)
第5回	平成23年1月18日	(火)
第6回	平成23年3月7日	(月)
第7回	平成23年3月24日	(木)

(4) 正副会長・委員長会議の開催状況：13回

事業執行にあたり、各委員会の共通認識、活動方針の確認・調整等を目的として、正副会長、業務執行理事、及び委員会委員長・幹事（拡大開催時は副委員長を含む。）により、定期的に開催した。

第1回	平成22年4月7日	(水)	(拡大)
第2回	平成22年4月21日	(水)	(拡大)
第3回	平成22年5月11日	(火)	(拡大)
第4回	平成22年6月13日	(日)	(拡大)
第5回	平成22年7月20日	(月)	(拡大)
第6回	平成22年9月6日	(月)	(拡大)
第7回	平成22年9月27日	(月)	(拡大)
第8回	平成22年10月20日	(水)	(拡大)
第9回	平成22年11月15日	(月)	(拡大)
第10回	平成22年12月17日	(金)	(拡大)
第11回	平成23年1月18日	(火)	(拡大)
第12回	平成23年2月23日	(水)	(拡大)
第13回	平成23年3月24日	(木)	※災害対策緊急

(5) 総務委員会の開催状況

① 総務委員会

第1回	平成22年9月27日	(月)
第2回	平成23年1月19日	(水)
第3回	平成23年2月17日	(木)
第4回	平成23年3月4日	(金)

② 「行動宣言」策定WT（旧倫理綱領WT）の開催状況

第1回	平成23年2月17日	(木)	※総務委員会と合同
第2回	平成23年3月4日	(金)	※総務委員会と合同

(6) 選挙管理委員会の開催状況

第1回	平成23年1月21日	(金)
第2回	平成23年3月8日	(火)

(7) 公益認定等委員会による「立入検査」の実施状況

- ① 検査担当 公益認定等委員会（内閣総理大臣）
- ② 実施年月日 平成23年1月19日（水）、20日（木）
- ③ 検査対象年度 平成21年度事業報告及び会計報告

2. 老人福祉及び介護に関する調査研究の実施状況（老施協総研 他）

(1) 「高齢者福祉・介護グランドデザイン」に基づく政策提言の作成

平成21年度に策定した「高齢者福祉・介護グランドデザイン」に基づき、今年度の重点目標を踏まえ、平成24年（2012年）介護保険制度改革に向けた「政策提言」を作成した。

◎「高齢者福祉・介護グランドデザイン」策定時の着眼

- ・特養ホーム、デイサービスセンター等を地域ケアの総合拠点とする。
- ・特養ホームにおける医療・看護機能の充実強化を図る。
- ・脱施設、特養解体の流れを止め、介護保険制度の再構築を図る。「特養倍増プラン」

〔提言〕

「高齢福祉・介護のグランドデザイン

— 「いつでも どこでも だれでも」安心できる介護制度の実現のために—

(2) 老施協総研における調査・研究事業

① 老施協総研における調査・研究

- 介護老人福祉施設等の「平成21年度収支状況等調査」（平成14年度からの継続事業）

- ・ 酬改定のエビデンス、事業経営の指針として、平成 14 年度より毎年、介護老人福祉施設、通所介護事業所の収支状況等調査を行っている。（「介護老人福祉施設等「平成 21 年度収支状況調査」報告書」参照）
- ・ 調査回答施設には、当該施設の収支状況について、全体平均との指標を個別に提供している。

○認知症高齢者ケア研究事業（平成 21-22 年度事業）

- 〔平成 22 年度における取り組み・成果等〕
- ・ 高齢者福祉施設における認知症ケアの質の向上と標準的なモデルを確立することを目指し、ケアの関わり方によって B P S D を伴う認知症高齢者の症状の改善・軽減、行動の変化が見られたケースについて事例を蓄積・分析し、B P S D に対する効果的な手法を導くことを目的として調査を実施した。
 - ・ 有識者の専門の見地から薬剤の過剰投与・副作用の可能性・再検討の必要性を検証した結果、臨床医の処方箋に対し安易に懸念を示し難いものの、同一利用者と同じ薬効の薬を複数種投与している事例がある等、成人に比べ生理機能が低下している高齢者については、慎重投与となっている薬に関し、定期的な臨床検査が欠かせないと思われる等、薬剤投与上の課題が明らかになった。

○新版要介護認定検証プロジェクトチームによる調査研究事業（平成 21-22 年度事業）

- 〔平成 22 年度における取り組み・成果等〕
- ・ 平成 21 年 10 月に出版された新版（2009 年版）改訂版を受けて第 2 次調査を実施し、平成 22 年 4 月に開催した委員会で中間報告の発表を行った。・委員会での意見等をもとに加筆・修正を行った結果、7 月に最終的な報告となった。
 - ・ 2009 年 4 月以降に採用された要介護認定の一次判定ソフトは、要介護度の高い調査対象者への適合は認められるものの、依然として要介護度の低い調査対象者への適合は比較的不十分である可能性が見受けられた。

② 公募研究助成事業

老協協総研の一層の充実強化と現場発信の調査研究を広く推進することを目的として、平成 18 年度から公募による委託調査研究を実施しているものであり、平成 22 年度は以下の 4 事業となった。（1 事業 100 万円以内×4 件）

調査研究事業名	研究者名	所属先	助成金額
外国人介護福祉士候補者の受け入れに伴う「組織の活性化」と候補者の適応に関する実証的研究	西下 彰俊	東京経済大学現代法学部 教授	1,000,000 円
専門性のキャリアアンカーを持つ新人及び若年層介護職の就業定着と専門性確立をめざしたキャリア発達支援のための調査研究	横山 正子	神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科福祉コース 教授	400,000 円
特別養護老人ホームにおける医療同意のあり方に関する調査研究	石川 秀也	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 学科長（教授）	1,000,000 円
日本人介護未経験者及び外国人（在日外国人及び EPA 受入れ生）に対する研修・就労支援プログラムの開発	植村 英晴	日本社会事業大学社会福祉学部	983,700 円

(3) その他の調査・研究事業

① 厚生労働省 平成 22 年度老人保健健康増進等事業

平成 22 年度老人保健健康増進等事業については、3 月 11 日に発生した東日本大震災の

影響により事業執行に支障が生じたことから、平成 23 年度への繰り延べが認められ、6 月を目途に最終報告書のとりまとめを行うことになった。

○特別養護老人ホームにおける認知症高齢者の原因疾患別アプローチとケアの在り方調査研究事業

(補助金申請額 18,908,000 円)

[平成 22 年度における取り組み・成果等]

- ・ 特養における認知症高齢者の効果的かつ専門的なケアの確立を目指し、認知症状の背景の疾患別特徴を踏まえた医療・薬事との連携によるアプローチの有効性について調査研究を行った。
- ・ 無作為抽出による全国の特養及び入所者の実態調査を実施し、認知症入所者の原因疾患、診断名、診断方法、診断医師等の基礎データを集計、分析し、重度認知症高齢者のケアの現状と課題を取りまとめた。
- ・ 同時に 3 か所の特養において認知症専門医師との協働による「問診」「画像診断」「ケアカンファレンス」等を一定期間実施し、現行のケアの根拠の見直し及び課題の抽出によるケア計画への反映、経過を事例としてまとめるモデル検証事業を実施した。

○特別養護老人ホームにおける介護支援専門員及び生活相談員の業務実態調査研究事業

(補助金申請額 13,048,000 円)

[平成 22 年度における取り組み・成果等]

- ・ 福祉・介護サービスの人材確保・育成・定着を推し進め、業務の負担軽減を図る為には施設運営や介護業務のマネジメントの確立が必須であり、その効率化を模索することを目的に実施した。
- ・ 施設内での職種連携や介護業務のマネジメント的役割を担う介護支援専門員と生活相談員の業務実態についてタイムステディ調査を行い、業務内容、業務時間、業務発生回数等を把握し、ケアマネジメント及び生活相談に関する現状と専門職としての必要性を明確にし、実務としての可視化が困難な間接業務の分析に取り組んだ。

② その他の事業

○医療的ケア（口腔内のたん吸引等の取扱いにおける標準的手順及び実施体制整備）に関する WT（介護保険委員会）

[平成 22 年度における取り組み・成果等]

- ・ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成 22 年 4 月 1 日 医政発 0401 第 17 号)」において要件になっている①口腔内のたんの吸引等の標準的手順と、医師・看護職員・介護職員との役割分担、②介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施する上で必要であると考えられる条件について検討し、介護職員の医療的ケアについて、より安全・安心のケア実践を目的として実施した。
- ・ 外部委員の協力を得て、指針案、手技の手順書、モデル事業によるポイント、チェックリスト、様式等について示した報告書（特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて）を作成、平成 22 年 10 月に特養会員施設等に配布した。

(4) 報告書等の作成・配布

報告書名	作成日等	作成部数	配布先
介護老人福祉施設等「平成 21 年度収支状況等調査」報告書	平成 22 年 10 月	7,600 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国老協会員施設（特養） ・ 都道府県・指定都市老協 ・ 理事、代議員 ・ 経営研究会幹事

第7回全国老人ホーム基礎調査報告書	平成22年10月	11,500部	・ホームページ掲載により公開 ・全国老協協会員施設
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて	平成22年10月	5,000部	・全国老協協会員施設（特養） ・都道府県指定都市老協協 ・行政関係及び関係団体等 ・ホームページ掲載（会員等）により公開
特別養護老人ホームにおける認知症高齢者の原因疾患別アプローチとケアの在り方調査研究事業	平成23年6月	7,000部	・ホームページ掲載により公開 ・全国老協協会員施設 ・各都道府県・指定都市老協協 ・老協協関係者 ・研究機関等
特別養護老人ホームにおける介護支援専門員及び生活相談員の業務実態調査研究事業	平成23年6月	7,000部	・ホームページ掲載により公開 ・全国老協協会員施設 ・各都道府県・指定都市老協協 ・老協協関係者 ・研究機関等

3. 老人福祉及び介護に関する研修等の実施状況（研修委員会 他）

(1) 認知症専門ケア力の向上に資する研修

認知症実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）は、厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び課長通知「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」において定められたカリキュラム、様式等に基づき、全国老協協が都道府県又は指定都市の指定もしくはみなし手続きを受けて実施した。

総数 416 名

- ① 認知症介護実践研修(実践者研修) 251名(うち非会員13名)
- ② 認知症介護実践研修(実践リーダー研修) 165名(うち非会員47名)

(2) 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修事業

介護サービス指導者等要請研修事業は、厚生労働省医政局長通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」及び老健局高齢者支援課長通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」において定められたカリキュラム、様式等に基づき、全国老協協がモデル的に実施した。

総数：163名

(3) 特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（基本研修、実地研修等の実施）※厚生労働省委託事業

特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業は、厚生労働省の実施する企画競争において、本会の企画書等が採用された結果、老発1015第2号「特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業に係る委託契約について（依頼）」において定められたカリキュラム、様式等に基づき、厚生労働省の委託を受けて実施した。

- ・受講者（介護職員） 19名
- ・基本研修講師（医師又は看護師） 3名
- ・指導看護師（看護師） 8名

■ 試行事業看護師連絡会

〔開催日〕	第1回 平成22年10月30日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・基本研修カリキュラムについて ・役割分担について ・今後のスケジュールについて ・その他

■ 基本研修における役割分担打合せ

〔開催日〕	第1回 平成22年11月19日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・講演内容のすり合わせについて ・演習計画について ・役割分担について ・その他

(4) 専門性の向上に資する研修（総数：5,070名（うち非会員39人））

- ① 第7期介護力向上講習会 204名（修了者 202名）
- ② 介護力向上講習会フォローアップ研修会 310名（うち非会員2名）
- ③ 栄養ケア・マネジメント研修会 609名（うち非会員8名）
- ④ 指導指針会計実践的基礎講習 471名（うち非会員5名）
- ⑤ 指導指針会計実践的決算講習 430名（うち非会員3名）
- ⑥ 施設ケアマネジャー研修会 747名（うち非会員3名）
- ⑦ 生活相談員研修会 660名（うち非会員3名）
- ⑧ 介護職専門研修会 580名（うち非会員6名）
- ⑨ 課題別スキルアップ研修会 153名（うち非会員0名）
- ⑩ 低所得高齢者の生活権を守る！養護復権セミナー（施設推進委員会）
265名（うち非会員4名）
- ⑪ 養護老人ホーム職種別研修会（施設推進委員会） 210名（うち非会員0名）
- ⑫ 通所介護サービス力向上研修会（在宅委員会） 249名（うち非会員5名）
- ⑬ 「効果的な通所介護計画書作成の手引き」利用フォローアップ研修会（在宅委員会）
182名（うち非会員0名）

(5) 事業の円滑な運営、戦略構築に向けた情報の共有に資する研修（総数：1,390名（うち非会員8人））

- ① 経営戦略セミナー（経営制度委員会） 326名（うち非会員0名）
- ② キャリアパス・人材育成セミナー（経営制度委員会） 426名（うち非会員4名）
- ③ 地域ケアセミナー（在宅委員会） 212名（うち非会員0名）
- ④ ユニットケアセミナー（施設推進委員会） 240名（うち非会員3名）

⑤ 軽費・ケアハウス全国セミナー(施設推進委員会)

186名(うち非会員1名)

(6) カントリーミーティングの開催 (21世紀委員会)

各ブロックにて地域福祉を牽引する若手リーダーが集い、主体的なディスカッションにより現場の課題を浮き彫りにし、利用者ニーズに則した制度づくり、ガバナンスやサービスづくりに向けた発信につなげることを目的として開催した。

総数 1,676名

研修会・セミナー名	開催日	開催場所	受講者数
北海道カントリーミーティング*	平成22年12月 2日 (木) ~ 12月 3日 (金)	北海道	150名
東北カントリーミーティング*	平成22年10月28日 (木) ~ 10月29日 (金)	山形県	261名
関東カントリーミーティング*	平成23年 3月 2日 (水) ~ 3月 3日 (木)	新潟県	249名
東海・北陸カントリーミーティング*	平成22年 9月29日 (水) ~ 9月30日 (木)	三重県	215名
近畿カントリーミーティング*	平成22年 5月 6日 (木) ~ 5月 7日 (金)	大阪府	95名
近畿カントリーミーティング*	平成23年 2月 7日 (月) ~ 2月 8日 (火)	和歌山県	105名
中国カントリーミーティング*	平成22年12月 6日 (月) ~ 12月 7日 (火)	広島市	221名
四国カントリーミーティング*	平成22年12月 9日 (木) ~ 12月10日 (金)	高知県	200名
九州カントリーミーティング*	平成22年 6月 8日 (火) ~ 6月 9日 (水)	沖縄県	180名

(7) 全国大会の開催 (全国大会運営委員会)

① 第67回 全国老人福祉施設大会の開催 (北海道大会)

介護報酬改定 3%アップ、介護職員処遇改善交付金 4,000 億円の確保、介護基盤整備 3,000 億円+αの成果を確実に実践していくために、入所待機者解消に向けた特養ホームの基盤整備、介護職の地位向上・更なる処遇改善への取り組み、介護現場の魅力を高め、新たな社会福祉法人像の構築をはかるなど課題整理を行い、介護現場革命—明るい介護・新たな福祉—をテーマに介護福祉施設・事業所の共通認識・共通理解を図ることを目的として開催された。

開催テーマ	《介護現場革命》 — 明るい介護・新たな福祉 —
開催日時	平成22年10月20日(水)～22日(金)
開催場所	北海道札幌市(札幌コンベンションセンター他)
参加者数	約2,032名(参加者1,872名ほか地元関係者を含む。)
参加費	会員 18,000円 非会員 35,000円
項目(テーマ)及び講師等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1日目(全体会) <ul style="list-style-type: none"> ・基調報告:「介護保険制度の見直しに向けて～全国老協の課題」 中田 清(公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長) ・講演Ⅰ:「福祉経営の課題—制度内事業体として生き残るために—」 宇野 裕氏(日本社会事業大学 専務理事) ・講演Ⅱ:「2025年介護社会を展望する～在宅介護重視政策に未来はあるか～」

和田 秀樹 氏 (精神科医) ・特別報告：「介護新時代～押し寄せる団塊世代の高齢者～」 中村 博彦 氏 (参議院議員)
■ 2日目 (分科会) 第1分科会：新介護・福祉ビジョン～制度改正の動向と介護職の地位向上を目指して～ 第2分科会：社会福祉法人の現状とこれからの「ミッション=使命」の検証 第3分科会：地域包括ケアシステムの課題とこれからの在宅サービスの在り方を探る 第4分科会：高品質サービスの実践と検証 第5分科会：「養護復権」への課題 第6分科会：新たな経営戦略～軽費老人ホームの原点を探る
■ 3日目 (全体会) ・シンポジウム「アジアの人たちとの共同介護」 コーディネーター 河内 孝 氏 (東京福祉大学 特任教授)
・大会宣言 ・次期開催県挨拶 (高知県)

② 平成 22 年度全国老人福祉施設研究会議の開催 (富山会議)

平成 24 年度介護・診療報酬同時改定に向けた議論が進められていく中、2025 年以降の超高齢社会に向け、利用者や地域のニーズに対応できるよう、積み上げられた実践の中から現場発信が制度に反映されるべく会員施設の共通認識・共通理解をはかり、施設の考え方の変化・現場職員のレベルアップを目的として開催された。そこで研究会議の分科会では、各施設からの様々な事例・研究等が発表され参加施設にとって大変参考になり良い刺激になったと思われる。また全国老施協役員により実践研究発表への審査を行い、優秀な発表に対して表彰を行った。

開催テーマ	《介護現場革命》 ― 明るい介護・新たな福祉 ―
開催日時	平成 22 年 11 月 15 日 (月) ～16 日 (火)
開催場所	富山県富山市 (富山市総合体育館他)
参加者数	約 2,682 名 (参加者 2,559 名ほか地元関係者を含む。)
参加費	会員 15,000 円 非会員 30,000 円
項目 (テーマ) 及び講師等	■ 1日目 (全体会) ・開会式 ・基調報告：「現場発信による介護保険制度見直しを」 中田 清 (公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長) ・行政講演：「地域包括ケアにおける特養ホームへの期待」 水津 重三 氏 (厚生労働省 高齢者支援課 課長) ・特別報告：「介護新時代～押し寄せる団塊世代の高齢者～」 中村 博彦 氏 (参議院議員) ・記念講演：「いのちのバトンタッチ」～映画「おくりびと」に寄せて～ 青木 新門 氏 (作家) ・閉会式・次期開催県挨拶 ■ 2日目 (分科会) 研究発表 173 件、ポスターセッション 7 件 第1分科会：制度内ビジネスとしての施設経営・運営の課題 第2分科会：介護現場の人材確保と育成 第3分科会：高品質ケアの達成 第4分科会：在宅生活支援サービスの取組み 第5分科会：養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウスの運営 第6分科会：アジア介護職員との連携のあり方について

4. 老人福祉及び介護に関する普及啓発活動の実施状況

(1) 継続的な普及啓発活動（広報委員会）

① 広報誌等による情報発信の強化

○ 機関誌 月刊「老施協」の発行（定期刊年 12 回）

- ・ 会員、関係行政機関及び団体（都道府県・指定都市社協、社会福祉士・介護福祉士養成校、他の公益法人等）へ配布し、非会員等希望者には有料頒布（定価 200 円）を行った。

○ 「全国老施協だより」の発行（計 2 回）

- ・ 会員施設の職員、利用者、家族及び都道府県・指定都市老施協、地区ブロック大会等を通して、介護保険制度・施策の動向等に関する要点・課題を整理し、全国老施協の活動状況と問題提起の普及啓発に努めた。

② ネットワークによる情報発信の強化

○ 「J S－WEEKLY」の発行（毎週金曜日メール配信）

- ・ 介護・福祉分野の動向を幅広い情報ソースから主要ニュースを抽出し、全会員施設を対象に週 1 回のペースでメール配信を行った。また、会員への情報提供後、ホームページに掲載し一般への情報提供に努めた。

○ 「ホームページ」の運営

- ・ 国民及び会員に対し、老人福祉・介護保険制度等に関する情報、会員施設情報、行政通知等各種資料、研修会案内、各種調査研究報告等の提供を行うとともに、都道府県（市）老施協・デイ協、会員、本会間における種々の事務処理をWEB上で行った。なお、平成 22 年 10 月 1 日よりトップページのリニューアルを行った。

(2) 施設・事業所における広報活動の活性化への取り組み（広報委員会）

① 平成 22 年度「広報コンテスト」の実施

地域住民の施設選択に資するための情報開示のコンテンツとして会員施設・事業所が制作する広報紙・ホームページ等の広報活動の活性化、技術向上を図ることを目的として、「広報紙」「パンフレット」「ホームページ」3 部門のコンテストを行い、広報活動への普及、支援を行った。

応募数	〔総 数〕	309 点（広報誌 206 点、ホームページ 48 点、パンフレット 55 点）
表彰式	〔開催日〕	平成 22 年 10 月 20 日（水）
	〔場 所〕	札幌コンベンションホール
成果等	・ 過去最高の応募総数となったことから、各施設・事業所が活発に広報活動を行っていることがわかった。また、入賞施設をリーフレットやホームページで紹介することで、会員施設における広報活動の活性化に努めた。	

(3) 老人福祉及び介護に係る普及啓発活動（広報委員会）

① 第7回「60歳からの主張」の実施

満60歳以上を対象として、これまでの人生で見聞き、経験されたそれぞれの〈多様なご意見〉を募集し、社会的にアピールすることを通して、わが国の高齢者施策、国民視点の社会保障制度づくり、及び文化・経済等への問題提起を行うことを目的として実施した。

応募数	〔総数〕	3,722点（エッセイ・小論文 1,022点、川柳 2,700点）
表彰式	〔開催日〕	平成23年1月10日（月）成人の日
	〔場所〕	東京国際フォーラム
成果等		<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ掲載 ・もう一つの成人式として注目を集め、特に川柳においては、テレビ番組のコーナーの一つとして取り上げられるなど、広く社会にアピールすることができた。また、会員施設だけでなく、特に高齢者からの問合せが多い点、表彰式の一般募集（インターネット）では2,800件を超える参加希望があるなど、継続して毎年開催したことにより、一般に浸透していることがわかった。

② 「私の感動」介護作文コンテスト・「笑顔をありがとう」介護フォトコンテストの実施

日常の介護において得られる“感動”や“きらめき”を作文や写真を通じて紹介し、働きがいのある職場であることをアピールすることによって、福祉・介護職場のイメージ改善を図ることを目的として開催した。

応募数	〔総数〕	総数 2,105点（作文 791点、フォト 1,314点）
作文・フォトコンテスト授賞式		
	〔開催日〕	平成22年10月20日（水）全国老人福祉施設大会（北海道大会）
	〔場所〕	札幌市・札幌コンベンションセンター
内容		<ul style="list-style-type: none"> ・私の感動介護作文・笑顔をありがとう介護フォトコンテスト授賞式 ・受賞作品紹介（受賞作品集配布・教育家庭新聞掲載記事配布・パネル展示等）
成果等		<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ掲載数（募集告知・表彰式含め129件（広告換算30,355,761円）） ・教育家庭新聞とのタイアップ記事（平成22年10月16日） ・BS11「本格討論FACE」とのタイアップ放送（平成22年11月7日午後6～7時） ・入賞作品展の実施（銀座ギャラリー（地下鉄銀座駅構内）平成22年10月29日～11月4日） ・入賞者の作品集である冊子やDVDを通して、社会的評価向上のための広報活動事業や介護の職場のイメージアップを図ることができた。

(4) 資料等の作成、配布

資料名	作成日	作成部数	配布先	
機関誌 月刊「老施協」（定期刊12回）	毎月15日発行	13,000部	全会員1部	
〃 号外号 便覧Ⅰ	平成22年6月	13,000部	全会員	
〃 号外号 便覧Ⅱ		未発行		
全国老施協だより	No15	平成22年6月	800,000部	全会員施設、施設職員、利用者及び利用者家族、地域関係者等
	No16	平成22年12月	500,000部	

全国老施協ニュース	不定期	F A X 配信	全会員 平成 22 年度は発行なし
JS-WEEKLY	毎週金曜日	メール配信	メールアドレス登録会員
JSJOB 求人サイトチラシ	平成 22 年 11 月	20,300 部	全会員、老施協・デイ協 全国大会、その他

資料名	作成日	作成部数	配布先
「広報コンテスト」リーフレット	平成 22 年 10 月	18,700 部	全会員
第 7 回「60 歳からの主張」 ・ポスター ・チラシ ・作品集	平成 22 年 9 月 平成 22 年 9 月 平成 23 年 1 月	12,000 部 62,000 部 12,700 部	全会員、マスコミ、受賞者、会場配布等
第 3 回「作文・フォトコンテスト」 ・チラシ ・ポスター ・作品集 ・作品集 (DVD 付)	平成 22 年 9 月 平成 22 年 9 月 平成 22 年 12 月 平成 22 年 12 月	73,500 部 16,500 部 17,700 部 4,800 部	全会員、ハローワーク、厚生労働省、労働局、介護労働安定センター、ナズバツク、大学、短大、専門学校、関係団体、マスコミ等
全国老施協パンフレット	平成 23 年 1 月	14,700 部	全会員 特養、養護の非会員施設

(5) 平成 22 年度における普及啓発事業の取り組み・成果等

平成 21 年度の介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金について、様々な広報ツールを駆使して迅速な情報提供を行うことによって、加算届出を促し、交付金申請率アップ（特養ホーム申請率 96.0%）を図り、結果として介護従事者の処遇改善（介護職員 15,160 円増、介護職員以外も約 8,500 円から約 12,200 円増）を実現した。

また、介護従事者の社会的評価の向上、よりよい日本創りに向けた高齢者の多様な意見紹介、効果的な施設情報の発信等に資するため、継続実施している各種コンテストでは、マスコミにおける受賞作品掲載数の大幅増、教育現場における教材としての活用等、目に見える形での成果を得ることができた。

5. 老人福祉及び介護に関する相談支援活動の実施状況

(1) 都道府県・指定都市老施協（デイ協）等との連絡調整

① 都道府県指定都市老施協・デイ協との連携

必要な情報提供を行い、都道府県・指定都市老施協（デイ協）が実施する研修会・セミナー等に対し、講師派遣等の支援を行った。

② 地区ブロック大会の開催協力

地区ブロック大会との連携強化によって、制度への理解を進めるとともに、平成 22 年度全国老人福祉施設研究会議（富山会議）において、実践研究発表の質の向上等の成果につなげることができた。

大会名	開催年月日	開催場所
平成 22 年度全道老人福祉施設研究大会	平成22年6月14日（月）～ 6月15日（火）	北海道 札幌市
平成 22 年度東北ブロック老人福祉施設研究会	平成22年9月16日（木）～ 9月17日（金）	青森県 青森市
第 46 回関東ブロック老人福祉施設研究総会	平成22年6月24日（木）～ 6月25日（金）	山梨県 甲府市
東海・北陸ブロック老人福祉施設研究大会	平成22年6月22日（火）～ 6月23日（水）	愛知県 名古屋市
平成 22 年度近畿老人福祉施設研究協議会	平成22年7月22日（木）～ 7月23日（金）	京都府 京都市
第 42 回中国地区老人福祉施設研修大会	平成22年8月31日（火）～ 9月1日（水）	岡山県 岡山市
第 59 回四国老人福祉施設関係者研究大会	平成22年6月29日（火）～ 6月30日（水）	徳島県 徳島市
平成 22 年度九社連老人福祉施設協議会職員研究大会	平成22年7月15日（木）～ 7月16日（金）	佐賀県 佐賀市

(2) 人材確保対策のための相談支援活動

少子高齢化の進展に伴い、将来的な労働力不足が見込まれる中、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護ニーズは多様化し、拡大する状況にあるが、これらのニーズに対応するため、サービスを支える質の高い福祉・介護人材が継続的に確保されるよう、全国老施協では人材確保・定着支援に向けた様々な取り組みを実施した。

① 外国人介護福祉士候補者の受入れに関する支援（福祉人材確保対策推進委員会）

国家試験問題の在り方など現場実態に即した課題提起等の活動を展開することによって、試験用語取扱いの見直しなどの成果を得た。

- ・ E P A 協定による外国人介護職の受入れの推進
- ・ 「外国人介護従事者受入れ機関連絡会」の運営
- ・ 外国人介護福祉士候補者及び受入れ施設に対する支援

② 包括的職業能力評価制度整備委員会〔施設介護業〕活動報告書の送付

本会より委員を派遣していた中央職業能力開発協会「包括的職業能力評価制度整備委員会（施設介護業）」より活動報告書の提供を受け、人材の採用・育成に係る資料として活用を図ることを目的に会員等に配布した。

(3) 求人情報サイト「JS-JOB」の運営（広報委員会）

全国老施協会員ネットワークを生かした〈求人情報サイト〉の運営を通じて、会員施設・事業所のリクルート情報を発信し、介護現場の求人活動の支援を行った。

平成 22 年度は、地域に根ざした求人活動への支援を行うことを目的に平成 22 年 4 月から JS-JOB「都道府県・政令指定都市版」をリニューアルオープン。より広く活用していただくため、都道府県老施協・デイ協に協力要請を行うことで、各組織のホームページからも JS-JOB を利用できるようにした。（バナー掲載：17 県（市）、リンクの貼付：27 県（市））

また、更なる会員施設への周知と利用促進のため、新たにチラシを作成・配布し、登録促進を図った。

- ▶ サイト利用料：無料
- ▶ 求人会員数：280 施設（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ▶ 掲載求人数：1458 件（平成 23 年 3 月 31 日現在）
- ▶ PC用サイト：1 日平均ユーザー数 1,668 ページ/日
- ▶ 携帯用サイト：1 日平均ユーザー数 1,206 ページ/日

(4) 「J S-^{いちいちまる}WEB110 番」の運営（広報委員会）

会員施設・事業所向けの「WEB 相談窓口」として、会員施設・事業所が抱える悩みや質問にお答えし、事業運営のサポートを行った。

- ▶ 相談件数：（平成 22 年度）29 件、（累計）186 件

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(5) 「高齢消費者見守りネットワーク」への参画及び積極的推進（在宅委員会）

(6) 「東日本大震災」に対する支援活動の推進（災害対策本部）

3 月 11 日に発生した「東日本大震災」は未曾有の大災害となり、介護・老人福祉施設においても、広域にわたって甚大な被害が報告されている。

全国老施協では、発生直後に災害対策本部を設置し、義援金の募集と情報収集に努めた結果、物資の提供、義援金配布等の支援活動を迅速に展開することができた。

今後は、被災施設の一日も早い復旧に向け、関係機関と連携しながら、現地の状況・要望を踏まえた継続的な支援活動を展開していくこととなる。

① 災害対策本部の設置

- ・平成 23 年 3 月 12 日：全国老施協事務局に災害対策本部を設置。
- ・本部長：中田 清会長、顧問：中村 博彦常任顧問、副本部長：業務執行理事 他

② 支援内容

○ 義援金募集（3 月 14 日～4 月 30 日）

被災した老人福祉施設及び被災住民に対する支援（介護職等人材の派遣、物資の救援、義援金の提供等）を推進するため、全国の老人福祉施設・職員から義援金募集を行った。

現地視察（3 月 20 日～24 日）の際、被災縣市老施協等（岩手県、宮城県、仙台市、福島県及び山形県）に対し、緊急資金として計 450 万円の配分を行った。

○ 支援物資の提供

岩手県、宮城県（仙台市を含む）、福島県及び避難者の受入を進めている都県市の特養ホーム等に対し、以下の支援物資を搬送した。

- ・第1段（平成23年3月24日被災地到着分）

品名	数量
マスク	4,000人1ヶ月分 120,000枚
プラスチックグローブ	4,000人1ヶ月分 500,000枚
手指消毒剤	4,000人1ヶ月分 5,400本（ $\frac{1}{2}$ ）

- ・第2段（3月30日以降、随時各県拠点に搬送）

品名	数量
経管栄養セット	15,000セット
濃厚流動食（経管栄養食）テルミール	12,000本
経口補水液OS-1（500ml入/本）	47,000本

- ・第3段（4月以降に搬送予定）

避難者受入施設に対する物的支援の申込受け付けに向け、アンケート調査の準備を進めた。（申込受付及び物資の配布については4月となる見込み）

避難者受入施設に対する支援物資	数量（予定）
経口補水液OS-1（500ml入/本）	25,000本
毛布	20,000枚

○ 介護・老人福祉施設への人的支援

- ・介護職派遣等の人的支援については、被災地の状況・要請を踏まえ、被災県市の老施協、自治体及び厚生労働省と連携を図りながら、円滑な支援実施に向けた準備作業を推進した。

○ その他の支援

- ・被災地及び被災施設からの情報収集に努め、今後の復興に向けた課題・要望のとりまとめを行った。
- ・避難所において、認知症の人や家族、周囲の人が少しでも楽にすごせることを願い、ガイドブック「避難所でがんばっている認知症の人・家族等への支援ガイド」（50,000部（予定））を配布するための作成準備を進めた。

6. 関係機関及び団体等との連絡調整の状況

(1) 厚生労働省等との連携

- ・関係審議会等への委員派遣
- ・制度運用に係る調査研究委員会への委員派遣

委員会名	所管	派遣者名
社会保障審議会 介護給付費分科会	厚生労働省老健局	中田 清
社会保障審議会 介護保険部会	厚生労働省老健局	榊田 和平
社会保障審議会 福祉部会	厚生労働省社会・援護局	鴻江 圭子
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会	厚生労働省老健局	榊田 和平
今後の介護人材養成の在り方に関する検討会	厚生労働省社会・援護局	榊田 和平
介護・福祉ロボット開発・普及支援プロジェクトチーム	厚生労働省老健局 経済産業省製造産業局	武藤 岳人
実践的キャリア・アップ制度 介護人材WG	内閣府	中山 辰巳
高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会	消費者庁消費者情報課	大塚 忠廣
福祉人材確保重点実施期間推進協議会	厚生労働省社会・援護局	法人メンバーとして加入
「高齢者の消費者被害防止街頭キャンペーン」	消費者庁消費者情報課	近藤 貴子 今 裕司

(2) 社会福祉法人全国社会福祉協議会との連携

本会会長が全社協「理事」、「評議員」を務めるとともに、「高齢者保健福祉団体連絡協議会」、「施設協連絡会」、「政策委員会」等へ委員等を派遣し、連携に努めた。

委員会名	全社協担当部	派遣者名
理事会及び評議員会	総務部	中田 清
施設協連絡会	政策企画部	中田 清
政策委員会	法人振興部	鴻江 圭子
政策委員会施設委員会	法人振興部	鴻江 圭子
高齢者保健福祉団体連絡協議会（会長）	高年・障害福祉部	中田 清
高齢者保健福祉団体連絡協議会（監事）	高年・障害福祉部	熊谷 和正
福祉施設長専門講座運営委員会	中央福祉学院	村上 勝彦
スマトラ沖地震被災地福祉支援委員会	国際部	熊谷 和正
国際社会福祉基金委員会	国際部	熊谷 和正
月刊誌「ふれあいケア」編集委員会	出版部	兼間 達郎

(3) 特定非営利活動法人日本介護支援協会等、介護関係団体との連携

委員会等名	所管法人・団体	派遣者名
社会福祉法人福利厚生センター 理事・評議員	社会福祉法人福利厚生センター	井上 悟
社団法人日本介護福祉士会 理事	社団法人日本介護福祉士会	熊谷 和正
介護労働実態調査諮問委員会	財団法人介護労働安定センター	井上 悟
社団法人国際社会福祉協議会日本国委員会	社団法人国際社会福祉協議会日本国委員会	熊谷 和正

特別養護老人ホームにおける医療的ケアの提供体制の整備に関する調査研究事業	株式会社三菱総合研究所	鴻江 圭子
特別養護老人ホーム利用者の看取り介護のあり方に関する調査研究事業	株式会社三菱総合研究所	小泉 立志
介護サービスの質の評価に関する調査研究事業	株式会社三菱総合研究所	高橋 是司
平成 22 年度包括的職業能力評価制度	中央職業能力開発協会	徳永 憲威
介護保険施設等における人員配置基準に関する調査研究事業	社団法人財形福祉協会	吉澤 善明
利用者の住まいが移動する際の生活の継続性を担保した情報共有及び情報活用に関する調査研究事業	一般社団法人日本介護支援専門員協会	折腹 実己子
認知症介護従事者研修のあり方の検討事業	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター	村上 勝彦

(4) 外国人介護従事者の受入れに関する連絡調整

- ・「国際医療・福祉専門家受入れ支援協議会」への参画（熊谷和正常務理事の派遣）

7. 後援、協賛等

各種法人・団体等が実施した次の事業について、後援、協賛等を行った。

(1) 後援、協賛

開催日	事業名	法人・団体名
平成 22 年度	「平成 22 年度心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
平成 22 年 6 月 6 日	30 周年記念事業「30 周年記念公開講演会」	社団法人認知症の人と家族の会
6 月 3 日	熊本県老人福祉施設協議会設立 30 周年記念大会	熊本県老人福祉施設協議会
7 月 13 日～15 日	国際モダンホスピタルショウ 2011	社団法人日本病院会 社団法人日本経営協会
8 月 31 日～9 月 1 日	第 4 回中国地区老人福祉施設研修大会	中国地区老人福祉施設協議会
9 月 27 日～28 日	第 1 回日本認知症グループホーム大会	公益社団法人日本認知症グループホーム協会
10 月 2 日～3 日	第 12 回ユニットケア全国セミナー	「第 12 回ユニットケア全国セミナー」実行委員会
10 月 18 日～19 日	平成 22 年度地域包括・在宅介護支援センター研究大会	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
10 月 21 日～22 日	第 11 回介護保険推進全国サミット in ひがしうら	「第 11 回介護保険推進全国サミット in ひがしうら」実行委員会
11 月 10 日～12 日	第 22 回全国介護老人保健施設協会—岡山	社団法人全国老人保健施設協会
11 月 13 日	認知症介護研究・研修センター設立 10 周年記念講座『2015 年の認知症ケア』	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター
11 月 14 日	認知症の人と家族への援助をすすめる第 26 回全国研究集会	公益社団法人認知症の人と家族の会
12 月 10 日～11 日	第 17 回全国大会 in みやざき	社団法人日本介護福祉士会
平成 23 年 2 月 5 日～6 日	第 14 回全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム in えひめ	「第 14 回全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム in えひめ」実行委員会

2月10日～22日 4カ所	社会福祉法人の新会計基準概要セミナー	TKC 全国会
3月12日～13日	第10回気づきを築くユニットケア全国実践者セミナー	特養・老健・医療施設ユニットケア研究会
6月9日～11日	第47回社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会・第10回日本精神保健福祉士学会学術集会	社団法人日本精神保健福祉士協会
7月15日～18日	第21回アジア太平洋ソーシャルワーク会議	「第21回アジア・太平洋ソーシャルワーク会議」事務局
9月18日～19日	第17回全国の集い in しんしゅう	NPO 在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク

8. その他の事業の実施状況

(1) 表彰規程に基づく表彰事業

内容	15年表彰	20年表彰	退任代議員
表彰者数	1,933名	733名	4名
表彰場所	地区ブロック大会	全国老人福祉施設大会	全国老人福祉施設大会
表彰日	地区ブロック大会開催日	平成22年10月20日(水)	平成22年10月20日(水)

(2) 災害見舞金規程に基づく災害見舞金の支給

県名	会員名	内容	支給金額
鹿児島県	特別養護老人ホーム住用の園	土砂崩れ	500,000円

9. 委員会・部会等の開催状況

前記の各事業を企画・実施するために各委員会を開催運営した。以下、特記事項のみ記載。

(1) 総務委員会

■ 総務委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年9月27日 第2回 平成23年1月19日 第3回 平成23年2月17日(行動宣言(案)策定WTと合同会議) 第4回 平成23年3月4日(行動宣言(案)策定WTと合同会議)
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 下半期事業の課題(整理) ・入会促進に向けた取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・会員・非会員数一覧 ・全国老施協パンフレット(広報委員会より説明) ・平成23-24年度代議員選挙について <ul style="list-style-type: none"> ・選出要領、代議員スケジュール等 ・各都道府県(市)進捗状況 ・行動宣言(案)策定スケジュールについて

■ 全国老施協「行動宣言」策定WT

〔開催日〕	第1回 平成23年2月17日(総務委員会と合同会議)
〔開催日〕	第2回 平成23年3月4日(総務委員会と合同会議)

〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・全国老協行動宣言（案）策定WTについて ・今後の取り組みについて
-------	--

(2) 経営・制度委員会

老人福祉施設及び介護施設・事業所の経営及び運営等に関する調査研究及び支援を行った。

① 委員会等の開催状況

■ 経営・制度委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年5月12日 第2回 平成22年12月17日 第3回 平成23年1月18日
〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 経営制度委員会事業計画について ・介護老人福祉施設等 平成21年度 収支状況等調査について ・平成22年度 キャリアパス・人材育成セミナーの役割分担について ・平成22年度経営戦略セミナーについて ・厚生労働省「平成23年介護事業経営実態調査」への対応について ・平成23年度 経営制度委員会・課題整理について

■ 経営・制度委員会役員等による打合せ

〔開催日〕	第1回 平成22年12月10日
〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 事業報告（案）について ・平成23年度 事業計画（案）について ・平成22年度 経営戦略セミナーについて

■ 平成22年度収支状況等調査実施に向けた打合せ

〔開催日〕	第1回 平成23年2月3日
〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度介護報酬改定への対応について ・平成22年度介護老人福祉施設等収支状況等調査について ・社会福祉法人新会計基準の伝達研修について

(3) 介護保険委員会

介護保険法等に関する調査研究及び支援事業を実施した。

① アンケートの実施

- ▶ 「従来型特養ホーム」における、入所者のプライベート空間確保に配慮した『生活環境配慮型居室』の状況把握アンケート

(目 的) 従来型＝集団ケア、多床室＝雑居部屋とする個室ユニット偏重推進論に対して、現状の多床室におけるケアの実態を示す基礎資料とした。

(調査時期) 平成22年8月27日～8月31日

(調査対象) 2,251施設（従来型1,931施設、一部ユニット型（混合型）319施設）全国老協の特養会員のうち、収支状況調査に回答を行うことで、従来型、一部ユニット型の把握が間違いなくできている施設。

- ▶ 平成 22 年度 特別養護老人ホーム等の 2 階建て準耐火建築物設置事業に関する事前アンケート

(目的) 厚生労働省「特別養護老人ホーム等の 2 階建て準耐火建築物設置事業」調査の実施に先駆け、2 階建て特養の設備・運営要件の規制緩和推進のため、本会の実施した事前アンケートに協力いただいた施設より対象（特養入所者の 2 階からの避難経路として、すべり台の危険性など避難経路に対する課題を指摘いただいた施設等）となる 10 施設の情報提供を行う。

(調査時期) 平成 22 年 11 月 12 日～11 月 19 日

(調査対象) ・180 ヶ所（全国老施協代議員及び正副会長、常任顧問、専務・常務・内部理事、正副議長、総括幹事、正副委員長、幹事、委員）

- ▶ 平成 22 年度特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修事業実施に係る状況調査

(目的) 本事業に関する研修の実施状況や都道府県独自の解釈、各組織に寄せられる質問、次年度以降の取組み状況等を把握し、全国老施協としての今後の支援策を検討することを目的に実施。

(調査時期) 平成 22 年 12 月 27 日～平成 23 年 1 月 11 日

(調査対象) 都道府県・指定都市 老人福祉施設協議会（57 ヶ所）

(調査結果) 月刊老施協 2 月号にて公表

② キャリアパスガイドライン（素案）の公表

- ▶ 介護職員処遇改善交付金について、介護の現場にキャリアパスの仕組みを導入、普及促進する一つの契機として、平成 22 年度の交付金の支給要件の一つとして「キャリアパスに関する要件」を加えられたことへの対応として、
- ▶ 介護職員がチームの一員として“やる気と誇り”をもって専門職の道を歩んでいくことを目的に、新人職員から管理・指導職員までのキャリアパスを検討しました。
- ▶ 本キャリアパスガイドラインを参考にされる法人においては、継続的に効果の検証をおこなっていただき、介護保険制度内事業体としてガバナンスを発揮できる「将来の道標」を描いていただきたいと切に願います。
- ▶ 業務管理体制の整備並びに届出への対応として、指定又は許可を受けている事業所等が 20 以上の法人を対象とし、「業務が法令に適合することを確保するための規程」（「法令遵守規程」）を紹介した。

③ 委員会等の開催状況

■ 介護保険委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年5月27日 第2回 平成22年9月6日 その他 厚生労働省ヒアリング 内閣府規制改革会議 シルバーサービス振興会第215回月例研究会 厚労省意見交換会 事前打合せ
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度介護保険委員会事業計画について ・特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方について ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律について ・ユニット型個室面積基準引き下げについて（個室ユニット型施設割合70%推進への対応、低所得者対応） ・ユニット型施設偏重推進論への対応について（個室ユニット型施設割合70%推進への対応、低所得者対応） ・介護報酬改定の動向について ・第67回全国老人福祉施設大会（北海道大会）第1分科会（案）について ・「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」中間まとめについて ・今後の制度見直しへの対応について

■ キャリアパスWT

〔開催日〕	第1回 平成22年1月13日 第2回 平成22年2月18日 第3回 平成22年3月24日 第4回 平成22年4月22日 第5回 平成22年5月12日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスWTの設置について ・厚労省・キャリアパス懇談会への意見について ・全国老協協キャリアパス作成について ・キャリアパス（素案）について ・「キャリアパス作成に向けて」について ・キャリアパス（草案）について ・キャリアパスガイドラインについて

■ 医療的ケア（口腔内のたん吸引等の取扱いにおける標準的手順及び実施体制整備）に関するWT

〔開催日〕	第1回 平成22年7月2日 第2回 平成22年7月26日 第3回 平成22年8月11日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内のたんの吸引等の標準的手順と、医師・看護職員・介護職員との役割分担について ・介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施する上で必要であると考えられる条件について ・今後の検討課題について ・三菱総合研究所「平成22年度特別養護老人ホームにおける医療的ケアの提供体制の整備に関する調査研究事業」（鴻江 圭子副会長出席）について ・厚生労働省「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（榎田 和平介護保険委員長出席）について

■ 白澤政和教授による勉強会

〔開催日〕	第1回 平成22年9月30日
〔議題〕	・「地域包括ケア」のあるべき方向について

■ 介護保険対策PT

〔開催日〕	第1回 平成22年10月1日
〔議題〕	・制度見直し議論への対応について

■ 社会福祉法人会計基準一元化に関する説明会（(株)明治安田生活福祉研究所）への出席

〔開催日〕	第1回 平成22年12月1日
〔議題〕	・社会福祉法人会計基準一元化について

■ 社会福祉法人新会計基準に関する厚生労働省との意見交換会

〔開催日〕	第1回 平成23年1月12日
	第2回 平成23年2月17日
	第3回 平成23年2月23日

(4) 施設推進委員会

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスの新たな事業展開についての調査研究及び支援を実施するとともに、ユニット型個室特養部会の活動の支援をした。

① 養護老人ホーム部会（養護WT）

- ・ 「養護復権」に向けた都道府県での取り組み
- ・ 「養護復権」に向けた都道府県での取り組み
 - 「養護復権」に向けた都道府県での取り組みについて（お願い）の文書及び要望書・陳情書並びに請願書様式、参考資料を発送し、取り組みの推進
- ・ アンケートの実施
 - 「養護復権」に向けた取り組みの進捗状況確認書
 - 「養護復権」に向けた取り組みの進捗状況確認書《1月現在》
- ・ 養護老人ホームの円滑な運営
 - 個別契約型、外部サービス利用型特定施設に関する課題整理と問題解決、ローカルルールの整理
 - 養護老人ホームの課題検討：居住系施設と介護サービスの外付け、要援護者に対する措置等
 - 低所得高齢者の行き場が失われつつある現状を打開するため研修会等を開催し、「養護復権」に向けた諸課題を検討し、各都道府県における取り組みを推進

② 軽費老人ホーム・ケアハウス部会（軽費・ケアハウスWT）

- ・ 軽費老人ホーム・ケアハウスの運営上の課題整理・問題提起
 - 一般財源化に伴う問題点の検証、基準省令化に伴う地方自治体におけるローカル

ールや「都市型軽費老人ホーム」への対応策の検討

- 軽費老人ホームからケアハウスへの転換に伴う手順整理
- 居住系施設と特定入所者介護事業の課題検討
- 軽費老人ホーム復権に向け軽費・ケアハウスの実態、現場発信による政策提言へ向け、研修会の実施。

③ ユニット型特養ホーム部会（ユニットWT）

- ・ ユニット型個室特養ホームの運営上の課題整理
 - ユニット型個室特養ホームの運営及び個別ケア（ユニットケアセミナーの企画運営）

④ 委員会等の開催状況：

- 施設推進委員会（未開催）
- 養護WT

〔開催日〕	第1回 平成22年4月15日	第4回 平成22年10月4日
	第2回 平成22年5月11日	第5回 平成22年12月16日
	第3回 平成22年8月26日	第6回 平成23年1月26日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度第66回全国老人福祉施設大会（千葉大会）振り返り ・平成22年度第1回養護老人ホームブロック代表者会議の振り返り ・平成22年度事業計画について ・養護復権に向けた今後の取り組みについて ・養護復権に向けた檄文について ・「低所得等高齢者の生活権を守る！養護復権セミナー」について ・「平成21年度高齢精神障害者の実態調査」の概要について ・養護復権に向けた今後の取り組み（及び提言（案））について ・第67回全国老人福祉施設大会（北海道大会）第5分科会について ・第67回全国大会（北海道大会）及び研究会議（富山会議）第5分科会振り返り ・養護老人ホーム復権に向けたアクションプランについて ・「養護老人ホーム職種別研修会」について ・平成23年度事業計画（案）について ・第2回養護老人ホームブロック代表者会議開催について 	

■ 養護老人ホームブロック代表者会議

〔開催日〕	第1回 平成22年4月14日
	第2回 平成23年1月26日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 ・養護復権に向けての今後のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・課題整理 ・檄文（案）について ・養護老人ホーム経営セミナーの開催（案）について ・養護老人ホーム職種別研修会の開催について ・「養護復権」に向けた都道府県での取り組みについて ・全国老協としての「養護復権」に向けたアクションプランについて

■ 軽費ケアハウスWT

〔開催日〕	第1回 平成22年4月20日	第3回 平成22年10月12日
	第2回 平成22年8月27日	第4回 平成23年2月23日

〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業方針について ・平成 22 年度軽費・ケアハウス全国セミナーについて ・「平成 22 年度 軽費・ケアハウス全国セミナー」（振り返り） ・軽費復権に向けた今後の取り組みについて ・第 67 回全国老人福祉施設大会（北海道大会）担当第 6 分科会について ・第 67 回全国大会（北海道大会）第 6 分科会分散討議事前アンケート集計結果について ・第 67 回全国大会（北海道大会）第 6 分科会プログラム内容最終調整について
-------	---

■ ユニット型個室特養WT

〔開催日〕	第 1 回 平成 22 年 5 月 12 日 第 2 回 平成 22 年 8 月 17 日	第 3 回 平成 22 年 11 月 22 日 第 4 回 平成 23 年 1 月 19 日
〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 事業計画について ・ユニットケアセミナーについて ・ユニットケアセミナー振り返りについて ・施設ケアに関する実態調査について ・平成 23 年度事業計画（案）について 	

(5) 在宅委員会

在宅福祉サービスの要であり、戦略拠点としてのデイサービス事業の位置づけ強化を図る事業を推進した。

- ① デイサービス経営戦略の構築
- ② 地域包括ケアの在り方に対する課題提起と全国老施協として今後の対応の模索
- ③ 委員会等の開催状況

■ 在宅委員会

〔開催日〕	第 1 回 平成 22 年 4 月 8 日 第 2 回 平成 22 年 6 月 8 日 第 3 回 平成 22 年 8 月 17 日	第 4 回 平成 22 年 10 月 15 日 第 5 回 平成 22 年 11 月 22 日 第 6 回 平成 23 年 1 月 18 日
〔議 題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度「地域ケアセミナー」について（振り返り） ・「効果的な通所介護計画書作成の手引き（改訂版）フォローアップ研修会」について ・「効果的な通所介護計画書作成の手引き（改訂版）フォローアップ研修会」振り返り ・「通所介護サービス力向上研修会」について ・「地域ケアセミナー」について ・第 67 回全国老人福祉施設大会（北海道大会）担当第 3 分科会について ・第 67 回全国老人福祉施設大会（北海道大会）担当第 3 分科会（振り返り） ・平成 22 年度全国老人福祉施設研究会議（富山会議）第 4 分科会振り返り ・平成 23 年度事業計画について 	

(6) 研修委員会

日々変化していく介護現場を取り巻く動向やニーズの把握に基づいて今後の課題を抽出し、施設に勤務する職員の専門性の向上を目的に各職種別の研修等を実施した。その中で、職種別の研修の実績を基に多職種協働の取り組みが必須となる課題を抽出し、施設における連携強化の一助となる研修の実施を検討している。また、外部の専門家の助言を基に各研修の具体的内容を検討するとともに、研修全体の方向性の検討を通して研修体系の確立を図った。

都道府県指定都市における認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）の実施状況を把握したところ、実施に伴う法人への手続き、研修内容、カリキュラム等に大幅な相

違が生じているため、受講機会の公平性を期すべく同研修の持ち方について問題点を整理し是正に尽力した。

① 研修会の開催

- 専門性の向上に資する研修
- 施設管理運営の向上に資する研修
- 分野別セミナー・研修

② 研修報告書の作成

③ 委員会等の開催状況

■ 研修委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年4月2日	第7回 平成22年8月23日
	第2回 平成22年4月20日	第8回 平成22年9月22日
	第3回 平成22年5月12日	第9回 平成22年12月6日
	第4回 平成22年6月9日	第10回 平成23年1月25日
	第5回 平成22年6月21日	第11回 平成23年3月3日
	第6回 平成22年7月13日	
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度「看護職員研修会」について ・介護力向上講習会にかかるおむつゼロ特養連絡会発足について ・平成22年度「課題別スキルアップ研修会」(新)について ・平成22年度「認知症介護実践研修(実践者研修)」について ・平成22年度「認知症介護実践リーダー研修」について ・平成22年度「指導看護師養成研修会」について ・平成22年度「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケアの連携協働のための研修」について ・平成22年度「栄養ケア・マネジメント研修会」について ・平成22年度「介護力向上講習会フォローアップ研修会」について ・平成22年度「生活相談員研修会」について ・第67回全国老人福祉施設大会(北海道大会)第4分科会について ・介護職員によるたんの吸引等の試行事業について ・認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修に係る追跡調査報告について ・平成23年度 研修・セミナー等計画について ・各研修会報告 	

(7) 広報委員会

情報を会員施設・事業所の財産として提供し、より正確な情報伝達に努めるとともに、会員施設及び事業所並びに国民の確かな判断・決断に寄与した。

① 情報発信の強化

- ・月刊「老施協」紙面充実/定期編集会議開催/モニターアンケートの実施
- ・「全国老施協ニュース」(不定期発行)
制度政策の動向や全国老施協の事業展開等について迅速な情報提供を行う。
- ・「全国老施協だより」(年4回程度発行)
職員、利用者、家族を配布対象に全国老施協の活動、介護保険情報の周知を図る。
- ・JS-WEEKLY(毎週金曜日/メール配信)
介護・福祉分野の動向を幅広く提供。
- ・ホームページの充実

② 会員施設の広報活動の活性化

- ・「広報コンテスト」の実施 「広報紙部門」「パンフレット部門」「ホームページ部門」
- ・「作文・フォトコンテスト」の実施 「作文部門」「フォト部門」
- ・「60歳からの主張」の実施 「エッセイ・小論文部門」「川柳部門」

③ 組織強化（入会促進・退会阻止）

- ・公式パンフレット作成中。会員に全国老施協の魅力を伝えるべく、パンフレットを作成し、新規加入促進に役立てる。

④ 委員会等の開催状況

■ 広報委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年4月13日	第7回 平成22年9月21日
	第2回 平成22年4月28日	第8回 平成22年11月2日
	第3回 平成22年5月26日	第9回 平成22年12月21日
	第4回 平成22年6月17日	第10回 平成23年1月11日
	第5回 平成22年7月21日	第11回 平成23年2月22日
	第6回 平成22年8月18日	
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業計画について ・全国老施協パンフレットについて ・月刊「老施協」編集会議について ・月刊「老施協」読者モニターアンケートについて ・「虐待ゼロ」キャンペーンについて ・全国広報委員会会議について ・各種コンテストについて ◇ 「平成22年度 広報コンテスト」について ◇ 「第7回 60歳からの主張」について ◇ 「第3回私の感動介護作文コンテスト・笑顔をありがとう介護フォトコンテスト」について ・JSWEEKLYについて ・全国老施協ホームページリニューアルについて ・全国老施協ホームページバナー広告について ・JS-JOB 求人サイトについて ・全国老施協PV（プロモーションビデオ）について ・平成22年度広報委員会事業計画の評価・検証 	

■ コンテスト審査会

〔開催日〕	平成22年8月16日	「私の感動介護作文・笑顔をありがとう介護フォトコンテスト」第1次審査会（作文通過作品120点）
	平成22年9月6日	作文通過作品40点、フォト通過作品100点
	平成22年9月15日	作文5段階評価〆切、フォト通過作品60点
	平成22年9月22日	〃 最終審査会
	平成22年8月9日	「広報コンテスト」第一次審査会
	平成22年9月2日	〃 最終審査会
	平成22年12月8日	「60歳からの主張」最終審査会

(8) 全国大会運営委員会

全国老施協として取り組むべき諸課題の共通認識を図るとともに広く全国にアピールする場として、全国大会及び研究会議を運営した。

- ① 第67回 全国老人福祉施設大会 《北海道大会》の開催
- ② 平成22年度 全国老人福祉施設研究会議 《富山会議》の開催

③ 委員会等の開催状況

■ 全国大会運営委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年9月7日 第2回 平成22年10月19日 第3回 平成22年11月14日	第4回 平成23年1月27日
〔議題〕	・第67回全国老人福祉施設大会（北海道大会）の企画、運営、報告について ・平成22年度全国老人福祉施設研究会議（富山会議）の企画、運営、報告について ・全国老人福祉施設研究会議 分科会発表＜評価基準＞について ・現地視察について ・平成22年度北海道大会並びに富山会議の事業終了報告について ・平成23年度事業計画（案）について	

■ 全国大会運営委員会役員等による打合せ

〔開催日〕	第1回 平成22年6月15日（現地視察・打合せ） 第2回 平成22年8月23日（現地視察・打合せ）
〔議題〕	・開催県実行委員会との打合せ ・事業執行に係る進捗状況とスケジュールに関する打合せ ・全体会及び分科会会場視察

(9) 21世紀委員会

21世紀全国セミナーやカントリーミーティングを通して高齢者福祉・介護の次代を担う若手世代の相互研鑽、ネットワークづくりを図り、10年後の介護社会にも耐えうる高品質サービスの構築、生活弱者の視点に立った制度づくりに向けた現場発信を行った。

① 委員会等の開催状況

■ 21世紀委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年4月7日 第2回 平成22年5月27日 第3回 平成22年9月6日	第4回 平成22年12月16日
〔議題〕	・平成22年度事業の推進について ・平成22年度カントリーミーティングについて ・21世紀全国セミナーについて ・情勢分析 ― 私たちに課せられた喫緊の課題は ・平成23年度 事業計画（案）について	

(10) 女性委員会

平成22年度は開催せず。

(11) 福祉人材確保対策推進委員会

介護報酬アップ、介護職員処遇改善交付金等、介護現場を取り巻く制度の変化にいかに対応するか真価が問われるときである。介護の専門性の確立、処遇改善交付金にも関わるキャリアパスの作成等利用者ニーズに即した高品質サービスを提供するため、諸課題に取り組んだ。

① 委員会等の開催状況

■ 福祉人材確保対策委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年12月16日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の在り方に関わる動向について <ul style="list-style-type: none"> ・今後の介護人材のあり方に関する検討会（厚生労働省） ・「施設介護業」の職業能力評価基準（中央職業能力開発協会） ・実践キャリア・アップ制度 介護人材WG（内閣府） ・EPAに基づく介護人材受入れの課題について

(12) 老施協総研運営委員会

① 委員会等の開催状況

■ 老施協総研運営委員会

〔開催日〕	第1回 平成22年5月26日 第2回 平成22年7月20日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度老人保健健康増進等事業「要介護者の状況に応じた適切なサービスの提供と利用者負担の在り方について」の報告について ・平成22年度老人保健健康増進等事業の国庫補助事業「特別養護老人ホームにおける認知症高齢者の原因疾患別アプローチとケアの在り方調査研究事業」と「特別養護老人ホームにおける介護支援専門員及び生活相談員の業務実態調査」について ・平成22年度調査研究助成事業について ・新版要介護認定検証プロジェクトの報告について ・政策提言プロジェクトチームについて

■ 「高齢者福祉・介護グランドデザイン」に基づく「政策提言」に関する打合せ

〔開催日〕	第1回 平成22年4月21日 第2回 平成22年5月11日 第3回 平成22年5月27日
〔議題〕	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策提言プロジェクトチーム～高齢者福祉・介護のグランドデザインを踏まえて～」の今後の進め方について ・「政策提言プロジェクトチーム～高齢者福祉・介護のグランドデザインを踏まえて～」の提言書作成について

平成 22 年度事業報告

参 考 資 料

■ 研修等の実施状況

- ・ 開催日程、研修内容・カリキュラム等

■ 高齢者の福祉と尊厳をまもる 2011「行動宣言」

■ 意見書・要望書

＜平成 22 年度研修等の実施状況＞

■認知症専門ケア力の向上に資する研修

講座	開催日及び開催場所	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的及び対象	成果
認知症介護実践研修(実践者研修)	【講義・演習】 平成 22 年 10 月 25 日(月)～29 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 1 月 18 日(火)	東京都	39 名(8 名)	【会 員】 30,000 円 251 名	<p>■目的:都道府県・指定都市ごとに認知症介護実践研修の受講機会を拡大し、認知症ケアの基本及びチームケアの重要性を学ぶことを目的に開催した。</p> <p>■対象:概ね 2 年程度認知症介護業務経験があり、現在も従事する者で、身体介護に関する基本的知識・技術を修得しており、次の①又は②の要件に該当した上で③の要件を満たす者。</p> <p>①介護保険施設等に従事する介護職員等 ②認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの計画作成担当予定者 ③介護保険施設・事業所等に従事する介護・看護職員等であって、介護福祉士あるいは同等以上の能力を有する方(受講月現在)</p>	<p>・全国 5 カ所で開催し、264 名(うち非会員 13 名)が修了した。</p> <p>・認知症の基本的な知識と理解を得るとともに、最新の認知症の医学的知識とケアのポイント等について学びを深めることができた。</p> <p>・各施設の認知症研修に対する意識と積極性が向上しており、研修のニーズの高まりが感じられるとともに、受講者同士の情報交換やネットワークづくりにも貢献している。</p>
	【講義・演習】 平成 22 年 11 月 8 日(月)～12 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 1 月 28 日(金)	福岡県	49 名(1 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 11 月 23 日(火)～27 日(土) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 2 月 10 日(木)	名古屋市	63 名(1 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 12 月 13 日(月)～17 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 3 月 3 日(木)	仙台市	58 名(2 名)			
	【講義・演習】 平成 23 年 1 月 12 日(水)、13 日(木)、31 日(月)、2 月 1 日(火) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 3 月 4 日(金)	山口県	55 名(1 名)			
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	【講義・演習】 平成 22 年 6 月 2 日(水)～4 日(金)、8 日(火)～11 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 22 年 7 月 8 日(木)、30 日(金)	新潟県	15 名(8 名)	【会 員】 10,000 円 165 名	<p>■目的:都道府県・指定都市ごとに認知症介護実践研修の受講機会を拡大し、認知症ケアの標準化と取り組みの質の向上に資するとともに、各事業所において認知症ケアの専門性確立を牽引するリーダーの養成を目的に開催した。</p> <p>■対象:介護保険法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設又は介護保険法第 41 条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス事業者等において介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し 1 年以上経過している者とする。</p>	<p>・都道府県・指定都市老施協との協働により、全国 9 道県・指定都市で実施し、212 名(うち非会員 47 名)が修了した。</p> <p>・全国老施協標準カリキュラムの策定により、研修実施のモデルを確立し、主体的な研修企画への一助とした。</p> <p>・実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、チームケアを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者の養成を行った。</p>
	【講義・演習】 平成 22 年 8 月 2 日(月)～6 日(金)、9 日(月)～11 日(水) 【実習報告とまとめ】 平成 22 年 10 月 6 日(水)	北海道	28 名(2 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 7 月 20 日(火)～23 日(金)、26 日(月)～30 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 22 年 9 月 2 日(木)	岩手県	34 名(13 名)	【非会員】 30,000 円 47 名		
	【講義・演習】 平成 22 年 9 月 27 日(月)～10 月 2 日(土)、 【実習報告とまとめ】 10 月 16 日(土)平成 22 年 11 月 1 日(月)、19 日(金)	熊本県	25 名(6 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 10 月 26 日(火)～29 日(金)、11 月 11 日(木)～12 日(金)、 1 月 18 日(火)～21 日(金) 【実習報告とまとめ】 ※上記内で実施	鹿児島県	20 名(4 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 10 月 4 日(月)～8 日(金)、25 日(月)～27 日(水) 【実習報告とまとめ】 平成 22 年 12 月 3 日(金)	岡山県	23 名(4 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 10 月 15 日(金)、18 日(月)～22 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 22 年 11 月 30 日(火)	山形県	17 名(3 名)			
	【講義・演習】 平成 22 年 11 月 8 日(月)、10 日(水)、19 日(金)、24 日(水)～26 日(金) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 1 月 14 日(金)	徳島県	32 名(2 名)			
	【講義・演習】 平成 23 年 2 月 1 日(火)～4 日(金)、7 日(月)～9 日(水) 【実習報告とまとめ】 平成 23 年 3 月 25 日(金)	名古屋市	18 名(5 名)			

■介護サービス指導者等養成研修等事業

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
指導看護師研修会	平成 22 年 8 月 24 日(火)～25 日(水) 平成 22 年 9 月 6 日(月)～7 日(火)	東京都 北九州市	85 名(0 名) 78 名(0 名)	【会員】10,000 円 【非会員】10,000 円	<p>■目的:「介護サービス指導者等養成研修等事業」は、介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等を養成し、質の高い介護サービスの全国展開に資することを目的とする事業である。</p> <p>指導看護師研修会では、介護現場の医行為の在り方について、最新の動向と制度の方向性を踏まえ、その中で看護師の果たすべき役割や使命を担う人材を育成することを目的に開催した。</p> <p>介護現場の医行為の在り方について、最新の動向と制度の方向性を踏まえ、その中で看護職員の果たすべき役割や使命を担う人材を育成することを目的に開催した。</p> <p>■対象:特別養護老人ホーム施設に勤務する看護師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会の指導看護師研修の企画、実施にあたっては、これまでの経緯、事業の主旨、施設としての今後の役割や方向性等を十分に説明し、事業所として体制整備や方針を定める必要があることを周知、徹底した。 ・自施設、都道府県レベルの研修において、持ち帰って活用いただける資料、研修プログラム等提供することができた。

■特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（※厚生労働省委託事業）

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業	基本研修: 平成 22 年 11 月 22 日(月)～28 日(日) 実地研修: 平成 23 年 1 月上旬～2 月 28 日(月)	基本研修 東京都 実地研修 法人内 施設等	介護職員 19 名(0 名) 基本研修講師 3 名(2 名) 指導看護師 8 名(0 名)	参加者負担なし	<p>■目的: 一定の研修の修了や、医師・看護職員と介護職員等との連携・協働等の条件の下で試行事業を実施し、研修の効果や安全の確保などについて検証を行い、利用者にとって安心・安全なケアを実現することを目的として実施</p> <p>■対象: 参加対象…介護職員 基本研修講師…医師または看護師 指導看護師…看護師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省委託事業として実施。 ・基本研修(演習含む)では、19 名全ての介護職員が一定の評価を得たうえで基本研修・実地研修を行うことができた。 ・厚生労働省「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」において試行事業を実施したノウハウから、改善すべき点を指摘するなど、制度化に向けた提言を行った。 ・これらの結果、社会福祉士法及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士の業とされることとなった。

■専門性の向上に資する研修

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
第7期介護力向上講習会 〔1コース全6回〕	平成22年5月20日(木)～21日(金) 平成22年7月15日(木)～16日(金) 平成22年9月16日(木)～17日(金) 平成22年11月18日(木)～19日(金) 平成23年1月20日(木)～21日(金) 平成23年4月21日(木)～22日(金)	東京都	当初 139施設 204名 修了者 137施設 202名 特別聴講生 第2回 53名 第3回 65名 第4回 54名 第5回 38名	1コース全6回 100,000円 特別聴講生 17,000円/1回	<p>■目的:おむつゼロをめざして歩行、排泄、食事、認知症等のトータル的な改善に取り組み、自立支援介護の理論と実践を中心に「介護学」を確立することを目的に開催した。</p> <p>■対象</p> <p>①施設として自立支援介護、個別ケアの質向上に意欲があること。</p> <p>②参加する職員は、施設におけるリーダー的立場に就くことを期待されている者であること。</p> <p>③特別養護老人ホームの職員であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1～6期を通じて培われた「理論と実践」の成果を再確認し、より高いレベルの個別ケアと科学的根拠について理解を深めた。 ・特養における常食摂取の向上への取り組みに向けて、基礎調査を実施しその分析及び課題抽出に取り組めた。 ・おむつゼロ特養連絡会発足により、自立支援介護の具体的な取り組みをモデル的に示すことができた。
介護力向上講習会フォローアップ研修会	平成22年11月8日(木) 平成23年2月10日(木) 平成22年7月16日(金) 平成22年8月5日(木) 平成22年5月30日(日)	岩手県 群馬県 東京都 静岡県 沖縄県	310名(2名) 88名(0名) 68名(2名) 67名(0名) 66名(0名) 21名(0名)	5,000円 5,000円 2,000円 5,000円 2,000円	<p>■目的:介護力向上講習会参加経験のある特養を対象に、相互の情報交換と受講後の取り組みの状況・課題について振り返り、自発的なモチベーションアップを図ることを目的に開催した。</p> <p>■対象:介護力向上講習会 第1期(平成16年度)～第7期(平成22年度)の参加経験のある施設長及び職員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマを絞った実践発表や模擬カンファレンス、模擬チーム会議を通して、自立支援介護の基本的な知識の習得、周知徹底を図ることができた。 ・介護力向上講習会のカバーとして必要な個々の施設のニーズ把握につながった。 ・意欲ある施設の参加者同士の情報交換、ネットワークづくりのきっかけとなった。
栄養ケア・マネジメント研修会	平成22年9月27日(月)～28日(火) 平成22年10月4日(月)～5日(火)	東京都 神戸市	308名(4名) 301名(4名)	【会員】15,000円 【非会員】30,000円 【情報交換会費】 7,500円	<p>■目的:重度化・重症化する利用者に対応した栄養ケア・マネジメントの知識と技術を学ぶとともに、多職種協働を主導し機能させるために必要な資質向上を図ることを目的として開催した。</p> <p>■対象:施設長、管理栄養士、介護・看護リーダー等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度化、高齢化する利用者に対する「食」を通した終末期の在り方を再確認し、研鑽を深めた。 ・個別の模擬ケースに基づき、多職種による壇上・会場一体となったディスカッションを行うことによって、職種間の意見の応酬等参加型研修としての成果が見られた。

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
指導指針会計実践的基礎講習	平成22年7月27日(火)～29日(木) 平成22年8月2日(月)～4日(水)	東京都 広島市	300名(5名) 171名(0名)	・テキスト購入あり 【会員】20,000円 【非会員】35,000円 ・テキスト購入なし 【会員】15,000円 【非会員】30,000円	<p>■目的:会計実務の基本を習得するとともに、社会福祉法人の経営力を強化するにあたって必要な知識と戦略思考を習得することを目的として開催した。</p> <p>■対象:会計実務担当者、管理職員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の会計処理について、指導指針に基づく適正な会計処理を修得した。 ・社会福祉法人を取り巻く現状と課題及び平成24年度の報酬同時改定に向けた動向と施設の果たすべき使命について理解を深めた。
指導指針会計実践的決算講習	平成23年2月14日(月)～15日(火) 平成23年2月23日(水)～24日(金)	東京都 大阪市	238名(1名) 192名(2名)	・テキスト購入あり 【会員】20,000円 【非会員】35,000円 ・テキスト購入なし 【会員】15,000円 【非会員】30,000円	<p>■目的:社会福祉法人の会計基準の一元化に向けた国の動向を把握するとともに、基礎講習で習得した月次会計処理をもとに、〈指導指針〉による的確な決算処理を学ぶことを目的に開催した。</p> <p>■対象:会計実務担当者、管理職員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決算の会計処理について、指導指針に基づく適正な会計処理を習得した。 ・新会計基準の概要と移行に向けての手順等について学んだ。
施設ケアマネジャー研修会	平成22年4月26日(月)～27日(火) 平成22年5月17日(月)～18日(火)	東京都 岡山県	374名(1名) 373名(2名)	【会員】12,000円 【非会員】20,000円 【情報交換会費】5,000円	<p>■目的:施設ケアマネジャーの基本的な役割と現状を再認識するとともに、ケアの視点を掌るマネジメント能力を習得し、資質向上を図ることを目的に開催した。</p> <p>■対象:施設ケアマネジャー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全日程を通して施設ケアマネジャーを取り巻く課題と現状を明らかにし、施設ケアマネジャーの職種存在意義と使命について再認識できた。 ・施設ケアマネジャーの業務の在り方について、施設間の情報交換や問題意識の共有によって建設的な議論が交わされ、モチベーションアップにつながった。 ・日常業務の中で施設ケアマネジャーが抱える具体的な事例や問題について検討し、制度や司法の解説を含めた包括的かつ複眼的な知識が修得できた
生活相談員研修会	平成23年1月13日(木)～14日(金) 平成23年3月8日(火)～9日(水)	東京都 福岡県	409名(1名) 251名(2名)	【会員】15,000円 【非会員】30,000円 【情報交換会費】8,000円	<p>■目的:施設における生活相談員のアイデンティティの再構築を目指し、ソーシャルワークの専門性向上に必要な知識の習得と、自己啓発を図ることを目的に開催した。</p> <p>■対象:施設・事業所の生活相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各講義ごとにテーマに相応の専門的な講義、演習を通して生活相談員の実務能力向上及び自己啓発に寄与した。 ・講義Ⅲ、Ⅳの講師鳥野猛氏については平成22年度施設ケアマネジャー研修会の講師を務められ、受講生からはケアマネジャー・生活相談員が研修成果を共有でき、学びを深められたとの意見もあった。

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
介護職専門研修会	平成22年5月25日(火)～26日(水) 平成22年6月7日(月)～8日(火)	東京都 名古屋市	278名(2名) 302名(4名)	【会員】12,000円 【非会員】20,000円 【情報交換会費】 5,000円	<p>■目的:介護職の専門性を確立し、介護現場のイメージアップと社会的地位の向上を図ることを目的に開催した。</p> <p>■対象:施設の介護職員その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職を取り巻く直近の制度と政策の動向を学ぶとともに、自らの現場の業務が今後の介護業界全体を左右することになる危機感及び緊張感を得られた。 ・介護職員の社会的地位と専門性の向上に必須の医学的知識をさまざまな分野から深めることができた。 ・知識や技術だけではなく、対人援助の従事者として必要な豊かな人間性や感性、メンタルヘルス等自分自身と向き合う大切さを学ぶことができた。
課題別スキルアップ研修会	平成22年8月9日(月) 平成22年10月7日(木) 平成22年12月2日(木) 平成23年1月12日(水) 平成23年2月17日(木)	東京都	153名(0名) 特別聴講生 第4回 2名 第5回 2名	1コース全5回 【会員】50,000円 【非会員】100,000円 特別聴講生 10,000円/1回	<p>■目的:多職種協働を前提とした課題を抽出し、複数の職種の参加型講座を開催することによって、テーマに沿った研鑽を深め、自施設での職場内研修に活かすことを目的として開催した。</p> <p>■対象:施設・事業所の施設及び職員(職種不問)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達研修を前提とした指導を仰ぐことができ、概ね内容の理解と活用が期待される。 ・これまでの職種別研修会で講義・演習時常に課題となっていた演習の時間確保の不足をクリアし、受講者全員が十分な指導を受けることができた。
低所得高齢者の生活権を守る！ 養護復権セミナー	平成22年6月11日(金)	東京都	265名(4名)	【会員】5,000円 【非会員】10,000円	<p>■目的:養護老人ホームの現況が、措置控えや居住環境の劣化など現場ニーズと大きく乖離した状態にあることから、本会では中村博彦参議院議員(全国老施協常任顧問)と連携し、養護老人ホームの基盤強化・再構築による「養護復権」をめざし種々の取り組みを展開しているところであり、低所得等高齢者の生活権を守る使命を共有し、その実現に向けて開催した。</p> <p>■対象: ①本会会員の養護老人ホームの施設長及び施設職員等 ②その他研修受講希望者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 261名、非会員 4名の参加者を集め、「養護復権」に向けたアピール文の内容を参加者の方々と共有し、4つの行動目標等、復権に向けた活動について内容を採択いただき、「養護復権」に向けた取り組みの推進に繋がった。

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
養護老人ホーム 職種別研修会	平成 23 年 2 月 21 日(月)～22 日(火)	横浜市	210 名	【会員】15,000 円 【非会員】30,000 円	<p>■目的:養護老人ホームの職務に準じた生活相談員・支援員・看護職員等を対象とし、それぞれの職種ニーズに応じた養護老人ホームにおけるケアの専門性の強化と根拠に基づいた実践を行なう人材を養成することを目的に開催した。</p> <p>■対象 ①本会会員の養護老人ホーム、生活相談員、支援員・介護職員、看護職員等 ②その他研修受講希望者</p>	<p>・207 名の参加を集め、「養護復権」に向けた取り組みの現状報告をし、全国老施協の取り組みの周知と、講義を通して、養護老人ホームの存在意義、職員の意識改革や精神疾患者への対応についてのノウハウを学ぶことができた。グループワークにおいては自施設以外の現状と課題を知ることが出来、これからの取り組みについて考える場となった。</p>
通所介護サービス 力向上研修会	平成 22 年 12 月 9 日(木)～10 日(金)	千葉市	249 名(5 名)	【会員】15,000 円 【非会員】30,000 円	<p>■目的:通所介護事業所における利用者が元気になるノウハウ、人材育成のキャリアパス、コンプライアンスに基づくケアプランの作成、サービス提供の効果測定と評価をキーワードとし、機能訓練等で活用することのできる実技演習を交えた研修を通して、利用者ニーズに応えられる事業所をめざし重度者への対応や認知症ケアのスキルアップを図ることを目的に開催した。</p> <p>■対象:デイサービスセンターで働く職員等(看護・介護職員及び機能訓練指導員)</p>	<p>・会員 244 名、非会員 5 名の参加者を集め、通所介護事業所における、運営的課題から自立支援等サービス提供におけるノウハウまで、実技演習も交えた幅広い内容の研修会となり、参加者の意識向上、スキルアップを図ることが出来た。</p>
「効果的な通所介護 計画書作成の 手引き」フォロー アップ研修会	平成 22 年 7 月 26 日(月)～27 日(火)	横浜市	182 名	【会員】12,000 円 【非会員】20,000 円	<p>■目的:平成 21 年度の「効果的な通所介護計画書作成の手引き(改訂版)」発行に伴い発行から 1 年が経ち、更なる手引きの現場における普及と、実際に使用する現場職員に対するフォローアップを目的に開催した。</p> <p>■対象:通所介護事業所において、通所介護計画書作成にたずさわる職員等</p>	<p>・182 名の参加を集め、「効果的な通所介護計画書作成の手引き(改訂版)」を使用するためのノウハウやアセスメントの重要性等を理解し、グループワークにおいては現在使用している事業所の疑問点等についてもご発表いただき、活用方法についての共通理解を促せた。</p>

■事業の円滑な運営、戦略構築に向けた情報の共有に資する研修

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
経営戦略セミナー	平成 23 年 3 月 7 日(月)～8 日(火)	東京都	326 名	【会員】15,000 円 【非会員】30,000 円 【懇親会費】7,000 円	<p>■目的:介護保険法一部改正、介護報酬改定、社会福祉法人新会計基準、地域包括ケアなどの介護保険を取巻く動向について、新たな視点も交え的確に捉えることで、各法人における経営戦略策定の一助とする目的に開催した。</p> <p>■対象:施設・事業所の管理者等</p>	<p>・323 名の参加者を集め、着々と進む地域包括ケアシステムに対し、重度者の安心が担保できるかなど問題点を指摘するとともに、特養ホームが①看取り介護、②認知症ケア、③リハビリテーションの実践など具体的に目標を設定し、一つひとつ解決した上で、施設完結型で行えるよう質を高めていこう、経営者の意識改革に繋がった。</p>
キャリアパス・人材育成セミナー	平成 22 年 5 月 28 日(金)	東京都	426 名(4 名)	【会員】10,000 円 【非会員】15,000 円	<p>■目的:介護職員処遇改善交付金にキャリアパス要件が加わることを契機とし、高齢化の進展に伴い増大する地域の医療・介護ニーズのなかで、今後介護現場を支える職員とはどうあるべきか等、会員施設・事業所が人材育成について検討していく上での一助となることを目的に開催した。</p> <p>■対象:全国老協会員施設の管理者 等</p>	<p>・介護職員処遇改善交付金の要件だけに限らず、魅力ある職場をつくるためのツールとしてのキャリアパスガイドラインを作成し、平成 22 年 5 月 14 日に厚生労働省老健局に提出するとともに、本セミナーで 425 名の参加者に解説した。</p> <p>・また、月刊老協協、JSWEEKLY などにより普及啓発を図ることで特別養護老人ホームの介護職員処遇改善交付金申請率が 96%と最も高くなった。</p>
地域ケアセミナー	平成 23 年 2 月 12 日(土)～13 日(日)	大阪市	212 名	【会員】15,000 円 【非会員】30,000 円	<p>■目的:誰もが安心・安全に生活できる地域社会の構築のため、地域包括ケアの課題とは何か、真の地域包括ケアシステムとは何かを明らかにしながら、高齢者の在宅生活を支える様々な在宅サービスの実践等を通して、「住居・見守り・食事・医療・介護・移動」等といった「安心」を確保するとともに、地域における在宅サービスの在り方やシームレスケアの構築などを目的として開催した。</p> <p>■対象:通所介護、訪問介護、短期入所、小規模多機能・グループホーム等の施設・事業所に勤務する者</p>	<p>・212 名の参加を集め、講義を通し地域包括ケアの実態を理解した上で課題を整理することができ、シームレスケア実施のために必要な地域連携や書類など、課題整理につなげることが出来た。2 日目の分科会では、それぞれの事業ごとの事例等を聞き、自施設に戻り、再考しなければならない事などを再確認することができ、職員の意識改革に繋がった。</p>

研修名	開催日	開催場所	受講者数 (うち非会員)	参加費	目的&対象	成果
ユニットケアセミナー	平成 22 年 11 月 29 日(月)～30 日(火)	横浜市	240 名(3 名)	【会員】15,000 円 【非会員】30,000 円	<p>■目的:管理者及び現場職員の皆様が日々目指している運営・ケア等の課題を共有する事で、よりユニットケアを理解すると共に、共通の問題を抱える仲間と出会う事によりその課題を解決し、又、経営及び個別ケアの向上を図り、高齢者のその人らしい暮らしの実現に向け役立てていただく事を目的として開催。</p> <p>■対象:施設・事業所に勤務する管理者及び役職員等</p>	<p>・会員 237 名、非会員 3 名の参加者を集め、運営・経営面、重度化、看取り等のソフト・システム面、24 時間シートなど事例報告を通じて取り組み方などを広めるとともに、管理者、現場職員が日々研鑽する運営面・ケア面の課題についてシンポジウムの中で議論し、解決の道を模索した。</p>
軽費・ケアハウス全国セミナー	平成 22 年 6 月 3 日(木)～4 日(金)	横浜市	186 名(1 名)	【会員】12,000 円 【非会員】20,000 円	<p>■目的:軽費老人ホーム復権および現場における軽費・ケアハウスの実態、現場発信による政策提言へ向けて、軽費・ケアハウス単独・複合施設それぞれの課題を抽出し、これからの軽費・ケアハウスの位置づけや、現場の取り組み等について実践発表をしていただき、その方向性を見出す事を目的として開催した。</p> <p>■対象: ①本会会員の軽費老人ホーム、ケアハウスの管理者および施設職員 ②その他研修受講希望者</p>	<p>・会員 185 名、非会員 1 名の参加を集め、軽費老人ホーム復権に向け、軽費・ケアハウスそれぞれの現状と課題について事例検討を通して、それぞれの抱える問題についての共通認識を図ることが出来た。</p> <p>・低所得者対策として施設入所者に対する身元保証人及び身元引受人に関する法的諸問題に対する理解を深めた。</p>

＜平成 22 年度研修 内容・カリキュラム等＞

● 認知症介護実践研修（実践者研修）

■講義	5 か所開催
1 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護実践者研修のねらい ・ 新しい認知症介護の理念の構築 ・ 研修の自己課題の設定 ・ 研修の振り返り（1 日目）
2 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的理解 ・ 心理的理解 ・ 生活の捉え方 ・ コミュニケーションの本質と方法 ・ 研修の振り返り（2 日目）
3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の質の保障とリスクマネジメント ・ 認知症の人の理解に基づく生活のアセスメントと支援 ・ 事例演習 ・ 研修の振り返り（3 日目）
4 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的環境・住居環境を考える ・ 地域社会環境を考える ・ 生活環境を考える ・ 生活支援の方法 ・ 研修の振り返り（4 日目）
5 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の理解・高齢者との関係 ・ 認知症の人の権利擁護（高齢者虐待の理解） ・ 実習課題設定 ・ 研修の振り返り（5 日目）
■外部実習：1 日	他の介護保険施設への 1 日見学実習を通して、自己の設定した課題の達成を目指し、その成果を得ることを目的とする。
■職場実習：4 週間	職場での 4 週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成を目指し、その成果を得ることを目的とする。
■実習報告とまとめ：1 日	課題設定に沿って実習が実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価することを目的とする。

● 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）

■講義	
1 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践リーダー研修のねらい・目的 ・ 生活支援のための認知症介護のあり方 ・ 介護現場の介護理念の構築 ・ 職場課題の明確化と研修自己課題の設定 ・ 研修の振り返り（1 日目）
2 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス展開のためのリスクマネジメント ・ 実践リーダーの役割と視点 ・ 研修の振り返り（2 日目）
3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の考え方 ・ コーチング ・ スーパービジョン ・ 研修の振り返り（3 日目）
4 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の活用と展開 ・ 効果的なケースカンファレンスの持ち方 ・ 研修の振り返り（4 日目）
5 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援のための家族支援の方策 ・ 効果的なアセスメント ～センター方式 ・ 研修の振り返り（5 日目）
6 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護現場の環境を整える方策

<ul style="list-style-type: none"> ・実習課題設定 ・研修の振り返り（6日目） <p>■外部実習：3日 他の介護保険事業所への3日間の見学実習を通して、自己の設定した課題の達成を目指し、その成果を得ることを目的とする。</p>
<p>■職場実習：4週間 職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成を目指し、その成果を得ることを目的とする。</p>
<p>■実習報告とまとめ：1日 課題設定に沿って実習が実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価することを目的とする。</p>

● 指導看護師研修会（介護サービス指導者等養成研修等事業）

1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・基調報告 ・講義Ⅰ 施設におけるケア連携の在り方と体制整備の進め方について ・講義Ⅱ 加齢に伴う身体機能、認知機能、精神機能の変化 ・講義Ⅲ 人体のしくみと働き（呼吸器系） ・講義Ⅳ 人体のしくみと働き（消化器系） ・情報交換会
2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・講義Ⅴ 高齢者介護及び医療的ケアに関する倫理、法規 ・講義Ⅵ 口腔内吸引に関する知識・技術 ・講義Ⅶ 胃ろうによる経管栄養に関する知識・技術 ・講義Ⅷ 安全管理体制とリスクマネジメント

● 特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業

1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・開校式 	<p>開会挨拶</p>
	1. 人間と社会	<ol style="list-style-type: none"> 1) 個人の尊厳と自立 <ul style="list-style-type: none"> ①個人の尊厳と自立 ②利用者の尊厳を守り、自立を助ける支援 2) 医療の倫理 <ul style="list-style-type: none"> ①医療の倫理 ②自己決定の権利 ③医療提供の説明と同意 ④個人情報の保護
	2. 保健医療制度とチーム医療	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健医療に関する制度 <ul style="list-style-type: none"> ①保健医療に関する制度 2) 医行為に関係する法律 <ul style="list-style-type: none"> ①医行為とは（法的な理解） ②医行為と医療スタッフ ③介護職と医行為 3) チーム医療と介護職との連携 <ul style="list-style-type: none"> ①チーム医療（通知文）とその実際 ②試行事業におけるたんの吸引と経管栄養についての医療職と介護職の連携
	3. 健康状態の把握	<ol style="list-style-type: none"> 1) 身体・精神の健康 <ul style="list-style-type: none"> ①平常状態について 2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど） <ul style="list-style-type: none"> ①バイタルサイン ②意欲、顔貌、顔色、食欲、行動他 3) 体温上昇について <ul style="list-style-type: none"> ①体温上昇は感染を疑う 4) 急変状態について <ul style="list-style-type: none"> ①急変状態（意識状態、呼吸、脈拍、痛み、苦痛など） ②急変時の対応と事前準備（報告、連絡網、応急処置、記録）

2 日目	4. 清潔保持と感染予防	1) 感染予防 <ul style="list-style-type: none"> ①地域集団、施設・組織としての予防策 ②手洗い、うがい 2) 職員の感染予防 <ul style="list-style-type: none"> ①職員自身の健康管理 ②ワクチン接種 ③手袋やガウンの装着 ④職員に切り傷がある場合や風邪の場合 3) 療養環境の清潔、消毒法 <ul style="list-style-type: none"> ①居室、トイレ、キッチン ②排泄物、吐しゃ物、血液や体液のついた物 ③医療廃棄物の処理
	5. 安全な療養生活	1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施 <ul style="list-style-type: none"> ①安全にたんの吸引や経管栄養を提供する重要性 ②リスクマネジメントの考え方と枠組み ③ヒヤリハット、アクシデント報告 2) 救急蘇生法 <ul style="list-style-type: none"> ①救急蘇生 ②救急蘇生法の実際
	演習	救急蘇生法
	6. 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	1) 呼吸のしくみとはたらき <ul style="list-style-type: none"> ①声明維持における呼吸の重要性 ②呼吸のしくみと主な呼吸器官各部の名称・機能 ③呼吸器官のはたらき（換気とガス交換） 2) いつもと違う呼吸状態 <ul style="list-style-type: none"> ①いつも違う呼吸状態 ②呼吸の苦しさがもたらす苦痛と障害 3) たんの吸引とは <ul style="list-style-type: none"> ①たんを生じて排出するしくみ ②たんの貯留を示す状態 ③たんの吸引とは ④たんの吸引が必要な状態..
3 日目	6. 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	4) 人工呼吸器と吸引 <ul style="list-style-type: none"> ①人工呼吸器が必要な状態 ②人工呼吸器のしくみ ③気管カニューレと気管切開部（侵襲的人工呼吸療法の場合） ④口・鼻マスク及び鼻マスク（非侵襲的人工呼吸療法の場合） ⑤人工呼吸器装着者の生活支援上の留意点 ⑥人工呼吸器装着者に対する吸引の留意点 ⑦人工呼吸器装着者の呼吸管理に関する医療職との連携（日常的連携・緊急時対応） 5) 成人と小児の吸引の違い <ul style="list-style-type: none"> ①吸引に使用する物品の違い ②小児の吸引の留意点 6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の吸引に対する気持ち ②家族の吸引に対する気持ち ③利用者・家族の気持ちに沿った対応と留意点 7) 事前説明（声かけ）と同意、事後の確認 <ul style="list-style-type: none"> ①吸引を実施する前の利用者・家族に対する説明（声かけ）と同意 ②吸引実施後の利用者の気持ちの確認 8) 呼吸器系の感染と予防（吸引に関連して） <ul style="list-style-type: none"> ①呼吸器系の感染が起きた可能性を示す状態（発熱やたんの変化） ②呼吸器系の感染の予防 9) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認

		<ul style="list-style-type: none"> ①たんの吸引により生じる危険の種類 ②ヒヤリハット・アクシデントの実際と報告 ③ヒヤリハット・アクシデント報告書の書き方 ④危険防止のための医療職との連携体制（日常的な報告、連絡、相談） <p>10) 急変・事故発生時の対応と事前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急を要する状態（症状） ②急変・事故発生時の対応 ③急変・事故発生の事前対策—医療職との連携・体制の確認
	7. 高齢者及び障害者・者の「たんの吸引」実施手順解説	<p>1) たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ①吸引の必要物品 ②吸引器・器具・器材のしくみ ③必要物品の清潔保持（消毒薬・消毒方法）
4 日目	7. 高齢者及び障害者・者の「たんの吸引」実施手順解説	<p>2) 吸引の技術と留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①必要物品の準備・設置と留意点 ②吸引前の利用者の状態観察（呼吸状態・口腔内・義歯など）と留意点 ③吸引前の利用者の準備（姿勢・プライバシー確保など）と留意点 ④吸引実施手順と留意点 ⑤吸引実施に伴う利用者の身体変化（バイタルサイン・呼吸状態・顔色など）の確認と医療職への報告 ⑥吸引実施後の吸引物（色・性状）の確認と医療職への報告 ⑦吸引後の片付け方法と留意点 <p>3) たんの吸引に伴うケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ①たんを出しやすくするケア ②体位を整えるケア ③口腔内のケア <p>4) 報告及び記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療職への報告及び連絡方法 ②記録の意義と記録内容・書き方
	演習	<p>たんの吸引</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口腔吸引 ②鼻腔吸引 ③気管カニューレ内部
5 日目	8. 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	<p>1) 消化器系のしくみとはたらき</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生命維持における栄養・水分摂取・消化機能の重要性 ②消化器系器官のしくみと役割・機能 ③嚥下（えんげ）のしくみ ④主な消化器系器官各部の名称と構造 <p>2) 消化・吸収とよくある消化器の症状</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消化・吸収について ②よくある消化器の症状 <p>3) 経管栄養法とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経管栄養が必要な状態 ②経管栄養のしくみと種類 <p>4) 注入する内容に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経管栄養で注入する内容について <p>5) 経管栄養実施上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経管栄養実施上の留意点 <p>6) 成人と小児の経管栄養の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経管栄養チューブのサイズ・固定法の違い ②成人と小児の経管栄養の留意点の違い <p>7) 経管栄養に関係する感染と予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経管栄養を行っている利用者の消化感染について ②経管栄養を行っている状態の感染予防 ③口腔ケアの重要性

		<p>8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応</p> <p>①利用者の経管栄養に対する気持ち</p> <p>②家族の経管栄養に対する気持ち</p> <p>③利用者と家族の気持ちに対応するための留意点</p> <p>9) 事前説明（声かけ）と同意、事後の確認</p> <p>①経管栄養を実施する前の利用者・家族に対する説明（声かけ）と同意</p> <p>②経管栄養終了後の利用者の気持ちの確認</p> <p>10) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認</p> <p>①経管栄養により生じる危険の種類</p> <p>②ヒヤリハット・アクシデントの実際と報告</p> <p>③ヒヤリハット・アクシデント報告書の書き方</p> <p>④危険防止のための医療職との連携体制（日常的な報告、連絡、相談）</p>
6 日目	8. 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	<p>11) 急変・事故発生時の対応と事前対策</p> <p>①緊急を要する状態（症状）</p> <p>②急変・事故発生時の対応（報告、連絡網、応急処置、記録）</p> <p>③急変・事故発生時の事前対策—医療職との連携・体制の確認</p>
	9. 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	<p>1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持</p> <p>①経管栄養の必要物品</p> <p>②必要物品の清潔保持（消毒薬・消毒方法）</p> <p>③挿入部の消毒及び消毒薬</p> <p>2) 経管栄養の技術と留意点</p> <p>①必要物品の準備・設置（環境整備含む）と留意点</p> <p>②経管栄養前の利用者の状態観察（呼吸状態・腹部の状態など）と留意点</p> <p>③経管栄養前の利用者の準備（体位・姿勢・プライバシーの確保など）と留意点</p> <p>④経管栄養実施手順と留意点</p> <p>⑤経管栄養実施中の利用者の身体変化の確認と医療職への報告</p> <p>⑥経管栄養実施後の手順と留意点、利用者の身体変化の確認と医療職への報告</p> <p>⑦経管栄養終了後の片付け方法と留意点</p> <p>3) 経管栄養に必要なケア</p> <p>①消化機能を促進するケア</p> <p>②体位を整えるケア</p> <p>③口腔内や鼻のケア</p> <p>④胃ろう部（腸ろう部）のケア</p> <p>4) 報告及び記録</p> <p>①医療職への報告及び連絡方法</p> <p>②記録の意義と記録内容・書き方</p>
7 日目	演習	<p>たんの吸引</p> <p>①口腔内吸引</p> <p>②鼻腔内吸引</p> <p>③気管カニューレ内部</p> <p>経管栄養</p> <p>①胃ろう又は腸ろう</p> <p>②経鼻</p>
	評価	<p>〈出題形式〉 客観式問題（四肢択一）</p> <p>〈出題数〉 50問</p>
	閉校式	閉会挨拶

● 第7期介護力向上講習会

		国際医療福祉大学大学院 教授 竹内 孝仁 氏
第1回	1 介護の現状と今後の課題 2 身体介護・自立支援基礎理論 3 パワーリハビリテーションの理論と介護	
第2回	・事例検討 ・講義	要介護4の歩行改善 認知症のケア理論
第3回	・事例検討 ・成果報告 ・講義	認知症高齢者の事例 水分の増加、歩行の改善、排泄の改善、認知症症状の消失軽減 水の力・水の恐ろしさ
第4回	・事例検討 ・成果報告	歩行能力改善の事例、認知症改善の事例 水分の増加、歩行の改善、排泄の改善、認知症症状の消失軽減
第5回	・事例検討 ・講義	認知症ケーススタディ、尿失禁・排尿誘導の事例 排尿・尿失禁へのケア
第6回	・事例検討 ・事例検討	日中おむつなしになった事例 認知症が改善した事例

● 介護力向上講習会フォローアップ研修会（岩手県会場）（群馬会場）（東京会場）（静岡会場）（沖縄会場）

		国際医療福祉大学大学院 教授 竹内 孝仁 氏
I. 開会挨拶		
II. 講師挨拶		
III. 実践発表	自立支援介護の取り組み	
IV. 意見交換・質疑応答		
V. まとめ		

● 栄養ケア・マネジメント研修会

1日目	・開会挨拶 ・基調報告 ・講義Ⅰ ・講義Ⅱ ・情報交換会	行政説明 終末期ケアと栄養ケア・マネジメント
2日目	・講義Ⅲ	症例別困難事例模擬カンファレンス

● 指導指針会計実践的基礎講習

1日目	・開会挨拶 ・基調報告 ・講義Ⅰ ・講義Ⅱ ・講義Ⅲ ・講義Ⅳ	社会福祉法人の活動と会計の特徴 社会福祉法人と介護保険事業 介護保険事業の会計制度 指導指針による会計の体系①
2日目	・講義Ⅴ ・講義Ⅵ ・講義Ⅶ ・講義Ⅷ	複式簿記 指導指針による会計の体系② 減価償却制度と国庫補助金の会計処理 日常の会計実務
3日目	・講義Ⅸ ・講義Ⅹ ・講演Ⅺ	月次処理の流れ 総合演習問題（月次決算：受講者テキスト演習問題） 総合演習問題（月次決算：受講者テキスト演習問題）

● 指導指針会計実践的決算講習

1日目	・開会挨拶 ・基調報告 ・講義Ⅰ ・講義Ⅱ ・講義Ⅲ	「社会福祉法人新会計基準案」の概要 決算手続の意義と決算の目的 介護保険事業の決算書の体系
-----	--	---

	・講義IV	決算書の統合
2日目	・講義V ・講義VI ・講義VII ・講義VIII ・講義IX ・講義X ・講演XI	決算のスケジュール 決算手続きの順序 決算整理仕訳事例 決算準備作業チェックリスト 固定資産管理台帳の作成 事業活動計算書と収支計算書の整合確認表 決算書類の注記事項
3日目	・講演XII ・講演XIII	決算演習と解説 決算書モデル

● 施設ケアマネジャー研修会

1日目	・開会挨拶 ・課題提起 ・講義I ・講義II ・基調講演 ・情報交換会	施設ケアマネジャーが抱える現場の課題 認知症の理解とケア
2日目	・講義III ・講義IV	施設におけるケアマネジメントの課題分析 施設におけるケアマネジメントの課題解決

● 生活相談員研修会

1日目	・開会挨拶 ・基調報告 ・講義I ・講義II ・情報交換会	生活相談員の実践に生きるリーダーシップと人間力 尊厳ある終末期ケアを支えるために
2日目	・講義III ・講義IV	課題の解決力を磨く① 課題の解決力を磨く②

● 介護職専門研修会

1日目	・開会挨拶 ・講義I ・講義II ・基調報告 ・情報交換会	介護と看護の連携 介護職員の医行為モデル事業を通して 褥瘡の予防と治療ーラップ療法を中心に解説
2日目	・基調講演 ・講義III ・講義IV	心から輝くメイクセラピーとユーモアセラピーで人生をもっと豊かに過ごしましょう！ 認知症の正しい知識と理解

● 課題別スキルアップ研修会

第1回	・開会挨拶 ・講義	「口腔・食事ケア」及び実習
第2回	・開会挨拶 ・講義 ・実践発表	「自立支援介護・個別ケア」
第3回	・開会挨拶 ・講義	「認知症介護の視点とチームケア」
第4回	・開会挨拶 ・講義	「職員の意欲を高める人材育成の勘所と研修計画の実践的プランニング」
第5回	・開会挨拶 ・講義	講義「施設職員の仕事とチーム力の向上 ～モチベーション・ファシリテーション・コミュニケーション」

● 低所得高齢者の生活権を守る！養護復権セミナー

	・開会挨拶	
--	-------	--

・講演	「高齢化社会における養護老人ホームの果たすべき役割について」 厚生労働省 老健局高齢者支援課 課長補佐 家田 康典 氏
・課題検証	
・検証Ⅰ	「養護老人ホーム施設整備の現状と課題」 養護老人ホーム三原慶雲寮 寮長 木曾 綾夫 氏
・検証Ⅱ	「養護老人ホーム入所者像と待機者に関する問題点」 養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホーム 施設長 平岡 毅 氏
・検証Ⅲ	「制度改正後の経営状況とサービスの内容の変化について」 養護老人ホームかるな和順 事務長 寺井 孝典 氏
・課題整理・提言	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会 養護 WT
・まとめ	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会 養護 WT
・基調講演	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
・閉会	
・情報交換会	

● 養護職種別研修会

・開会挨拶	
・基調報告	公益社団法人全国老人福祉施設協議会
・講演Ⅰ	「養護老人ホーム職員に求められるもの」 養護老人ホーム 鶴林園 理事長 西井 秀爾郎 氏
・講演Ⅱ	「養護老人ホーム入所者の重度化に伴う現状と課題」 佛教大学 保健医療技術学部作業療法学科 教授 漆葉 成彦 氏
・第1分科会 (生活相談員)	「社会資源の有効活用と地域との関わりについて (コーディネート力を高める)」 「充実した処遇計画を作成するためには」
・第2分科会 (支援員)	「処遇困難者に対する支援のあり方」 「支援とは何か?～支援員に求められるもの～」
・第3分科会 (看護職員)	「看護職員と介護職員の連携について」 「養護老人ホームにおける看護職員の役割について」

● 通所介護サービス力向上研修会

1日目	・開会挨拶 ・基調報告 ・講演Ⅰ 通所介護事業所の経営・運営課題 一他事業所と差別化出来るメニュー作成と利用者本位の個別ケアー ・講演Ⅱ 在宅サービスにおける職員のキャリアパスの課題と対応について ・講演Ⅲ コンプライアンスに基づいた通所介護計画書の作成 ・情報交換会
2日目	・講演Ⅳ 自立支援のための通所介護の役割 ・講演Ⅴ 高齢者の身体機能の測定評価と運動指導の実際 ・演習Ⅰ 実技指導【運動指導】 ・演習Ⅱ 実技指導【身体機能測定】

● 「効果的な通所介護計画書作成の手引き」利用フォローアップ研修会

1日目	・開会挨拶 ・講演Ⅰ 在宅サービスの現状と課題 ・基調講演 ・講演Ⅱ 通所介護計画の位置づけ ・講演Ⅲ 効果的な通所介護計画書の作成 ・説明 2日目のグループワークについて
2日目	・グループワークⅠ 事例検討「計画書の作成」 ・グループワークⅡ 事例検討「実行表の記入から評価までのプロセス」

● 経営戦略セミナー

1日目	・開会挨拶 公益社団法人 全国老施協 経営 ・基調報告 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 ・講演Ⅰ 介護保険制度の動向 ～制度見直しと介護報酬改定～ 全国老施協 介護保険委員会 委員長 榎田 和平 ・講演Ⅱ 社会福祉法人会計基準の一元化及び今後の施設経営・戦略について
-----	--

		宮内会計事務所 公認会計士 宮内 忍 氏
2 日目	・ 講演 I	新しい公共と社会福祉法人（仮題） NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎 弘樹 氏
	・ ワークショップ	「経営戦略」 公益社団法人 全国老施協 経営制度委員会 副委員長 西元 幸雄 「地域包括ケアへの対応について」 公益社団法人 全国老施協 経営制度委員会 委員長 矢野 恵三 「事業戦略—民間事業者の視点から—」 社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長 久留 義武 氏

● キャリアパス・人材育成セミナー

・ 開会挨拶		
・ 基調報告	「大きく変わる介護時代」	全国老施協常任顧問・参議院議員 中村 博彦
	「中央情勢報告」	全国老施協 中田 清
・ 講演 I :	「キャリアパス制度の構築について ～法人規模に沿った処遇改善を目指して～」	全国老施協 介護保険委員長 榊田 和平
・ 講演 II :	「在宅介護の限界、福祉介護の課題」	国際医療福祉大学臨床心理学専攻教授 和田 秀樹 氏

● 地域ケアセミナー

1 日目	・ 開会挨拶 ・ 基調報告 ・ 講演 I ・ 講演 II	『地域包括ケアの課題』 『シームレスケア実現のための医療との連携の現状と課題』
2 日目	・ 第 1 分科会 ・ 第 2 分科会 ・ 第 3 分科会	「通所介護サービスに求められる機能とは」 「短期入所介護計画の考え方と立案の工夫」 「地域包括ケアシステムの方向性を見据えた（法人・事業所の）経営戦略」

● ユニットユニットケアセミナー

1 日目	・ 開会挨拶 ・ 基調報告 ・ 行政報告 ・ シンポジウム ・ 質疑・応答	「介護保険制度見直しの課題とユニット型施設への問題提起」 「ユニットケアについて」 「ユニットケアの実践と課題」
2 日目	・ 分科会	・ 第 1 分科会 「ユニットケアの経営・運営」 ・ 第 2 分科会 「ユニットケアのくらし」 ・ 第 3 分科会 「24 時間シート」 ・ 第 4 分科会 「ユニットケアの実践事例」

● 軽費・ケアハウス経営戦略全国セミナー

1 日目	・ 開会挨拶 ・ 報告	「軽費・ケアハウスにおける現状と課題について」 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会
	・ 事例検討会	
	・ 事例報告 I	「都市型軽費老人ホーム」に求めるもの 軽費老人ホーム ライトホーム 施設長 池田 清彦 氏
	・ 事例報告 II	「介護予防の実践と課題及び問題点」 軽費老人ホーム 好生園 介護福祉士 池上 洋子 氏
	・ 事例報告 III	「低所得者に関する問題点と解決策」 軽費・ケアハウスワーキングチーム 委員 芦田 俊男
	・ 事例報告 IV	「利用者の高齢化に伴う重度化への対応」 ケアハウス あかりさき 生活相談員 扇 義尚 氏

- ・全体討議
 - 事例報告者 4 名
 - 進行：軽費・ケアハウスワーキングチーム 副委員長 内田 雅士
 - コーディネーター：
 - 軽費老人ホーム担当 軽費・ケアハウスワーキングチーム 委員 西 秀生
 - ケアハウス担当 軽費・ケアハウスワーキングチーム 委員 金澤 敬一

- ・情報交換会

2 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「入居者に対する身元保証人及び身元引受人に関する法的諸問題について」 ジュリスト・土釜総合法律事務所 弁護士 土釜 惟次 氏 ・基調講演 「私達の現場は、生活弱者・高齢弱者・身体弱者の最前線 生活権を守るのは私達！」 中村 博彦 氏（参議院議員、全国老協常任顧問） ・行政報告 「軽費・ケアハウスの将来像について」 厚生労働省 老健局高齢者支援課 課長補佐 家田 康典 氏 ・まとめ 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 ・閉会
------	--

高齢者の福祉と尊厳をまもる 2011行動宣言

全国老人福祉施設協議会は、2025年以降の超高齢社会を前にして、福祉立国をめざします。私たちは、高齢者の尊厳と自立した日常生活をまもるために、以下の使命と行動の誓いをここに宣言します。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

＝私たちの使命＝

(福祉立国)

1. 私たちは、誰もが安心して暮らすことのできる社会福祉、地域福祉の実現をめざします。

(高齢者の尊厳)

2. 私たちは、介護力の向上に努め、高齢者の尊厳の保持と自立をめざします。

(より良い制度づくり)

3. 私たちは、高齢者、家族の福祉・介護ニーズに則した利用者本位の制度づくりをめざします。

＝私たちの誓い＝

(高品質サービスの実施)

1. 私たちは、福祉・介護・医療等との積極的な連携により、利用者に信頼される個別ケアに努めます。

(自己研鑽)

2. 私たちは、プロとしてのケアをめざし、科学的実証研究に基づく専門知識と技術の習得に努めます。

(地域福祉向上)

3. 私たちは、地域社会の福祉課題解決に向け、必要な制度・サービスの創造と提供に努めます。

(虐待の根絶)

4. 私たちは、高齢者の生活の場において、全ての虐待行為を戒め、その防止・啓発に努めます。

(地域経済への貢献)

5. 私たちは、高齢者福祉・介護事業者として法令を遵守し、地域経済の活性化に努めます。

＜平成 22 年度意見書・要望書＞

意見書・要望書名	提出先	提出日
キャリアパスモデル及び好事例の公表	厚生労働省 老健局振興課	平成 22 年 5 月 14 日
新介護保険制度これからの 10 年～制度見直しに関する意見書～	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 7 月 26 日
要介護者の状況に応じた適切なサービス提供と利用者負担の在り方についての調査研究 報告書サマリ	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 7 月 30 日
全室個室・ユニット型特養ホームの在り方について（意見）	厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会	平成 22 年 8 月 20 日
施設利用者のサービス量の把握に関する調査研究 —特別養護老人ホームにおける業務分析—（概要報告 2008 年 6 月）	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 8 月 30 日
介護保険制度見直しに関する意見書	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 10 月 7 日
介護保険制度の見直しに関する意見（素案）のとりまとめについて	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 11 月 19 日
介護保険制度の見直しに関する意見（案）について	厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会	平成 22 年 11 月 24 日
新たな介護保険制度構築に向けて（要望書）	厚生労働省 老健局 局長 宮島俊彦	平成 22 年 12 月 20 日
社会福祉法人の新会計基準（案）について（意見）	厚生労働省 社会・援護局 局長 清水美智夫 老健局 局長 宮島 俊彦	平成 22 年 12 月 20 日
社会福祉法人会計基準の制定に関する意見	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課	平成 23 年 1 月 14 日

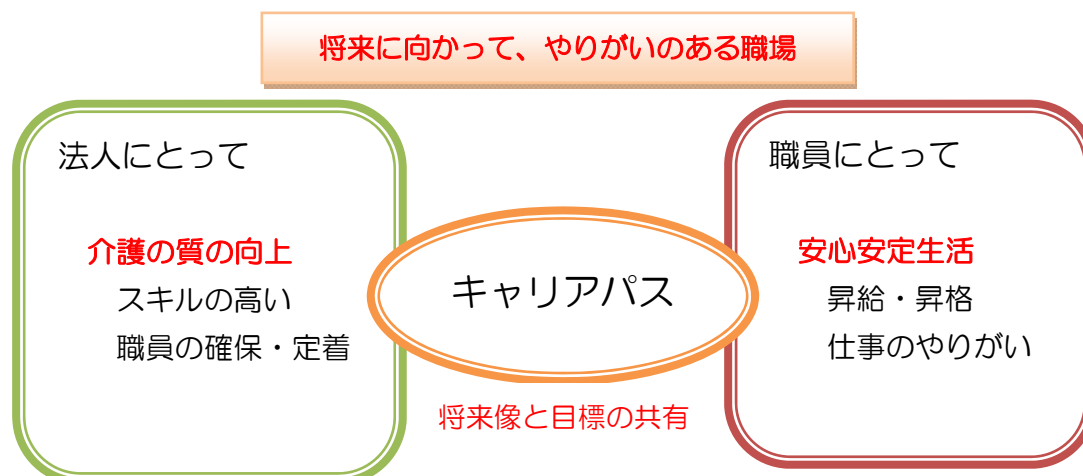
キャリアパスガイドライン（素案）

1. はじめに

- キャリアパスは各法人が自らの職員の確保・定着を図ることを目的に、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持って働くことができる職場づくりを行うためのものです。
- 職員にとってキャリアパスは「将来の道標」であり、現状における自分の経験や資格、スキルなどと3年先、5年先の将来像とを照らし合わせて、“将来この法人でどのような処遇となるかを示す根拠”となります。
- しかし、一法人一拠点施設の事業所では職位が限られているためにポストによるキャリアパスには自ずと限界があります。
- 全国老人福祉施設協議会では、介護職員がチームの一員として“やる気と誇り”をもって専門職の道を歩んでいくことを目的に、新人職員から管理・指導職員までのキャリアパスを検討しました。
- 本キャリアパスガイドラインを参考にされる法人においては、継続的に効果の検証をおこなっていただき、介護保険制度内事業体としてガバナンスを発揮できる「将来の道標」を描いていただきたいと切に願います。

2. キャリアパスとは

- 各法人の理念をもとに、求める人材像や教育方針が職員全体に理解されたうえで、介護職員が自ら将来像を描き、段階的に目標を設定するためのツールとなるものです。
- また、自ら描いた将来像を実現するために職員が主体的に学習すべきことや、それを支援するために法人が整備すべき研修体系等、各法人において職員一人ひとりのキャリアアップを通じた自己実現が可能となる道筋を示さなければなりません。
- このように、キャリアパスは、法人と職員の間での合意事項として、職員一人ひとりのキャリアアップの将来像と目標が示され、理解・認識されている事が最も重要となります。



3. キャリアパスの体系について

全国老人福祉施設協議会では、キャリアパスの体系を考えるに当たって、職員と法人間における認識を共有できる項目設定を重視しました。まず、各法人の理念をもとに、介護職員として望ましい人材像として「介護職員としてのあるべき基本指針(案)」を設定し、それに沿って道筋を示しています。このことを実現するための研修支援体制及びスキルアップの評価を含むキャリアパスの例を示します。

介護職員としてのあるべき基本指針（キャリアパス遂行のための相応しい知識・技術・価値観）（案）

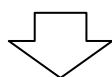
- ① 介護職員として自覚と責任ある行動ができる。
- ② 基本的人権を擁護し、自己決定を最大限尊重し、自立に向けた支援ができる。
- ③ 利用者の理解と利用者・家族との良好な人間関係の確立ができる。
- ④ 組織における役割・心構えの理解と適切な行動ができる。
- ⑤ 生涯にわたる主体的な自己学習の継続ができる。

4. 「キャリアパスの構成」(別表「概要図」参照)

(1) 経験年数および職位のイメージ

① 各ステップにおける経験年数のイメージ

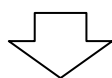
ステップ1	概ね1年程度
ステップ2	概ね1年～3年程度
ステップ3	概ね3年～5年程度



ステップ 4～6	概ね5年以上
-------------	--------

② 各ステップにおける職位のイメージ

ステップ1	初任者
ステップ2	現任者
ステップ3	リーダー



介護スペシャリストゾーン、管理・指導者ゾーン、地域連携・健康づくりゾーン

ステップ4	副主任、主任
ステップ5	管理職
ステップ6	施設長、管理者

(2) スキルのイメージ

スキルに関する目標・評価の構成要素を「社会力」「介護力」と分類します。

① 社会力

法人内における役割・心構えなど社会人・組織人として必要な力をいいます。

ステップ1	<p>良好な人間関係を築く基礎力を養う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的常識が理解できる。 ・介護職員として自覚と責任ある行動ができる。 ・組織における役割・心構えを理解できる。
ステップ2	<p>利用者・職員に対して、良好な人間関係を保てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権を擁護し、自己決定を最大限尊重し、自立に向けた支援ができる。 ・利用者の理解と利用者・家族との良好な人間関係の確立ができる。 ・組織における役割・心構えの理解したうえで適切な行動ができる。 ・帰属心をもってチームの一員として継続した協働ができる。
ステップ3	<p>組織人として自覚を持ち、初任者等の模範となる行動ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的に規範となる行動ができる。 ・組織における役割・心構えについての指導ができる。 ・リーダーシップを発揮して、チームを構成できる。

② 介護力

介護技術や福祉・介護の知識や利用者への支援に対する理解をしたうえで入所者の人権を尊重したアプローチができる力をいいます。

ステップ1	<p>指導を受けながら日常的な業務ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員として基本に基づいた技術を習得できる。 ・利用者の安全を確保することができる。 ・職場に適応できる。
ステップ2	<p>自立して日常業務ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員として自立した行動ができる。 ・利用者の人権を尊重し、かつ個別性を重視した業務ができる。 ・初任者等の相談をうけることができる。
ステップ3	<p>一般的介護知識・技術と職業倫理をもって、チームケアが形成できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠をもった介護技術の提供ができ、初任者等への指導ができる。 ・介護業務の模範となることができる。 ・自身の目標・課題が明確であり、自己決定ができる。

(3) 情意（やる気、意欲）のイメージ

日常の職務行動を規律性、協調性、積極性、責任性の4つの観点で評価します。

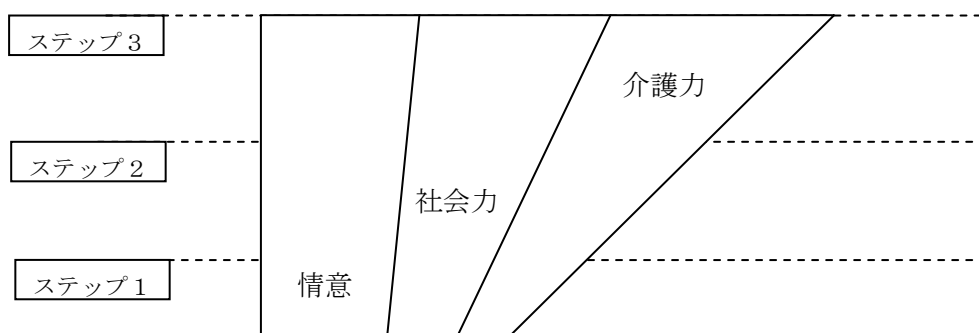
ステップ1	・積極性をもった行動ができる。
ステップ2	・規律性、協調性をもって業務を遂行できる。
ステップ3	・自らの役割、責任を遂行できる。 ・チームメンバーへ働きかけて、意欲を引き出すことができる。

(4) 着眼点のイメージ

(2)～(3)のうち、各ステップにおいて最も重視している項目を着眼点とします。

ステップ1	情意（やる気、意欲）
ステップ2	スキル・社会力
ステップ3	スキル・介護力

(着眼点のイメージ)

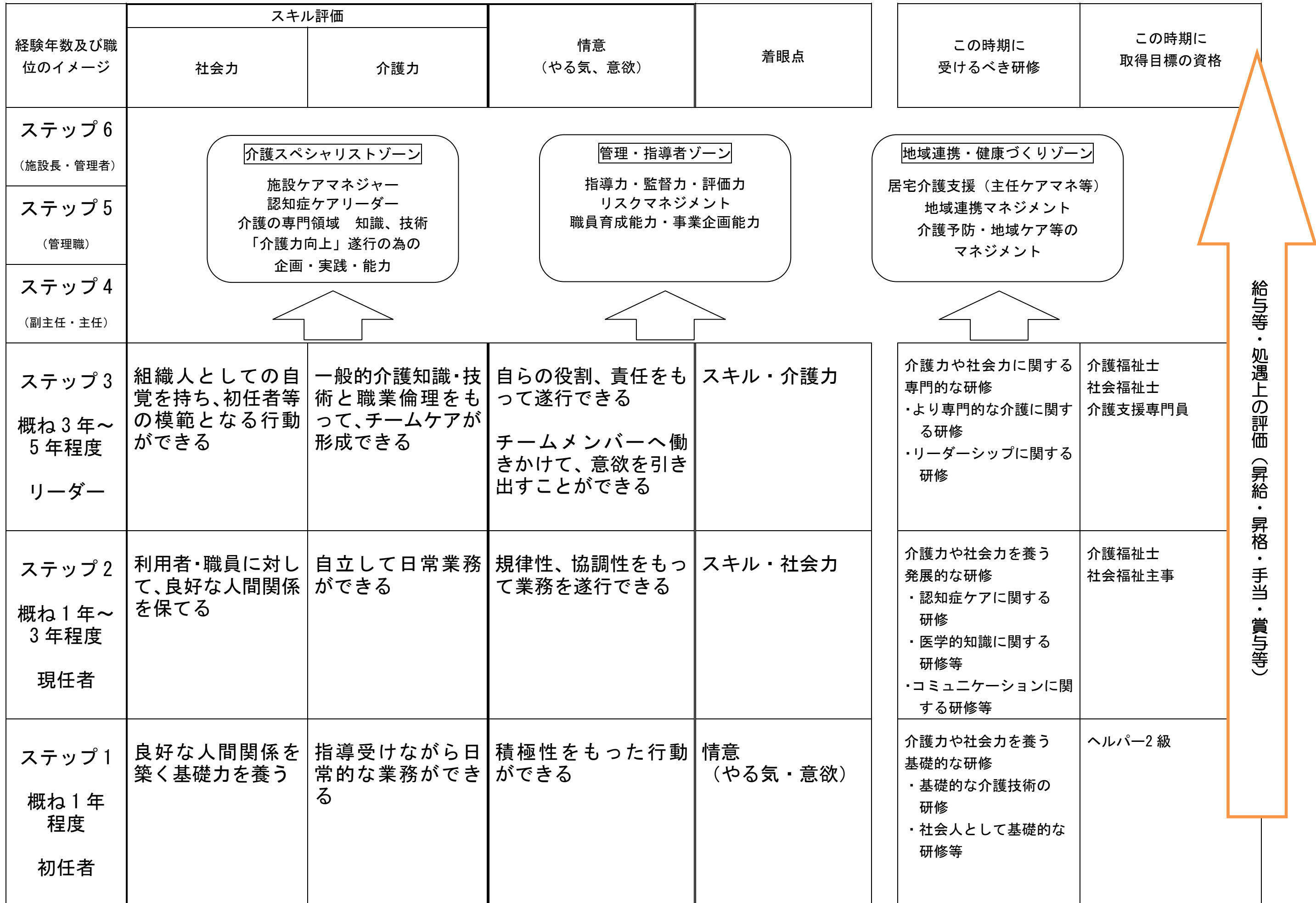


(5) 研修体系のイメージ

(2)～(3)を獲得・強化するために、各ステップで受けるべき研修を示します。

ステップ1	介護力や社会力を養う基礎的な研修 (例) 基礎的な介護技術の研修、社会人として基礎的な研修 等
ステップ2	介護力や社会力を養う発展的な研修 (例) 認知症ケアに関する研修／医学的知識に関する研修等 ／コミュニケーションに関する研修 等
ステップ3	介護力や社会力に関する専門的な研修 (例) より専門的な介護に関する研修／リーダーシップに関する研修 等

※ 介護職員と法人間において、(2)～(4)の構成要素を共有化するためのツールとして、ジョブカード等の項目を参考にして、各法人に合わせたチェック表等を用いることも有効と思われます。



新介護保険制度これからの10年
～制度見直しに関する意見書～

平成22年7月26日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

国民の大きな期待を受けて施行された介護保険制度は、種々の制度見直しをはかりながら11年目を迎えています。この間、全国老人福祉施設協議会は、多くの現場関係者の努力によって、より良い介護サービスの提供に努めてまいりました。

しかし、介護をとりまく現状は、介護保険の本来の目的である「豊かな高齢期の生活の実現」に近づいているというより、高齢者やその家族に対して安心・安全を提供できる十分な水準には至っていない状況にあります。

そこで全国老協は、介護保険制度見直しに際し、「生き甲斐と安心を護る介護保険制度」の構築を目指して、以下の提言をいたします。

1. 入所待機者解消：特養ホーム20万床の緊急整備を

厚生労働省が平成21年12月に発表した都道府県が把握している特養ホーム入所申込者数(重複除外)は42万1千人である。

しかし「在宅のみ」「特養以外の介護施設入所者除外」などの14府県の数字を加味すると49万6千人の特養ホーム入所希望者が存在すると推計される。

いずれにしても、在宅における要介護3以上の待機者12万人、介護保険施設(療養型施設、老健施設)以外の施設での待機者10万人を考慮すると、少なくとも20万人分の特養ホーム緊急整備が必要である。

- そのために、第4期(H21～H23)における「介護拠点の緊急整備」(3,000億円+ α)において、特養ホームの整備を一層、推進するとともに、第5期(H24～H26)、第6期(H27～H29)においても、特養ホームの重点整備を推進すべきである。
- その際に、施設整備の都道府県補助金に対する一般財源化における「地方財措措置」内容の明確化と充実を行ない、利用者負担への転嫁を最小限に止めることにも配慮すべきである。

(付記)

20万床の施設整備に必要な整備費は、約2兆円となる。

・これを、「民間主体の公共事業」として資本投資を促せば、

→9兆円の生産誘発効果、23万4千人の雇用誘発効果を生み出す。

・また、20万床分の年間運営費約7,200億円による経済効果は、

→3兆960億円の生産誘発効果、18万9千人の雇用誘発効果となる。

2. 特別養護老人ホームの整備の弾力化を

現状の補足給付(特定入所者介護サービス費)による低所得者のユニット型個室と多床室の居住費に対する利用者負担額を変えないのなら、全室個室ユニット型施設整備を優先する方針を改め、地域の状況や利用者ニーズにより、居住費が安価な多床室と個室ユニット型を併せ持つ「一部ユニット型特養」など、地方自治体・開設者の自由裁量による整備を推進すべきである。

- 完全個室、準個室、生活環境配慮型居室(従来の多床室を、はめ込み式家具等により個人の生活空間確保に配慮)などを、設置者(開設法人)の工夫により組み合わせさせた施設づくりを進めることを考慮すべきである。

3. 低所得高齢者、社会的弱者の生活権を守る。「養護復権」・「補足給付」堅持を!

高齢者人口増に伴い、老齢基礎年金のみの低所得層も相対的に増加している。厳しい経済情勢の下で、高齢者の貧困問題が深刻化しており、低所得高齢者の生活権を守る観点から、そのセーフティネットとして養護老人ホーム、軽費A型老人ホームの基盤整備およびプライバシーを考慮した多床室(特別養護老人ホーム)の整備を図るべきである。

- なお、介護保険施設における食費・居住費の「補足給付(特定入所者介護サービス費)」については、介護保険制度として堅持すべきである。
 - ・ 補足給付は、施設における居住費・食費に関わるイコルフットィングの観点から平成17年10月に導入された。保険システムに低所得者対応として導入されたことは、50%の公費と50%の保険による「共助」に低所得者救済の概念を位置づけたという意義がある。
 - ・ これを生活保護等の低所得対策に切り離すことは、低所得者のスティグマを与えることとなり、介護の社会化をめざした介護保険制度の意義を損なうものである。
- 養護老人ホームの個室化、老朽改築を国庫補助金により推進すべきである。養護老人ホームは、所得や心身の状況により地域での生活が困難な高齢者を守る老人福祉施設として重要な機能を担っている。
 - ・ 低所得者、社会的弱者の生活の場の確保として、養護老人ホームの整備を国の責任において推進すべきである。また、軽費老人ホームA型についても、ケアハウスや特定施設では対応できない利用者のために機能しており、一定程度の必要量を確保するよう事業継続を支援すべきである。

4. 介護職の地位向上、更なる処遇改善を ～介護職を人が羨む職業に～

介護福祉士を介護に関する基礎的任用資格とし、さらなる研修・教育による「専門職化」を図り、「業務独占化」に近づける体制整備が必要である。

- 介護の専門性を高め、介護職の地位向上、社会的評価の確立を図る。
- 介護現場を支える全従業者の処遇改善を図る。
 - ・ 介護従事者の確保・定着のために、処遇改善交付金の拡充を図る。
- 生活関連医行為（喀痰吸引・経管栄養・じょく創処置等）を介護福祉士の職務範囲に位置づける養成課程を確立する。
- 革新的介護技術の開発、最先端科学技術の活用により、新しい介護・負担の少ない介護づくりを推進し、「明るい介護現場」を作る。
 - ・・・介護機器・介護ロボット（機械化）の開発により、効率的にアシストする・・・
- アジアの介護人材による共同介護を実現し、将来的には介護技術輸出を図る。

（付記）

☆EPA によるインドネシア介護福祉士候補者ワヒューディン君の意見

（四国老施協ブロック大会での意見発表要旨）

- ・ 国が違うから文化や習慣も違う。違いがあるからこそ勉強になる。
- ・ 日本の介護は、高齢者の尊厳を守ること。
- ・ 世界一の平均寿命を可能にしたのはなにか。・・・医療は健康を支える、介護は命と尊厳を守る。
- ・ 介護福祉士国家試験・・・ワンチャンスで 104 名が皆不合格なら、後輩はどれだけ不安か。日本のグローバル介護はただの夢なのか。
- ・ 介護福祉士は、名称独占だが、試験はとても難しく、合格率は 50%しかない。名称独占では、せっかく国家試験に合格しても資格のない方と同じ仕事をすることになる。私にとってこれは、アンバランスだと思う。

5. 地域包括支援センター機能を強化、再構築を

高齢化の状況、人的・物的社会資源の状況、地形的なものも含め、地域社会のおかれている状況を一元的に見ることはできません。

社会福祉・介護・医療等の支援を必要とする人たちには、居宅を中心に地域完結型ケアの提供により継続した生活ができる人もいれば、施設等を生活拠点にしなければならない人も存在します。

画一的な「地域包括ケア」ではなく、一人ひとりの要援助状態に応じたサービス（支援）をマネジメントする機関を中心に、「支援ネットワーク」を形成していくことが、多様かつ重層的な地域ケアを構築することになります。

- なお、介護保険施設における食費・居住費の「補足給付(特定入所者介護サービス費)」については、介護保険制度として堅持すべきである。
- 地域包括支援センターを、高齢者・障害者に関する総合相談援助機関として再構築し、ワンストップサービス体制の確立を図る。
- 行政責任を明確化し、基幹型センター(市町村直轄または民間委託)と、地域センター(24時間対等、民間法人)によるネットワークを構築する。
- 3職種(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)必置条件を地域の実情にあわせて柔軟に対応する。
- 介護予防マネジメントは、居宅介護支援事業に収れんする。(ケアマネジャー業務に位置づける)。

6. 介護保険制度改革の課題

平成 24 年度の介護保険制度見直しについて、以下の是正を求めます。

- 施設介護給付費の公費負担割合の是正(財源の確保)
 - ・ 平成 18 年より施設給付費だけが、国 20% 都道府県 17.5% 市町村 12.5% 変更されたために、施設整備が抑制された。
これを是正し、居宅給付費(国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5%)並みに戻す。(平成 23 年措置)
 - ・ 平成 24 年(次期改定)より国庫負担を 30%とし、公費負担割合を 55%に引き上げる。介護保険料からの拠出を 45%に引き下げる。(利用者負担への影響を配慮する)
- 居宅介護支援事業の強化と効率化・安定化を図る。
 - ・ ケアプランに、他の介護サービスと同様に、1割負担を導入する。
 - ・ 介護予防プランを居宅介護支援事業の業務とし、ワンストップ化を図る。
 - ・ 毎月の居宅訪問やサービス管理の効率・簡素化を図る。
- 要介護区分の簡素化を図る。
 - 要介護1・2を→「要介護1(軽度)」に
 - 要介護3を→「要介護2(中度)」に
 - 要介護4・5→「要介護3(重度)」に
 - ・ 現状、要支援を含め7段階に区分されている。しかし、要介護1と2、要介護4と5で、ケア内容に大きな違いはないとの指摘がある。
そこで、要介護度に関しては、3段階の区分とすることにより、要介護度ごとの介護時間量に幅ができることから、要介護認定における一次判定の精度をあげる事が可能と思われる。

- 介護保険事業計画の参酌標準を撤廃する。
 - ・ 要介護2～5の高齢者の37%を「施設・住宅」ニーズとして算定し、施設整備を推進してきたために、特別養護老人ホーム待機者が急増している。
 - ・ ケアを外付けにする「住宅型施設」を除き、全国一律の参酌標準ではなく、地域ニーズに合わせて弾力的な施設整備を推進する。

7. 特養ホームへの民間参入について ～社会福祉法人改革の課題～

政府は、特養ホームへの民間参入について、①社会医療法人参入を可能とする、②社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とする、ことの是非について検討することを決定しています。

しかし、今まず必要なことは、「社会福祉法人」の制度改革です。措置制度を前提でつくられた社会福祉法人制度では、介護保険制度には対応しきれいていません。社会福祉法人の機能・ガバナンス・役割等について議論し、新たな枠組み、新社会福祉法人像を作ることが必要です。

- 介護保険制度は、「介護」に対する国民への不安をぬぐう互助・共助の公的システムである。社会医療法人と同程度の公益法人などの参入議論に対し、介護保険事業を行なう社会福祉法人について、「介護保険制度内事業体」として、介護保険制度に対応できる社会福祉法人改革について、まず議論すべきである。
 - ・ 地域ニーズに応える先駆的・開拓的事業展開を可能とする柔軟な法人経営を行える制度改革を行う必要がある。
 - ・ 社会福祉法人は、その使命を認識し、弾力的に地域貢献を行う必要がある。そのためにも、経費支出等に関しても規制緩和を行う必要がある。
 - ・ 非営利・非課税の社会福祉法人の責務として、初期投資における採算性を超えた事業実施に取り組める環境整備を行なう必要がある。
 - ・ 低所得者や処遇困難ケースへの対応等について評価するシステム(スケール)を設ける必要がある。
 - ・ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」を見直し、積極的な利用を推進する必要がある。
 - ・ 社会福祉法人の規制緩和を推進し、法人経営のガバナンス強化を図る必要がある。
 - ・ 社会福祉法人の拡大(合併)・撤退を容易にし、経営力の強化を図る必要がある。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

平成21年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業

要介護者の状況に応じた適切なサービスの提供と利用者負担の在り方についての調査研究

報告書サマリ

1. 事業目的

特別養護老人ホーム及び居宅サービス利用者及び家族に対し、利用に係る経済的負担感や意識、負担者の収入の実態等の調査分析を通して、利用者負担の在り方を提言する。

2. 事業内容

- (1) 特別養護老人ホーム及び居宅介護支援事業所における介護サービス利用状況及び利用者・利用者家族等の経済状態のアンケート調査の実施
- (2) アンケート調査協力施設及び利用者・利用者家族等へのヒアリング調査の実施

3. 事業結果

I 特別養護老人ホームにおける利用状況調査から

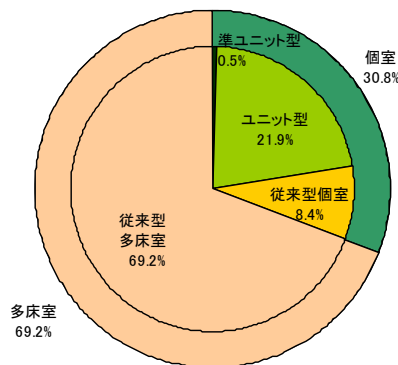
(1) 調査の対象、属性

- ①調査対象 100 施設のうち 56 施設から回収、回収サンプル数は 2,249（回収率 36.4%）
- ②回答者の平均年齢は 86.23 歳、平均要介護度 3.9、男性は 20.9%、女性が 79.1%

(2) 調査結果の概要

- ①入所中の居室タイプは、個室が 30.8%（うちユニット型 21.9%）、多床室が 69.2%
（厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査によれば、個室比率は 28%、うちユニット型の比率は 18%）

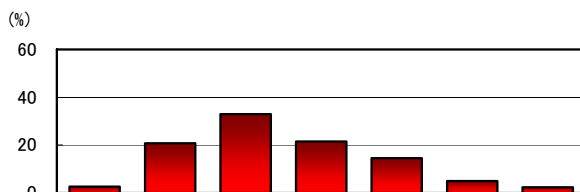
入居中の施設および居室タイプ（N=2249）



- ②入所者の年収総額の分布は、100 万円以下が 53.9%を占め、50 万円超～100 万円以下の層が最も多い。

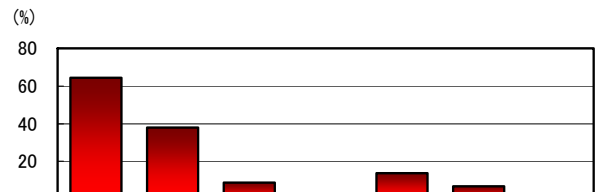
収入の種類では、国民年金が 64.5%、厚生年金 37.9%であり、被用者年金の合計は 46.5%と全体の半数に満たない。

入所者の年収総額（N=2249／単位%）



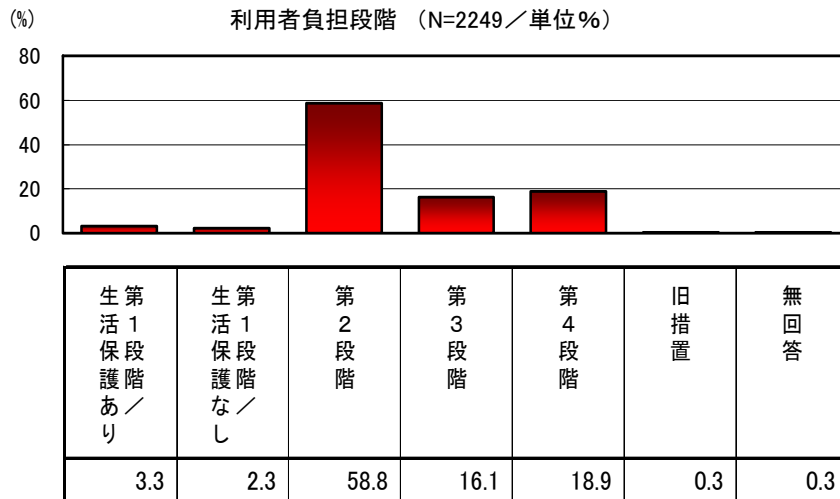
0 無年金のため	50 万円以下	100 万円以下	150 万円以下	250 万円未満	250 万円以上	無回答
2.6	20.9	33.0	21.4	14.6	5.0	2.4

収入の種類（N=2249／単位%）



国民年金	厚生年金	共済年金	企業年金	その他の年金	その他	無回答
64.5	37.9	8.6	1.2	13.7	6.6	2.9

③利用者負担段階では第2段階が最も多く58.8%を占める。



注) 施設サービスの入所者負担が重くならないように、所得の低い入所者には負担の限度額が決められている。

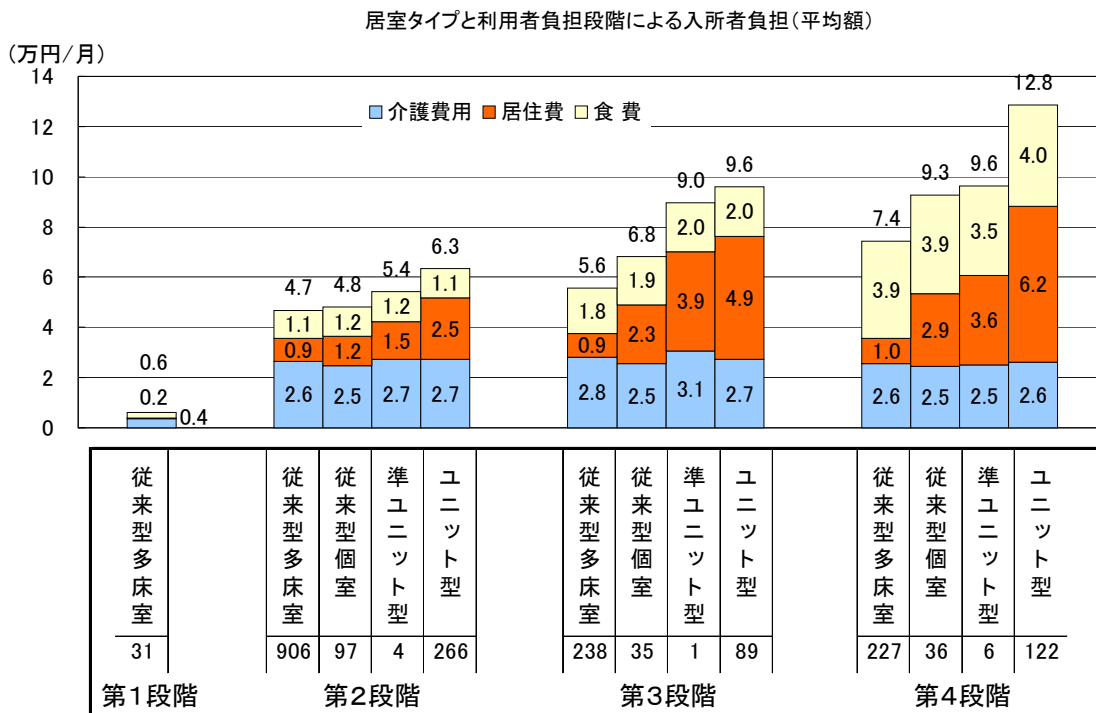
入所者は世帯所得に応じた4つの段階に分けられた負担限度額までを自己負担し、基準費用額と負担限度額との差額は介護保険が負担する。

利用者負担段階	対象となる人(市町村民税世帯非課税)※
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円超(年金収入だけの場合、80万円超の市町村民税世帯非課税者)
第4段階	(全額自己負担)

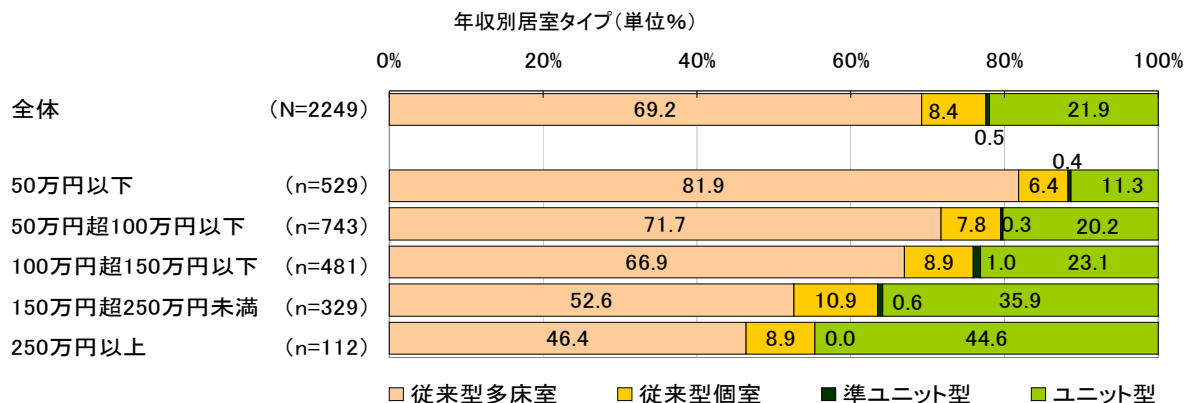
※市町村民税課税層でも、高齢夫婦世帯の一方が施設に入所し、食費・居住費の負担により残された配偶者の在宅生活が困難になるような場合は、第3段階とみなされる。

④利用者負担段階ごとの居質タイプ別入所者負担の平均額は、特に居住費によって大きく変動する。

また、居室タイプと入所者の年収は相関関係にあり、経済的な状況が居室タイプの選択に影響を与えている。



注)居室タイプの下に数字は、n(回答数)を示す。



<ヒアリング、アンケート自由コメントより>

- ・「特別養護老人ホームの費用以外に、病気のため本人の入院費用が必要」
- ・「利用者負担を入所者の国民年金の範囲に抑えたい」
- ・「介護報酬改定により利用料個人負担の引上げ、医療費負担の増加、要介護度が重くなった場合の施設利用料の増加等があれば、どうすればよいのか不安」
- ・「現状は何とかこなしているが、将来的にどうなるか不安」

総括・提言

- 特別養護老人ホームに入所している要介護者の経済状態は、国民生活基礎調査などで報告されている一般的な高齢者の所得と比べると、極めて低水準であり、経済的になんらかの問題を抱えていると思われる者が多い。実際、被用者年金を受給している者は多くなく、老齢基礎年金（月額換算で6万円程度）が生活の糧である者が多数である。
- また、現行の特定入所者介護サービス費（いわゆる補足給付）の対象となる利用者負担段階の第1段階から第3段階の者が入所者のおよそ8割を占めている。
- ユニット型個室の場合、現行の補足給付を活用しても、入所者の負担額（平均額）は6万円超（第2段階）から12万円超（第4段階）となっており、本人の所得額を超えると推測されるケースが多い。
（本調査研究での別のデータで、家族が費用補填をしているケースは約6割あり、そのうち負担感を感じているケースは約8割と、家族の負担に依存している比率が大きいこともわかった。）
- この意味で、現行の補足給付の存在意義は大きい。仮に補足給付がなくなり、食費・居住費が全額自己負担となると、施設入所を継続できなくなる利用者が多数あると思われるし、家族の生活も破綻する場合も少なくないだろう。
- そして同時に、優れたケアの方式として特別養護老人ホームに積極的な導入が促されてきたユニット型個室は、費用負担の面から考えると、高齢者の所得（年金の給付）レベルと齟齬があると言える。
- 一方、現行の補足給付は保険給付として行われており、本来的な保険原理に反すると言われる。そのため、これを公的扶助の一環として一般会計で賄うべきという指摘がある。しかしながら、現実に公的扶助として実施するとなると、資産調査（ミーンズテスト）の行政コスト・手間がかかること、利用者・家族のスティグマは避けられないこと、一般会計からの支出となることで自治体にとっての公費負担が大きくなり保険者・自治体が難色を示すことが予想されることといった問題が推測される。このことから考えると、補足給付は保険給付の一環で実施される方が現実的であろう。
- 現行の補足給付は世帯の所得に着目したものであり、施設入所を契機に特養に住民票を異動するため、結果的に世帯を分離することになる。そうしない場合、家族が施設入所の費用を重く負担しなければならなくなることも調査結果としてわかった。このように家族に経済的負担を求める施策は今日的とは言えない。こうしたことから、補足給付は、あくまで本人の所得に着目して行われるべきと考える。

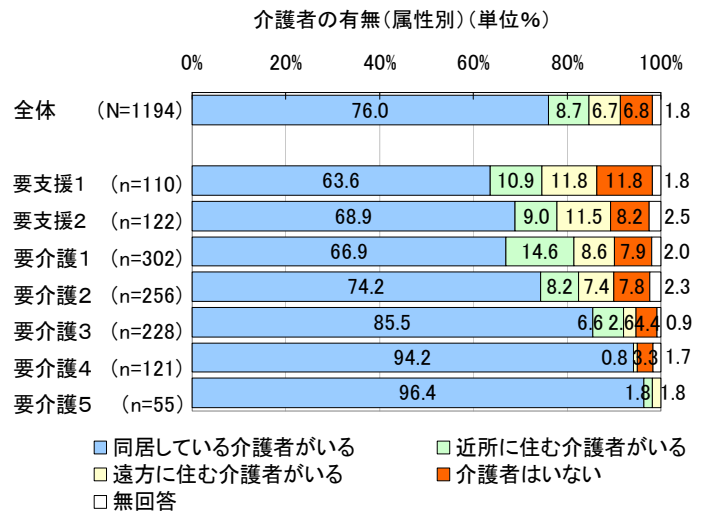
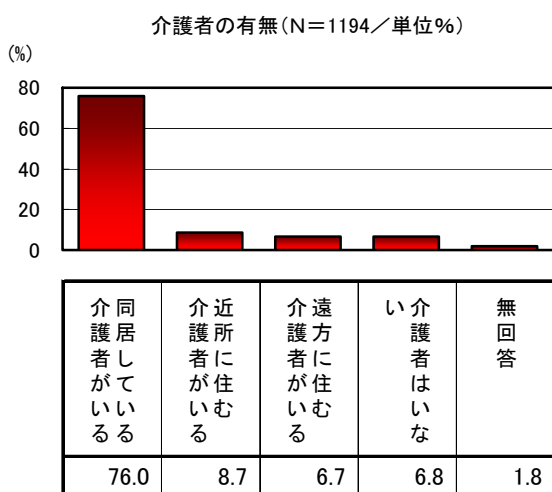
II 居宅サービス利用者における利用状況調査から

(1) 調査の対象、属性

- ① I の調査対象の特別養護老人ホーム 100 施設のうち、居宅介護支援事業所併設の 78 事業所を対象に実施。うち 41 施設から回収、回収サンプル数は 1,194 (回収率 30.2%)
- ② 回答者の平均年齢は 83.49 歳、男性は 30.6%、女性が 69.4%
- ③ 要介護度で最も多いのは要介護度 1 で 25.3%、次いで要介護度 2 の 21.4%、要支援段階 (要支援 1 及び要支援 2 の合計) の 19.4%、要介護度 3 の 19.1%

(2) 調査結果の概要

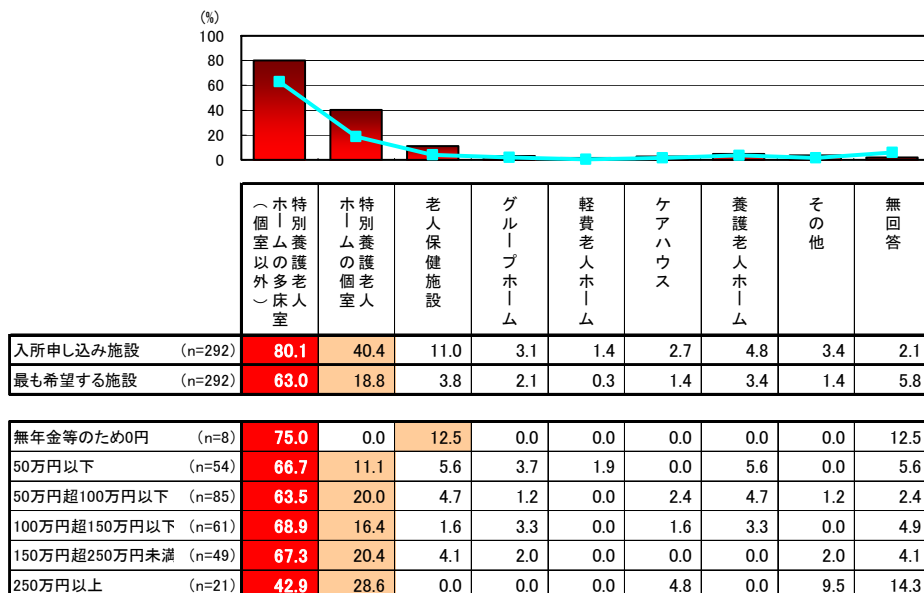
① 介護の有無をみると、同居している介護者がいる割合が 76.0%、利用者の要介護度が重度化するにつれて介護者が同居する比率が高まり、要介護度 5 ではほぼ全員同居の介護者がいる。



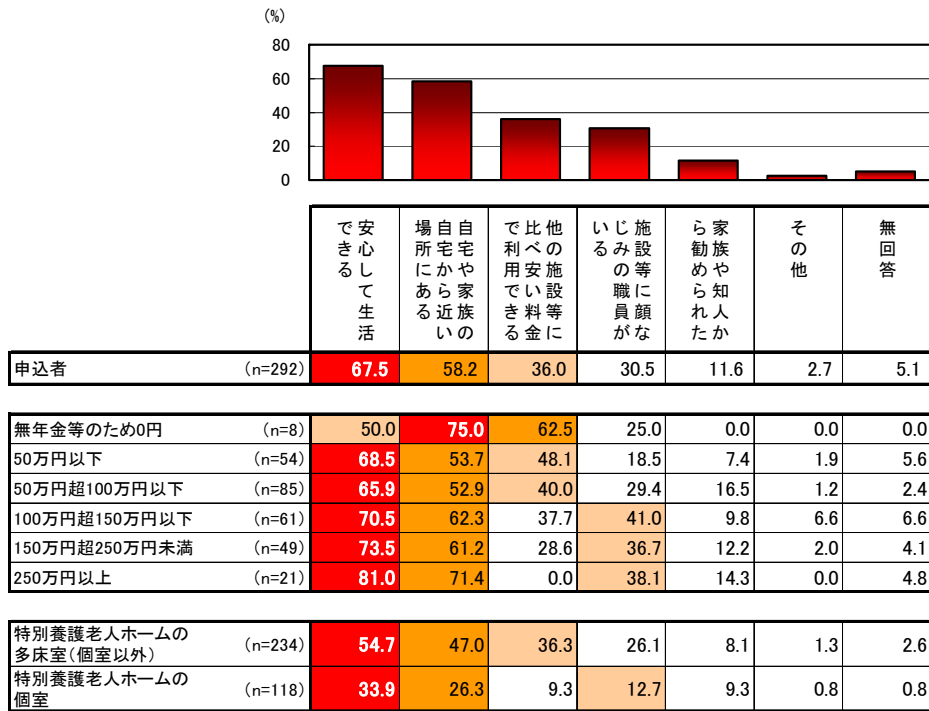
② 居宅サービス利用者のうち 24.5%が施設への入所を申し込んでいる。最も入所希望が高い施設は特養の多床室 (個室以外) で 63.0%を占め、次いで特養の個室の 18.8%であり、併せて 8 割を超えている。年収が 250 万円以上になると、希望する居室タイプの多床室 (個室以外) と個室の差が小さくなっている。また、入所希望理由については「安心して生活できる」が 67.5%で最も多く、経済的な理由だけでなく、生活施設としての環境が重視されている。

入所を申し込んでいる施設と最も入所を希望する施設(N=292/単位%) * 複数回答

* 最も入所を希望する施設は単一回答



入所希望理由(N=292/単位%) * 複数回答



<ヒアリング、アンケート自由コメントより>

- ・「老人が老人を介護する場合、待機期間中の介護が長引けば体力、精神力が続かない」
- ・「待機期間がどれだけかかるかわからなくて不安だ」
- ・「入所待ちに時間がかからぬよう、施設を増やしてほしい」
- ・「新設施設がユニット型中心なのは困る。料金の安い部屋を残してほしい」

総括・提言

- 居宅サービス利用者では、重度化すると家族が同居せざるを得ないケースが多い。
- これは、施設入所におけるケアは24時間365日の生活援助(家事)・介護・医療などのパッケージメニューであるのに対し、居宅サービスでは個々のサービスを選んで組み合わせる形となるため、家族の介護負担を背景として成り立っているものと考えられる。居宅での生活を制度的に促していくとすれば、本当にこうしたパッケージメニューを地域で提供できるのか否かが問われるだろう。
- 施設入所を希望して入所申し込みを済ませている居宅サービス利用者においては、特別養護老人ホームの多床室を申し込んでいるものが約8割である。最も希望する施設も特別養護老人ホーム多床室で約6割を占めた。さらに、特別養護老人ホーム申込者で多床室と個室の申込者のそれぞれの特徴をみると、所得との間に相関関係が見られる。
- 前述したとおり、実際の高齢者の所得レベルは高くなく、現実的な経済状況からユニット型個室を希望しない利用者も多いと言える。
- 申込者においては、新設施設ではユニット型が中心になっていることから、利用料支払いを懸念する声もあった。また、入所待機にあまりにも時間がかかることを懸念する声もある。こうしたことから、利用者(家族)は従来型多床室の充実を求めているよううかがえた。
- これらのことから、所得レベルに応じた多様な施設類型が求められ、ユニット型や多床室がバランスよく整備されることが望ましいのではないかとと思われる。

全室個室・ユニット型特養ホームの在り方について(意見)

平成22年8月20日
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 中田清

<一部ユニット型特養ホーム等の整備について>

- 1) 3月24日付けで発出された事務連絡通知「一部ユニット型特養ホーム等の基準解釈について」、多くの特養ホーム及び地方自治体関係者から疑問の声が寄せられている。
その背景には、地方自治体、特養ホーム事業者の低所得高齢者対応、福祉的配慮として、一部ユニット型施設の必要性が求められていることにある。
- 2) ユニット部分についてみれば、平成15年4月1日以前と以降であっても、同じハード、同じソフトであり、建設時期の違いのみで報酬対象を峻別することは、あまりにも不合理ではないか。
- 3) 国は、高齢者の尊厳として全室個室・ユニット型施設の整備を進めているが、被生活保護者については入所を原則として認めていない。
すなわち、高齢者の尊厳をまもるのが個室・ユニット型施設となり、低所得の被生活保護者に「健康で文化的な生活を保障する」のは、従来型の多床室施設ということになる。
にもかかわらず多床室施設の整備を認めないのは、被生活保護者の施設入所、施設介護の権利を奪うことになるのではないか。
- 4) また、特養ホーム入所者の重度化、病弱化がますます進行している実態がある。
圧倒的な入所待機状況と行政の指導とも相俟って、ますます重度化の傾向にある。
新潟県の例では、
 - 50人定員の内、要介護度5が21人(42%)となっている。
その中で、13人名(26%)が胃瘻や経鼻による経管栄養をされている。
また、吸引処置を毎日・毎食後しなければならない方が7~8人いる。(16%)
 - 別の50人定員施設では、35人(70%)の方が介護度5となっている。
また、20人(40%)の方が経管栄養(胃瘻等)の方となっている。
- 5) このように医療の必要性からみれば、介護療養型施設に近い状況にある特養ホームが増加している。同施設類型の廃止が打ち出されている今日、介護療養型入院者の中で特養ホームへの入所希望者が1万人以上もいることについても、全室個室・ユニット型での受入れは、医療必要度の高い方が各ユニット・各個室に分散することとなるために、極めて困難と言わざるを得ない。

- 6) 重度化し、医療ニーズの高い方を多く、全室個室・ユニット型施設のみで対応することは、現状の介護報酬による可能な人員配置からして、職員の労働過重をもたらすことになり、入所者の安全管理の観点からも問題が多い。

全国老協の離職率調査(平成19年度)

- ・個室ユニット型施設における介護職の離職率は、特養ホーム全体平均19.2%に対し、25.9%となっている。(H19調査)
- ・さらに看護職の場合は、41.5%と、他の施設類型の倍以上の離職率である。

7) 厚生労働省の施設整備に関する考え方

○H21.2.19 全国介護保険課長会議

特養ホームを始めとした施設等の整備については、地域のニーズ・実情に応じて、都道府県や市町村の判断の下に進めていただいているところであり、各地域においてどのような施設等をどの程度整備するのかは、もとより都道府県等の判断によるものである。

このような考え方に基づいた上で、……既存の特養ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう申し添える。

○H21.5.28 全国介護保険課長会議

今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている。

既存施設の増床整備、ユニット以外の施設整備もありうる等の考え方を示していることから、事業者及び都道府県等が、「新設や既存の従来型施設の増床をユニット型で進める」だけでなく「新規に特養ホームを整備する場合に、地域事情に応じて、従来型(多床室)とユニット型(個室)を必要と思われる比率で整備する」ことを考えるのは自然の成り行きではないだろうか。

以上のようなことから、平成15年4月1日による峻別ではなく、今後も特養ホームにおける一部ユニット型整備、報酬請求を認めるべきである。

施設利用者のサービス量の把握に関する調査研究

-特別養護老人ホームにおける業務分析- (概要報告 2008年6月)

公益社団法人全国老人福祉施設協議会／老施協総研

1. 調査目的

要介護認定の一次判定ソフトの基礎データは、介護保険施設における介護サービスの1分間タイムスタディ調査から得られたデータである。本調査は、この1分間タイムスタディ調査を再現することによって、介護サービスの実態と要介護認定区分との妥当性を検討するために介護保険施設における介護時間やその人数分布を分析することを目的とする。

2. 調査方法と対象

介護職員に1人の調査員が付き、1分ごとに介護職員が行った介護サービスの内容と介護サービスの対象となった要介護者等を48時間にわたって記録し、統計学的な分析をした。

調査対象施設は介護老人福祉施設が2施設であり、調査対象となった要介護者等人数は102人、そして、調査期間は2007年2月から3月の間であった。

3. 調査概要報告

要介護者1人の一日あたりの介護時間を算出し、この介護時間別の人数を集計すると図1のような人数分布になった(折れ線グラフ)。この人数分布をから、介護時間の人数分布は、三峰性を示し、軽介護、中介護、重介護に分散していることが示唆された。この結果を統計的に検証するために、軽介護・中度者・重度者における集団間で介護時間順位の違いについて統計学的検定を行った。その結果、軽介護と中介護、中介護と重介護との間に、有意確率(p=0.000)で1%未満の統計学的有意差を認めた。

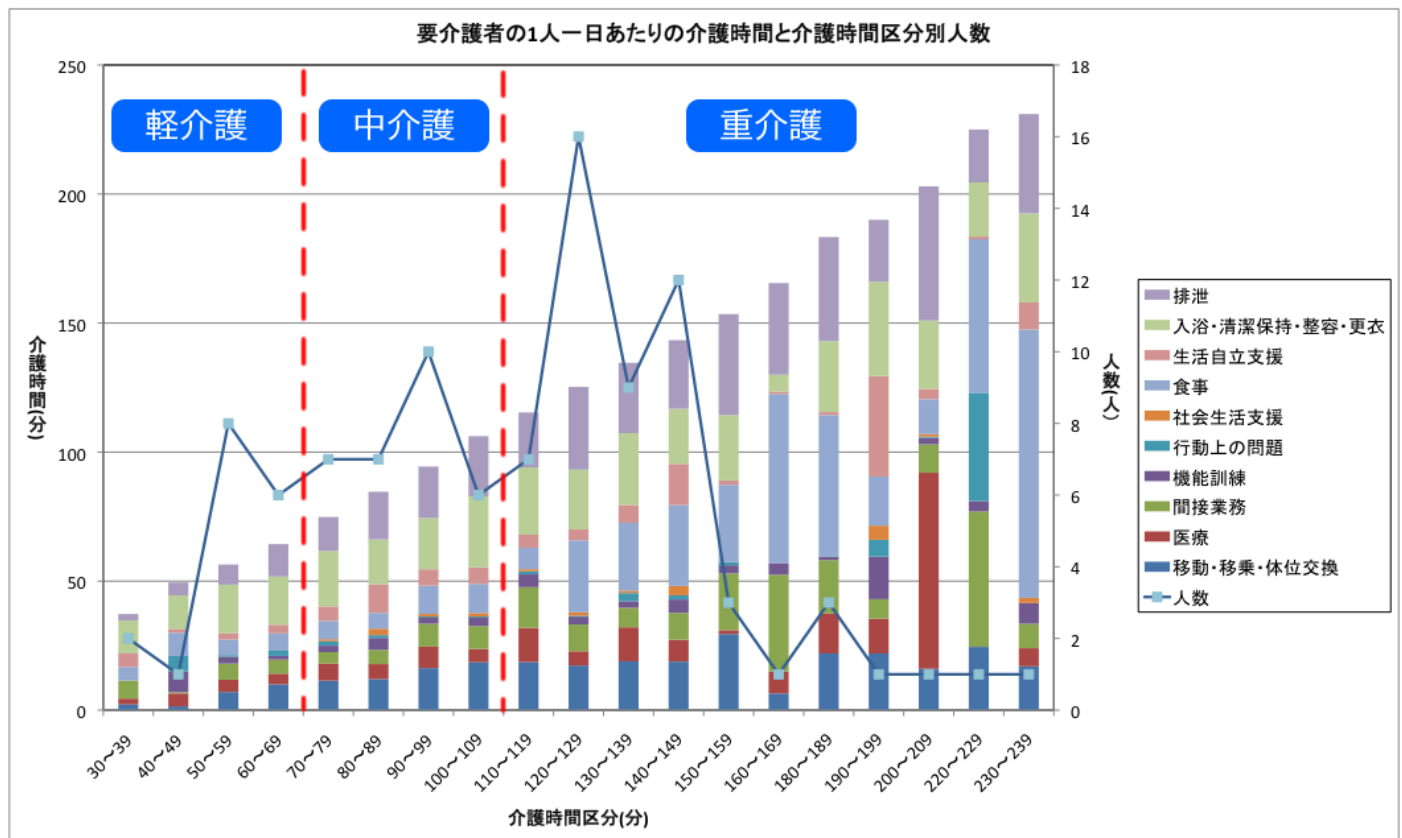


図1.要介護者の1人一日あたりの介護時間と介護時間区分別人数分布

新版要介護認定に係る検証プロジェクト（概要報告）

公益社団法人全国老人福祉施設協議会／老施協総研

1. 調査目的

本調査は、2009年4月に新たに採用され、同年10月に認定調査基準が一部変更となった要介護認定の一次判定ソフト(2009年10月新版と呼ぶ)と、2006年の改定以後採用されてきた要介護認定の一次判定ソフト(2006年版と呼ぶ)の要介護認定結果や介護時間等を比較することを目的としている。

1.1. 調査方法

調査対象者が利用する介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員、もしくは、生活相談員が、同一調査対象者の同一時点における状態像を、2006年版と2009年版10月新版の要介護認定調査基準に基づく認定調査結果を両調査票に記載した。

そして、両調査票の認定調査結果を、2006年版と2009年10月新版それぞれの要介護認定一次判定エミュレーターソフトに入力し、両ソフトによる要介護認定の一次判定を行った。

同一認定対象者の同一時点における認定調査結果をもとに、2006年版要介護認定一次判定と2009年10月新版一次判定エミュレーターソフトそれぞれが算出する「要介護度」、「介護行為区分ごとの介護時間」、「合計介護時間」などについて比較を行い、両要介護認定の判定結果について検証した。

1.2. 調査対象者と調査対象期間

調査対象者は、介護老人福祉施設の施設サービス利用者が400人(8施設)、居宅サービス等利用者が238人(8事業所)であった。ただし、そのうち有効データは608人分であった(表1-1)。また、調査対象期間は、2009年10月から2010年1月であった。

表 1-1 調査対象者と調査対象期間

調査対象人数	施設サービス利用者	400人	計638人 (※うち有効データ608)
	居宅サービス利用者	238人	
調査対象期間	2009年10月から2010年1月		

2. 要介護度 7 区分を 3 区分化した場合の要介護度変化

2006 年版から 2009 年 10 月新版への 7 区分にわたる要介護度の変化を検証した。

その結果に基づいて、3 区分化した要介護度区別に要介護度の変化を再集計した。

3 区分の要介護度の内訳は、「自立」、「要支援 1」、「要介護 1 相当」、「要介護 2」を区分 1、「要介護 3」を区分 2、「要介護 4」と「要介護 5」を区分 3 とした。

要介護度が 7 区分の場合、「自立」や「要支援 1」では 2009 年版での要介護度の一致率が 3 割以下である区分が見受けられるが(図 2-1)、要介護度を 3 区分化することで、3 区分すべてが約 5 割の一致率になった(図-2)。

ちなみに、要介護度が 3 区分の場合の人数構成比は、区分 1 が 214 人で全体の 35.20%、区分 2 が 119 人で全体の 19.57%、区分 3 が 275 人で全体の 45.23%となった。

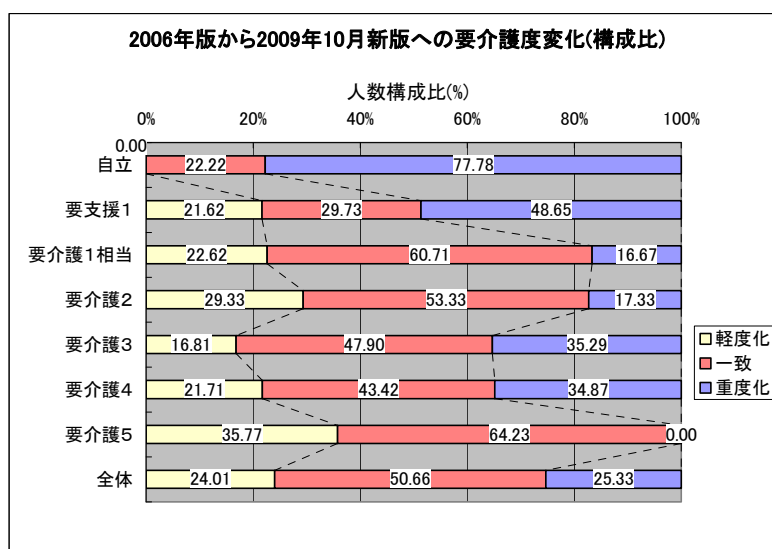


図 2-1 要介護度 7 区分の場合の要介護度変化別人数構成比

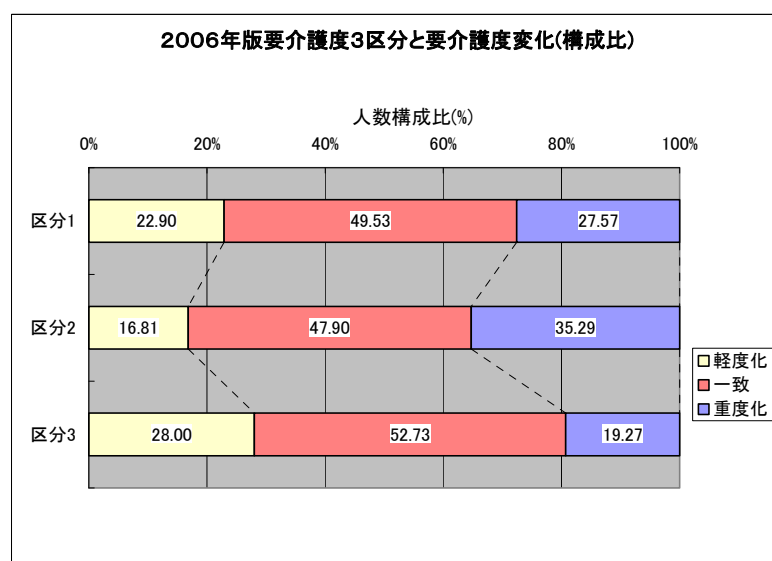


図 2-2 要介護度 3 区分の場合の要介護度変化別人数構成比

3. 動ける認知症に該当する調査対象者の要介護度の軽度化

要介護認定基準の「運動能力の低下していない認知症高齢者のケア時間加算ロジック」において、動ける認知症の適用条件として、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、Ⅳ又はMかつ「障害高齢者の日常生活自立度」が自立、J又はAであり要介護認定基準時間が70分未満という基準がある。

調査対象者のうち動ける認知症の方は24人で、要介護度が「軽度化」した人は10人で全体の41.67%、要介護度が「一致」した人は9人で全体の37.50%、要介護度が「重度化」した人は5人で全体の20.83%を占めていた。

この結果、「軽度化」が約4割と最も大きな割合を占めていた(表3-2、図3-2)。

ちなみに、全調査対象者の場合、要介護度が「軽度化」した人は146人で全体の24.01%、要介護度が「一致」した人は308人で全体の50.66%、要介護度が「重度化」した人は154人で全体の25.33%を占めていた。

この場合には、「一致」が約5割と最も大きな割合を占めていた(表3-1、図3-1)。

表 3-2 全調査対象者の要介護度変化別
人数構成比

要介護度区分	人数	構成比
軽度化	146	24.01
一致	308	50.66
重度化	154	25.33
合計	608	100.00

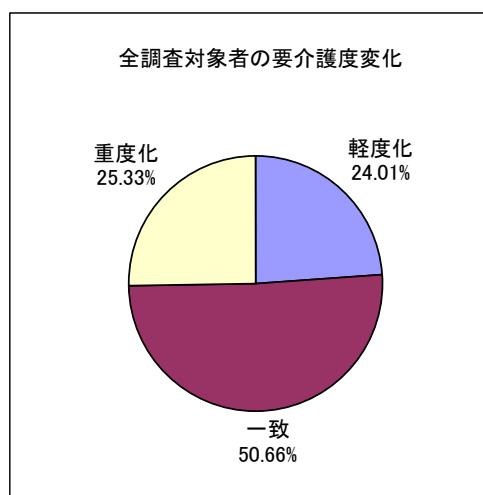


図 3-2 全調査対象者の要介護度変化別
人数構成比

表 3-1 動ける認知症に該当する調査対象
者の要介護度変化別人数構成

要介護度変化	人数	構成比(%)
軽度化	10	41.67
一致	9	37.50
重度化	5	20.83
合計	24	100.00

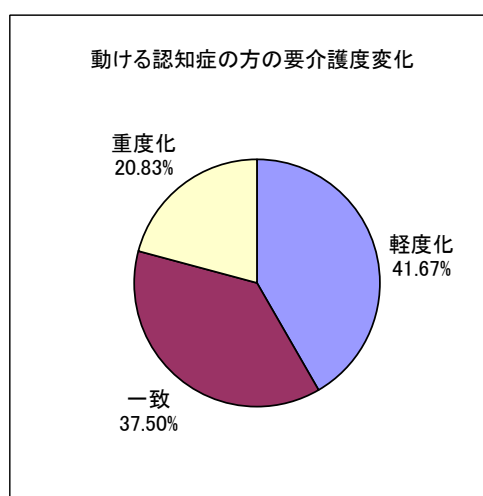


図 3-1 動ける認知症に該当する調査対象
者の要介護度変化別人数構成

4. 合計介護時間別人数分布の重度化偏移

2006年版と2009年10月新版の要介護認定一次判定エミュレーターソフトが算出した要介護認定等基準時間（いわゆる合計介護時間）の人数分布を作成し、2006年版と2009年10月新版との人数分布を比較した(図4-1、図4-2)。

その結果、全調査対象者の場合、平均合計介護時間は、2006年版では119.6分で、2009年10月新版では127.85分となり、2009年10月新版の方が合計介護時間が長めに算出された。

合計介護時間の人数分布の要介護5に該当する部分を20分間隔に分けてみると、合計介護時間が110分以上から130分未満の人数は、2006年版(112人)の方が、2009年10月新版(86人)よりも多かった。

逆に、合計介護時間が130分以上から150分未満の人数は、2006年版(11人)よりも2009年10月新版(43人)の方が多く、150分以上では2009年10月新版(9人)にのみ人数分布が発現した(図4-3、図4-4)。

合計介護時間の最大値も2006年版の場合144.00分であるが、2009年10月新版の場合167.40分となり、2009年10月新版の方が長めに合計介護時間が算出されていた。

統計的にも、合計介護時間の順位を中心位置する中央値(2006年版:84.80分、2009年10月新版:87.70分)が両版で異なり、2009年10月新版の方が長めになることが確認された。

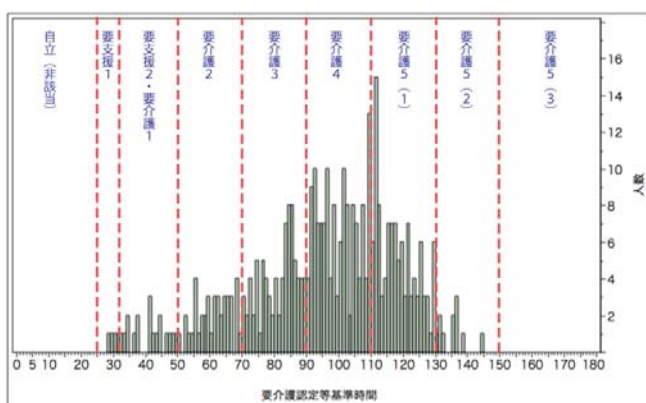


図 4-4 2006年版の全調査対象者の合計介護時間別人数分布

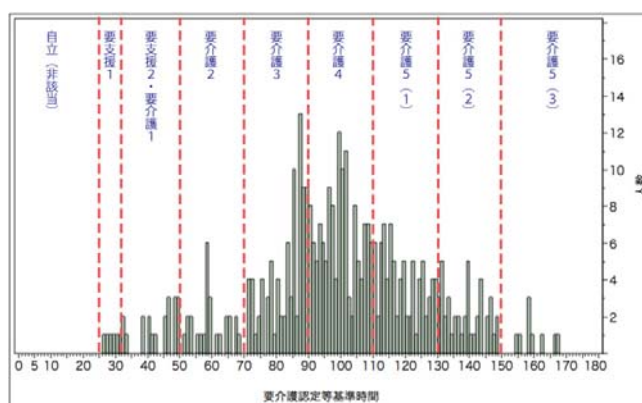


図 4-4 2009年10月新版の全調査対象者の合計介護時間別人数分布

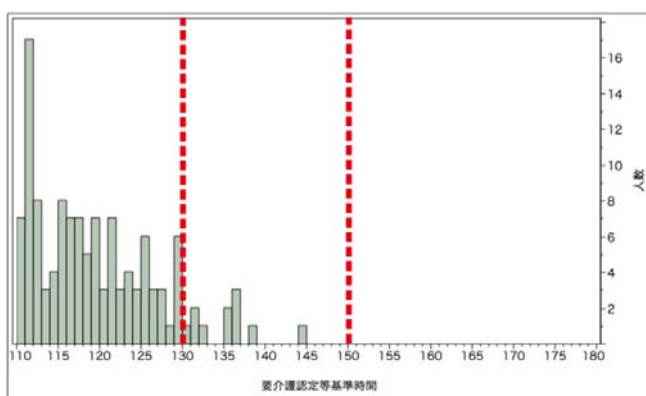


図 4-4 2006年版の要介護5の合計介護時間別人数分布

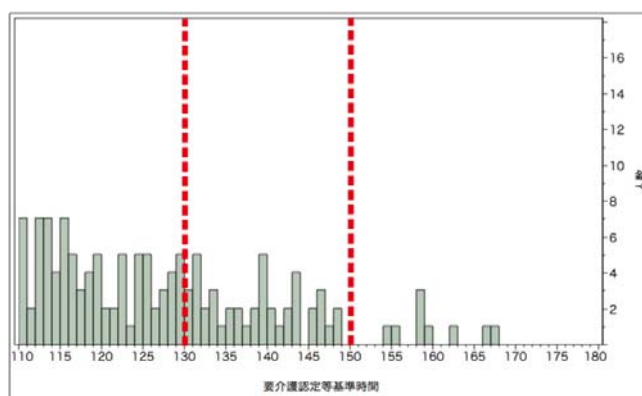


図 4-4 2009年10月新版の要介護5の合計介護時間別人数分布

介護保険制度見直しに関する意見書

平成 22 年 10 月 7 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

介護保険制度は、公的保険制度として国民の理解を得たものであり、国民の拠出する保険料と 2 分の 1 の公費により運営されるものであり、あくまでも「公」の責任において国民の生活を守る「公助」の制度であることは明らかなです。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会は、介護保険制度見直しに際し、将来にわたって「豊かな高齢期の生活」を実現するため、以下のことを提言します。

1. 現実を直視した介護保険事業計画の策定と遂行が必要

(入所待機者解消：特養ホーム 20 万床の緊急整備)

- 特養入所待機者 42 万 1 千人という数字は、介護に対する不安を表したものであり、国民ニーズとして踏まえるべき数字である。
- 在宅によるサービスのみでは、「老々介護」「認々介護」の進む高齢者の生活は守れない。「地域の安心の砦」として、地域ケアの拠点となり得る必要数の特養の整備を緊急に進めるべきである。
- 「全室個室ユニット」以外認めないという施設整備方針は、地域の実情や高齢者の実態（所得と負担能力及び重度化に伴うケア）と乖離している。地域性等を踏まえ、事業者の判断において、「全室個室ユニット」以外の特養整備についても認められるよう柔軟な対応を図るべきである。
- 施設整備を行う際、その経済効率から考えて、既存施設の増床による整備を推進すべきである。
- 「市街化調整区域における開発行為の許可」等、施設整備推進の障害となっている現状についても、見直しを図るべきである。

2. 低所得高齢者、社会的弱者の生活権を守る

- 食費・居住費に対する「補足給付（特定入所者介護サービス費）」については、他の制度での対応とした場合の財源の安定的確保、低所得者に対するミーンズテストに対するスティグマ、利用手続き負担のはん雑さ等の観点から、従来どおり、介護保険制度内での対応を堅持すべきである。また補足給付費に関わる財源については公助の制度として、公費負担分により確保されるべきである。
- 「個室ユニット」による居住環境の改善を優先するためには、生活保護を含むすべての高齢者が利用できることが大前提である。また、現状の多床室部分については、はめ込み式家具等による間仕切りで個人の生活空間を確保するなど、準個室化に向けた改修を促進する緊急整備を図るよう国としても支援策を講じるべきである。
- 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウスにおいても、近年、要介護者が増えており、低所得者の生活施設として、国・都道府県・市町村の高齢者施策及び介護保険事業推進の中で位置づけを強化推進すべきである。

3. 介護職の地位向上、更なる処遇改善を：介護職を人が羨む職業に

- 将来にわたる介護福祉の担い手の量的確保と質の担保のためには、介護福祉従事者の更なる処遇改善が必要である。
- 介護福祉従業者の処遇改善を時限的措置とするものではなく継続的に推進していくために、少なくとも、介護サービスに従事する全ての職種を対象とするとともに、国費によって「処遇改善交付金」を継続することが必要である。
- 介護の専門性を高め、介護職の地位向上・社会的評価の確立を図るための施策が必要である。
- 介護福祉士養成過程において、生活関連医行為（喀たん吸引・経管栄養・じょく創処置等）を介護福祉士の職務範囲として行えるよう位置づけるべきである。
- 最先端科学技術を活用した生活支援ロボットの開発、介護機器等を生かした「負担の少ない介護」作りについて国は積極的に支援を行い、介護環境の改善を図るべきである。

4. 介護保険制度改革の課題

- 要介護認定にかかる負担の軽減と見直しを図ることが必要である。
要介護認定区分を、7段階から要介護度を3段階に簡素化する。認定審査の負担軽減を図るために、認定期間（現行：新規等6ヶ月、基本12ヶ月、最長24ヶ月）を見直し、より長期の認定期間の設定を可能とし、二次判定のあり方を見直しをすることなどにより、認定審査事務の簡素化を図るべきである。
- 施設介護給付の公費負担割合の是正が必要である。
現行の施設給付費における国の負担率は居宅給付費より5%低く設定されており、都道府県負担が大きくなっているために施設整備が抑制されている。国の負担率を一律25%に是正すべきである。
- 区分支給限度基準額の設定については、加算等による「一物多価」の現状から、基本単価のみによる積算方法に改めるべきである。
- 在宅介護サービス利用により「できる限り在宅での暮らし」を継続するために、ケアマネジメントを精査・評価する仕組みを地域包括支援センターの役割として位置づけ、区分支給限度額を超えるケースに個別判断の上、介護給付を可能とするよう検討すべきである。

5. 地域包括支援センターの機能強化・再構築を

- 地域包括支援センターの役割を、高齢者・障がい者に関わる総合相談援助機関として再構築し、地域におけるワンストップサービス体制の確立を図るべきである。
- 介護予防マネジメントについては、更なる簡素化を行ない、居宅介護支援事業に収れんすべきである。
- 地域包括支援センターの行政責任を明確化し、基幹型センターと地域センターの連携によるネットワークを構築すべきである。その際、地域センターにおける人的体制を強化するとともに、地域で活動する在宅介護支援センターの活用についても積極的に図るべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（素案）のとりまとめについて

下記の事項については、部会の中で述べさせていただいた内容ではありますが、意見として「とりまとめ」のなかに反映させていただきたい。

1. 給付と負担のバランス

(1) 公費負担のあり方

現状、公費50%負担の内訳について

(注：国負担には調整交付金5%含む)

施設等サービス	国：20%・都道府県：17.5%・市町村：12.5%
在宅・地域密着サービス	国：25%・都道府県：12.5%・市町村：12.5%

となっている。

このため、都道府県にとっては、施設等サービスの増加は在宅・地域密着サービスの増加より、介護給付においてより多くの負担を伴うことになることから、介護施設の整備を躊躇し、特養ホーム入所待機者（申込者）42.1万人を招き、「保険あってサービスなし」の状況を生み出している。

「公費負担割合の見直しに際しては、施設、在宅・地域密着の類型による国と都道府県の負担割合の5%差については是正し、同じ扱いとすべきである。」

との意見があることを付け加えていただきたい。

(2) 多床室の給付範囲の見直し

多床室の居住費について、平成16年の介護保険部会の議論等で、「居住環境との関係についても考慮する。」とのことで、多床室は居宅での環境と大きく異なり、その室料分は個室と違いその人の専用でないため徴収は難しく、光熱水費のみを介護給付より切り出し利用者負担とした経緯がある。

この際の議論を尊重し、「多床室の減価償却費を利用者負担化（保険給付対象外とする）することについては、その居住環境を考慮し居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきである。」との意見があることを付け加えていただきたい。

2. 地域包括支援センターの運営の円滑化

要支援者に対するケアプラン作成業務（介護予防支援）

地域包括支援センターの機能強化策として、本来業務とすべき相談・支援業務に専念できる体制が必要である。そのためには、要支援者に対する「介護予防支援」等のケアプラン作成業務を地域包括支援センター業務から外すべきと考える。

「介護予防支援については、業務委託ではなく居宅介護支援事業所の業務範囲とし、利用者にとって完全なワンストップサービスとなるようにすべきである。」

との意見があることを付け加えていただきたい。

平成22年11月24日
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
介護保険委員長 榊田 和平

介護保険制度の見直しに関する意見（案）について

11月19日にも、資料配付し、意見を述べさせて頂いた下記の件について
意見書に記載をお願いしたい。

4. 給付と負担のバランス （公費負担のあり方）

この項に

公費負担割合の見直しに際しては、施設介護サービス費（国：20%・都道府県：17.5%・市町村：12.5%）、居宅・地域密着型介護サービス費（国：25%・都道府県：12.5%・市町村：12.5%）における国と都道府県の負担割合の5%差については是正し、同じ扱いとすべきである。

との意見があることを付け加えていただきたい。

介護保険制度の見直しに関する意見（素案）のとりまとめについて

下記の事項については、部会の中で述べさせていただいた内容ではありますが、意見として「とりまとめ」のなかに反映させていただきたい。

1. 給付と負担のバランス

(1) 公費負担のあり方

現状、公費50%負担の内訳について (注：国負担には調整交付金5%含む)

施設等サービス	国：20%・都道府県：17.5%・市町村：12.5%
在宅・地域密着サービス	国：25%・都道府県：12.5%・市町村：12.5%

となっている。

このため、都道府県にとっては、施設等サービスの増加は在宅・地域密着サービスの増加より、介護給付においてより多くの負担を伴うことになることから、介護施設の整備を躊躇し、特養ホーム入所待機者（申込者）42.1万人を招き、「保険あってサービスなし」の状況を生み出している。

「公費負担割合の見直しに際しては、施設、在宅・地域密着の類型による国と都道府県の負担割合の5%差については是正し、同じ扱いとすべきである。」

との意見があることを付け加えていただきたい。

(2) 多床室の給付範囲の見直し

多床室の居住費について、平成16年の介護保険部会の議論等で、「居住環境との関係についても考慮する。」とのことで、多床室は居宅での環境と大きく異なり、その室料分は個室と違いその人の専用でないため徴収は難しく、光熱水費のみを介護給付より切り出し利用者負担とした経緯がある。

この際の議論を尊重し、「多床室の減価償却費を利用者負担化（保険給付対象外とする）することについては、その居住環境を考慮し居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきである。」との意見があることを付け加えていただきたい。

2. 地域包括支援センターの運営の円滑化

要支援者に対するケアプラン作成業務（介護予防支援）

地域包括支援センターの機能強化策として、本来業務とすべき相談・支援業務に専念できる体制が必要である。そのためには、要支援者に対する「介護予防支援」等のケアプラン作成業務を地域包括支援センター業務から外すべきと考える。

「介護予防支援については、業務委託ではなく居宅介護支援事業所の業務範囲とし、利用者にとって完全なワンストップサービスとなるようにすべきである。」

との意見があることを付け加えていただきたい。

新たな介護保険制度構築に向けて（要望書）

国民の大きな期待を受けて施行された介護保険制度は、種々の制度見直しをはかりながら 11 年目を迎えました。介護をとりまく現状は、未だ、介護保険の本来の目的である「豊かな高齢期の生活の実現」に程遠く、高齢者やその家族に対して安心・安全を提供できる十分な水準には至っていない状況にあります。

全国老協は、介護保険制度見直しに際し、「生き甲斐と安心をまもる介護保険制度」の構築に向けて、以下のことを要望いたします。

1. 介護職の地位向上、更なる処遇改善を ～介護職を人が羨む職業に～

介護福祉士を介護に関する基礎的任用資格とし、さらなる研修・教育による「専門職化」をはかること。

- ・ **「介護職員処遇改善交付金」については、第5期介護保険事業計画（H24～26）期間についても国費によって継続すること。**
- ・ 生活関連医行為（喀痰吸引・経管栄養・じょく創処置等）を介護福祉士の職務範囲に位置づけ、養成課程を確立すること。
- ・ 我が国の最先端科学技術を活用した生活支援ロボット等介護機器の開発を促進し、「負担の少ない介護」作り、介護環境の改善をはかること。

1-2. EPA により受入れた外国人介護福祉士候補者を当該施設における人員配置基準に算定できることとする。

- ・ 外国人介護福祉士候補者は、受入れ施設との雇用契約に基づき入国・在留しているものであり、あくまでも介護に従事する労働者である。
- ・ 外国人介護福祉士候補者は日本人介護者と「同一労働同一賃金」による処遇されているにも関わらず、①勤務ローテーションに組み込むことができない（常に、「員数外」の扱い）、②無資格の日本人、日系外国人介護者なら誰でもカウントできる、など不当な差別待遇を受けている。
- ・ 介護福祉士国家試験における難しい用語の取り扱いについて見直しが図られこととなっているが、一度きりの受験機会しか与えられておらず、これについても早急に見直しを図るべきである。

2. 特養ホーム入所待機者解消に向け、20 万人分の緊急整備を図ること。

厚生労働省が平成 21 年 12 月に発表した都道府県が把握している特養ホーム入所申込者数（重複除外）は 42 万 1 千人である。しかし「在宅のみ」「特養以外の介護施設入所者除外」などの 14 府県の数字を加味すると約 50 万人の特養ホーム入所希望者が存在する。

- ・ 在宅によるサービスのみでは、「老々介護」「認々介護」の進む高齢者の生活は守れない。「地域の安心の砦」として、地域ケアの拠点となり得る必要数の特養の整備を緊急に進める必要がある。
- ・ **在宅における要介護3以上の待機者 12 万人、療養型施設・老健施設等の介護保険施設以外の施設での待機者 10 万人を考慮すると、少なくとも 20 万人分の特養ホーム**

を緊急整備する必要がある。

(参考)

☆20万人分の特養ホーム整備に必要な建築費は約2兆円

・これを、「民間主体の公共事業」として資本投資を促せば、

→9兆円の生産誘発効果、23万4千人の雇用誘発効果を生み出す。

☆20万人分の施設運営費は約7,200億円(年)

→3兆960億円の生産誘発効果、18万9千人の雇用誘発効果となる。

2-2. 施設介護給付費の公費負担割合を居宅介護給付費並みに是正すること。

- ・平成18年より施設給付費は、国20%・都道府県17.5%・市町村12.5%に変更され、結果として介護保険施設の整備が抑制されることとなった。
- ・これを是正し、居宅給付費並み(国25% 都道府県12.5% 市町村12.5%)に戻すこと。
(平成23年度に措置すべき)

2-3. 特養ホームの居室整備を弾力化すること。

- ・全室個室ユニット型施設整備を優先する方針を改め、地域の状況や利用者ニーズを踏まえ、居住費が安価な多床室と個室ユニット型の併用を開設者の自由裁量により可能とすること。
- ・多床室における「はめ込み式家具」等により個人の生活空間確保に配慮するなど施設整備について改修・改築を推進すること。
- ・「市街化調整区域における開発行為の許可」等、施設整備推進の障害となっている現状についても、見直しを図ること。

3. 軽費老人ホームのスプリンクラー整備を国庫補助対象とすること。

- ・平成21年度補正予算による「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」において、補助対象施設として
て
 - ①広域型施設として、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設(併設を含む。)
 - ②有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させているものに限る。)
 - ③施設所在の市町村窓口となる施設として、小規模特別養護老人ホーム(定員29名以下)、小規模介護老人保健施設(同上)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所(275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る。)
が認められている。
- ・軽費老人ホームA・B型及びケアハウス(法律上は軽費老人ホーム)についても、要介護者が常時、入所する施設であることからスプリンクラーの設置を義務付け、国庫補助による整備を促進する必要がある。

4. 低所得高齢者、社会的弱者の生活権を守ること。

高齢者人口増に伴い、老齢基礎年金のみの低所得層も相対的に増加している。

厳しい経済情勢の下で、高齢者の貧困問題が深刻化しており、低所得高齢者の生活権を守る観点から、そのセーフティネットとして養護老人ホーム、軽費A型老人ホームの基盤

整備を図るべきである。

- ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウスにおいても、近年、要介護者が増えており、低所得者の生活施設として、国・都道府県・市町村の高齢者施策及び介護保険事業推進の中で位置づけを強化すること。
- ・ 市町村による養護老人ホームへの入所措置について、いわゆる「措置控え」のないよう指導すること。
- ・ 養護老人ホームの整備については、地域の実情並びに入所者の状態等を考慮し、柔軟な居室のあり方を認めるとともに、老朽改築による整備費補助を確保すること。

5. 地域包括支援センター機能を強化、再構築を図ること。

社会福祉・介護・医療等の支援を必要とする人たちには、居宅を中心に地域完結型ケアの提供により継続した生活ができる人もいれば、施設等を生活拠点にしなければならない人も存在する。画一的な「地域包括ケア」ではなく、一人ひとりの要援助状態に応じたサービス(支援)をマネジメントする機関を中心に、「支援ネットワーク」を形成し、多様かつ重層的な地域ケアを構築するべきである。

- ・ 地域包括支援センターを、高齢者・障害者に関する総合相談援助機関として再構築し、ワンストップサービス体制の確立をはかること。
- ・ 行政責任を明確化した上で、24時間の専門職者による相談援助体制を確立するために民間セクターによる地域包括支援センターの整備を急ぐこと。その際、地域で活動する在宅介護支援センターの活用についても積極的に講じること。
- ・ 3職種(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)必置条件を緩和し、地域の実情に柔軟に対応できるようにすること。
- ・ 介護予防マネジメントは、更なる簡素化をはかり、居宅介護支援事業に収れんすること。(ケアマネジャー業務に位置づける)。

6. 介護費用に関する所得控除を創設すること

介護保険制度導入の平成12年度税制改正において、介護保険制度における特養ホームに係る費用の1/2、ケアプランに位置づけられた在宅サービスに係る費用等は、医療費控除の対象とされた。

- ・ 近年、施設系サービスにおける居住費・食費負担の増、在宅系サービスにおける支給限度額に近い利用状況等を勘案すると、医療費控除との合算ではなく、介護費用についての所得控除制度の創設が必要である。

平成22年12月

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 中田 清

全老施協発第 2103 号
平成 22 年 12 月 20 日

厚生労働省 老健局
局長 宮島俊彦 殿

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会長 中田 清

社会福祉法人の新会計基準(案)について(意見)

介護保険制度施行以来、本会が求めてきた社会福祉法人の諸事業に関する会計ルールの一元化について、このたび、「社会福祉法人の新会計基準(案)」が示されたことは、多岐にわたる調整の結果として評価するものです。

しかし同基準案には、これまでの社会福祉法人に対する経営の弾力化を推進する流れに逆行する新たな規制が一部に散見されます。

以下の本会意見について、真摯に是正・対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 関連当事者との取引内容の内容については、項目が不適切であり削除いただきたい。
【社会福祉法人会計基準注解(案)の「注22」】

(理由)

関連当事者の範囲として、①当該社会福祉法人の役員及びその近親者、②前項の該当者が議決権の過半数を有している法人とあり、

①の近親者とは、「3親等内の親族及びこの者と特別の関係あるもの」とされ、民法に定める親族関係のほか、事実上の婚姻関係にある者、当該役員の使用人及びその親族など広範多岐にわたっていること。

②議決権の過半数を有している法人とは、会社、個人をいい「役員(準ずる者を含む)及びその近親者が議決権の過半数を有しているもの」で、当該関連当事者が議決権の過半数を有するか否かを把握することは事実上不可能であること。

さらに運用指針(案)では、「年間 100 万円を超える取引については全て開示対象とする」としており、地域社会に根づいた事業展開に努めてきた社会福祉法人としては、以上のような要件に該当する取引は一般的に発生しており、これを情報開示対象として注記することは、不正があるかのような誤解を生じさせる過剰な規制と言わざるを得ません。

2. 「継続事業の前提に関する注記」は、不要であり削除いただきたい。

【社会福祉法人会計基準案第5章(1)】

(理由)

財務諸表に注記しなければならない事項の第1項に、「継続事業の前提に関する注記」が挙げられていますが、これについては、

①企業会計における「継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に・・・重要な不確実性が認められるとき」に記載することを定めています。

②これは利害関係者への情報開示に係る要請からきた規定と思われませんが、社会福祉法人が行う社会福祉事業は、利用者保護の観点から「撤退の自由」が制限されており、事業継続に重要な疑義を生じさせる事象があれば、所轄庁による指導監督権限が発揮されることとなります。

従って当該注記は、たとえ「該当なし」と記載しても、かえってそのサービスを必要とする利用者等に無用の不安を抱かせることから、社会福祉法人会計には馴染まず不要と考えます。

3. 「4号基本金」の廃止について、改められたい。

【社会福祉法人会計基準注解(案)の「注12」、運用指針Ⅱの(7)他】

(理由)

第4号基本金は、定款準則第18条第3項の規定により、決算上繰越金(当期活動収支差額)を生じたときに、「必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる」との規定を受けた会計処理です。

今般の新会計基準策定に際し定款準則の変更を予定されておらず、社会福祉法人の経営努力によって生み出された当期繰越金を定款に基づき適正に処理を行うものとして第4号基本金を残すべきです。

なお、第4号基本金廃止に伴う新会計基準への移行に際しては、全額取り崩し、事業活動計算書上の繰越活動増減差額に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」として計上することになり、結果として「次期繰越活動収支差額」が増えることとなります。大規模法人や歴史のある法人では、経営努力の結果として積み上げられてきた第4号基本金が、当該年度に「多額の収入」があったかのような誤解を生じることになります。

また、このような新会計基準適用にともなう移行処理については、あらかじめ厚生労働省が示すワークシート上での処理を可能とし、その額について移行年度の関連勘定科目にかかる注記の中で明らかにされればよいものとし、財務ソフト上に新たな勘定科目の設定、及び次年度の削除等の処理を省略できる簡易な体系とするよう配慮ください。

全老施協発第 2103 号
平成 22 年 12 月 20 日

厚生労働省 社会・援護局
局長 清水 美智夫 殿

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会長 中田 清

社会福祉法人の新会計基準(案)について(意見)

介護保険制度施行以来、本会が求めてきた社会福祉法人の諸事業に関する会計ルールの一元化について、このたび、「社会福祉法人の新会計基準(案)」が示されたことは、多岐にわたる調整の結果として評価するものです。

しかし同基準案には、これまでの社会福祉法人に対する経営の弾力化を推進する流れに逆行する新たな規制が一部に散見されます。

以下の本会意見について、真摯に是正・対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 関連当事者との取引内容の内容については、項目が不適切であり削除いただきたい。 【社会福祉法人会計基準注解(案)の「注22」、運用指針 I の22】

(理由)

関連当事者の範囲として、①当該社会福祉法人の役員及びその近親者、②前項の該当者が議決権の過半数を有している法人とあり、

①の近親者とは、「3親等内の親族及びこの者と特別の関係あるもの」とされ、民法に定める親族関係のほか、事実上の婚姻関係にある者、当該役員の使用人及びその親族など広範多岐にわたっていること。

②議決権の過半数を有している法人とは、会社、個人をいい「役員(準ずる者を含む)及びその近親者が議決権の過半数を有しているもの」で、当該関連当事者が議決権の過半数を有するか否かを把握することは事実上不可能であること。

さらに運用指針(案)では、「年間 100 万円を超える取引については全て開示対象とする」としており、地域社会に根づいた事業展開に努めてきた社会福祉法人としては、以上のような要件に該当する取引は一般的に発生しており、これを情報開示対象として注記することは、不正があるかのような誤解を生じさせる過剰な規制と言わざるを得ません。

2. 「継続事業の前提に関する注記」は、不要であり削除いただきたい。

【社会福祉法人会計基準案第5章(1)】

(理由)

財務諸表に注記しなければならない事項の第1項に、「継続事業の前提に関する注記」が挙げられていますが、これについては、

①企業会計における「継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に・・・重要な不確実性が認められるとき」に記載することを定めています。

②これは利害関係者への情報開示に係る要請からきた規定と思われませんが、社会福祉法人が行う社会福祉事業は、利用者保護の観点から「撤退の自由」が制限されており、事業継続に重要な疑義を生じさせる事象があれば、所轄庁による指導監督権限が発揮されることとなります。

従って当該注記は、たとえ「該当なし」と記載しても、かえってそのサービスを必要とする利用者等に無用の不安を抱かせることから、社会福祉法人会計には馴染まず不要と考えます。

3. 「4号基本金」の廃止について、改められたい。

【社会福祉法人会計基準注解(案)の「注12」、運用指針Ⅱの(7)他】

(理由)

第4号基本金は、定款準則第18条第3項の規定により、決算上繰越金(当期活動収支差額)を生じたときに、「必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる」との規定を受けた会計処理です。

今般の新会計基準策定に際し定款準則の変更を予定されておらず、社会福祉法人の経営努力によって生み出された当期繰越金を定款に基づき適正に処理を行うものとして第4号基本金を残すべきです。

なお、第4号基本金廃止に伴う新会計基準への移行に際しては、全額取り崩し、事業活動計算書上の繰越活動増減差額に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」として計上することになり、結果として「次期繰越活動収支差額」が増えることとなります。大規模法人や歴史のある法人では、経営努力の結果として積み上げられてきた第4号基本金が、当該年度に「多額の収入」があったかのような誤解を生じることになります。

また、このような新会計基準適用にともなう移行処理については、あらかじめ厚生労働省が示すワークシート上での処理を可能とし、その額について移行年度の関連勘定科目にかかる注記の中で明らかにされればよいものとし、財務ソフト上に新たな勘定科目の設定、及び次年度の削除等の処理を省略できる簡易な体系とするよう配慮ください。

社会福祉法人会計基準の制定に関する意見

平成23年1月14日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. 社会福祉法人に関する会計処理基準の一元化に際し、「企業会計原則及び公益法人会計基準に倣う」との基本的考え方については、社会福祉法人の特性を踏まえたものとするべきです。

(理由)

今回の会計一元化に至る発端は、平成18年12月5日に開かれた参議院厚生労働委員会において中村博彦参議院議員が「社会福祉法人が主となる介護保険事業にあっては指導指針によることが望ましいと通知されたが、指導指針の他に社会福祉法人会計基準があり、そのいずれを適用するかについて都道府県において指導が異なっている。」という現状を述べ「経営実態調査を実施するについても一元化された会計処理が必要ではないか。」と発言したことに端を発して今回の社会福祉法人新会計基準(案)(以下、「新基準(案)」という。)の策定に至っている。

その際に柳澤厚生労働大臣は、「①企業会計基準は、第一義的には投資家がしっかりした会計基準によって処理された会計の状況、経理の状況、会社の財務内容、これによって間違いのない投資をしていくということです。②第二義的には、融資をする金融機関等においても、実際に財務の状況に応じて、その見通しを立てた上で融資をしなさいという原則が強まるに応じて会計基準に基づいた財務状況が注目をされているということです。③社会福祉法人が、その二つの面で何か非常に切迫した問題があるかといえば、必ずしもそうでない。④報酬を適正に定めさせていただくためにどういった会計基準なり指針なりがいいかということで探求されていくべき問題だろう。⑤一つの法人で多岐にわたるサービスを提供するという団体が多くなっていくことも予想され、できる限り単一、一元化された基準なり指針に基づくのがよろしいという方向で我々努めていかなきゃいけないと考えております。」と答弁されている。

然るに、平成22年1月5日に示された「社会福祉法人の新会計基準(素案)」においても、また今回のパブリックコメント募集に公表された新基準(案)においても、企業会計において求められている注記事項の拡大(継続事業の前提に関する注記、関連当事者との取引内容に関する注記)をはじめ「減損会計・税効果会計の導入」等について公益法人会計基準が採用していることを理由に「公益法人会計基準に倣う」ことが前提であるような説明がなされており、社会福祉法人のための会計の基準となっていないばかりか、結果として企業会計や公益法人会計基準より規制の厳しいものとなっている。

特に、公益法人会計基準が某検定協会の不正等により厳しい要件に改められた

経緯を考えると、地域社会に根付き社会福祉事業等を展開する社会福祉法人にそのまま、又はより厳しく適用する合理的理由はない。

一元化の視点で確認されている「出来る限り単一、一元化された基準に基づく方向」「現場に過大な負担を強いることのない配慮」「各種事業の特性などに十分配慮し、今後の公的補助制度の動向や多様な事業の経営などを配慮」したものとすべきである。

2. 財務諸表の注記にある「関連当事者との取引の内容」については、公益法人会計基準に倣うとして新たに設けられているが、社会福祉法人の実態・特性を踏まえた要件に改めるべきです。

(内容及び理由)

(1) 関連当事者の範囲については、(1)役員及びその近親者、(2)前項の該当者が議決権の過半数を有している法人、となっているが、運用指針Ⅰの22において、役員は(準ずる者を含む)とする括弧書きが付され、「近親者とは」として「3親等内親族及びこの者と特別の関係ある者」とされている。

さらに、「この者と特別の関係ある者」とは、当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに使用人で役員と同等の権限を有する者、さらに、3親等内親族及び特別の関係ある者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人まで含まれ、その範囲は広がっている。

本件注記のために、当該要件に該当する者の存在を調査するには、その対象はあまりにも広過ぎる。

(2) 特に「役員及び親族が議決権の過半数を有している法人」の存在確認は法人の議決権が登記事項ではないから表見的な調査・確認の方法はなく、守っても守らなくても分からない。

また、注解22-2(1)なお書きで、「当該社会福祉法人の役員又は近親者の議決権所有割合」を注記している事についても同様である。

社会福祉法人として検証、確認することが出来ない事項を注記として義務付けることは、不本意な過怠に繋がる可能性が高く、当該法人として責任を負えない。

(3) 関連当事者の範囲における役員には(準ずる者を含む)とする括弧書きが付されているが、社会福祉法及び定款準則における役員概念に「役員(準ずる者を含む)」とする規定は見あたらない。また、社会福祉法人の会計基準にも注解にも規定されない「役員(準ずる者を含む)」概念が、突然「運用指針」において新たに創設されている。

社会福祉法人制度の根幹に関する解釈が法的根拠もなく、制度の在り方としての議論もなく提起されることは、極めて問題である。

(4) 3親等内親族と特別の関係ある者の存在確認も難しいが、これらを調査・確認し

た上で、かつその者との年間取引高が 100 万円を超えるか否か、また超える場合に注記すべき取引高はいくらになるのかを調査しなければならない。

特に、複数拠点区分を有する法人においては全ての拠点区分における当該者との取引を名寄せ集計しなければ、注記することが出来ない。

また、結果として注記すべき取引がない場合にも、ないという事実到達するための調査・確認をしなければ決算書の作成が出来ない。

仮に注記漏れがあった場合に、意図的に調査確認を十分行わなかった場合との判別が出来るのか。これを実行するには膨大な負担がかかるにもかかわらず、その努力を怠っても分からない、という制度は問題である。

- (5) 注記すべき取引の範囲は年間の取引高が 100 万円を超える取引とされるが、地域に密着した社会福祉法人は、地域商店等から年間 100 万円(月額8万超程度の取引は日常的に発生している。これらが関連当事者の範囲に含まれる場合も少なくない。

- (6) 社会福祉法人は地域の事業及び産業との良好な関係を保持しつつ地域の協力を得て運営している。

社会福祉法人にとって、正当な取引関係にある者又は善意の支援者が、上記のような極めて広範囲な関連当事者に該当してしまうことがあれば、詳細な取引内容、取引条件等を注記することにより、社会福祉法人と特別関係者との恣意的な取引であるかのような誤解を招くことになりかねない。結果として地域支援の抑制につながることを強く懸念するものである。

- (7) 一方、介護保険事業を行う医療法人においては、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱」(平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号)により、病院会計準則又は老人保健施設会計・経理準則が適用される場所であるが、ここでは「重要な後発事象」に係る注記が求められるのみの一項目である。

社会福祉法人は定款準則の指導により、法人組織の整備がなされているにもかかわらず医療法人の報告義務との甚だしい不均衡はなぜか。医療法人との理由のない不均衡は受け入れられない。

3. 「継続事業の前提」に関する注記は、社会福祉法人の性格に馴染まず、削除されたい。

(理由)

- (1) 「継続事業の前提」は、金融商品取引法の関係規則(財務諸表規則)に定めがあるものであり、投資家保護の要請のない社会福祉法人には必要ないものである。
- (2) 上記財務諸表規則の規定の「継続企業」を「継続事業」に変更して注記事項の

冒頭に位置づけているが、その理由は公益法人会計基準に倣うとされるだけで社会福祉法人固有の設定根拠は示されていない。

新基準案においては、本件注記について標記の記載があるのみで何らの注釈も運用指針も示されていない。当該規定の具体的実態を認識できないままパブリックコメントが終了し、あたかも了解されたかのような結果として新基準に盛り込まれることは看過できない。

- (3) 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設立認可されており、当該社会福祉事業の実施についても所轄庁の許認可が必要である。これらは、社会福祉事業における利用者保護・公的補助財産の保全から、当該法人が軽々に「事業廃止」を決めることはできない。他の社会福祉法人への寄付又は国庫への帰属となり、事業そのものは継続されることを前提にしている。
- (4) さらに、地域ニーズに応え不採算事業を実施することは、社会福祉法人の使命として多く見受けられる事例である。これらについて、「継続事業の前提」を注記することは、いたずらに利用者不安を招くことになる。

4. 「第4号基本金の廃止」については、撤回すべきです。

(理由)

- (1) そもそも「第4号基本金」は、定款準則に位置づけ(第18条第3項)が明記されており、決算上繰越金(当期活動収支差額)を生じたときに、「必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる」ことを踏まえた会計処理である。
- (2) 新基準(案)策定に際し定款準則の変更が予定されていないにも関わらずこれを否定することは、社会福祉法人の在り方に関する行政指導の逸脱である。

5. その他、科目設定に関する疑問

(1) 投資有価証券の勘定科目説明について

投資有価証券の科目説明には長期保有とあるのみで、特定の目的を持って保有することは規定されていない。資金収支計算においては固定資産化することは資金外財産とすることであるから、有価証券を単に長期保有目的で購入したとすることで当期末支払資金残高から外すことが出来るとすれば、当期末支払資金残高を30%以内とする行政指導は形骸化することになるがよいか。

また、老発第0312001号(社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について)は廃止されるのか。

(2) 「減損会計の導入」について

補助金で取得した固定資産についての使用価値計算や、評価グルーピングの設

定方針、又は公定価格による制度福祉において減損会計を導入すべきか否かなど、議論が尽くされていない現状においては、「注解 18」でいう使用価値評価は強制低価法の救済措置として活用することに限られるものであるなら、新基準案における「参考 4-③公益法人会計基準に採用されている会計手法の導入(オ)減損会計→固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法」の表記は削除すべきではないか。

算定方法も明示されない「使用価値」概念を持ち込んで強制低価法の救済措置が必要であるのか、そのような救済措置を必要とする事態がどれほど生じているのか、極めて希有なものを会計基準本体及び注解におくべきではないと考える。

(3)「繰延税金資産・負債」について

社会福祉法人において法人税が課せられる規模の収益事業を行う法人は少ない現状において、「繰延税金資産・負債」という法人税法上の収益事業についてのみ関係する科目が、流動資産・流動負債、固定資産・固定負債におかれている。

税効果会計を導入すべき事態が現実に存在していない状況で、単に可能性を有するというだけの理由で本来目的とする事業の重要科目と同等に並列されることは無用の混乱を招くことから、通常勘定科目体系から外し、運用指針の中で「収益事業において法人税等が課せられ、なおかつその税効果にかかる会計処理を要する場合には『繰延税金資産・負債』の勘定科目を使用・・・」などの説明をおくことで十分でと考える。

(4)「事業区分間貸付金・借入金」について

現行の指導指針では、老発第 188 号通知 第 2 の 3 運用上の留意事項「介護保険事業拠点から他の社会福祉事業へ繰替使用した資金については年度内に補填しなければならない。(介護保険事業拠点から介護保険事業拠点へ繰替使用した資金についての年度内補填は求められていない。)」を受けて、年度内補填を要しない「他会計区分貸付金・借入金」「他会計区分長期貸付金・借入金」と年度内補填を要する「会計区分外貸付金・借入金」の各勘定科目を用意している。

一方、新基準案の勘定科目説明によれば、「事業区分間貸付金・借入金」は他の事業区分への貸付金、他の事業区分からの借入金、「拠点区分間貸付金・借入金」は他の拠点区分への貸付金、他の拠点区分からの借入金とあり、老発第 188 号にある取扱いを異にする貸借の区分が明らかでない。

全てを年度内補填とするのであれば、介護保険事業の特性を踏まえた老発第 188 号通知の主旨が後退することとなり容認できない。

6. 今後の制度改正と会計基準の改正について

現行の社会福祉法人会計基準と指導指針との関りでは、介護保険制度見直しにより会計処理上の疑義・改正が生じた際に、社会・援護局所管の法人会計基準と老健局所管の指導指針の調整が必要となるために迅速な対応が出来ないことが度々あった。そのため実務の現場では会計処理が遅れる状況が続いたのである。

会計基準一元化の今後、各種別事業の制度改正が会計基準の勘定科目体系並びに会計処理方法に関連する指導、又は各種別の会計処理に係る疑義に対する回答をするにあたり、関係各局(部)間で滞りなく対処されるようにされたい。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 2 階 E-Mail: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp Tel:03-5211-7700 Fax:03-5211-7705
